

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-①)

施策目標	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 福島 直樹		
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。						政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標等	初期値	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度							23年度
1 最低居住面積水準未達率	4.3%	平成20年	-	4.3%	-	-	-	概ね0%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(早期に解消)を基に、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
2-① 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)	40%	平成20年	-	40%	-	-	-	50%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(H27))を基に設定したもの。			
2-② ((②大都市圏)	35%	平成20年	-	35%	-	-	-	43.8%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(大都市圏:50%(H32))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%	平成21年度	-	-	16%	19%	集計中	21%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%	平成17年度	-	1.5%	-	-	-	2.3~3.7%	平成27年度	国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)において、この割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることを戦略目標として掲げている。 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)においても、同じ目標を記載。(3~5%(平成32年度)) これらを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額		達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 公的賃貸住宅の管理等(平成18年度)	66,738	15,651	10,509		○平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減に対する支援などを実施。 ・家賃の低廉化に係る費用に対する助成・補助基本額(近隣同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額)に対する助成 ○なお、平成21年度まで計上されていた地域住宅交付金については、平成22年度からは社会資本整備総合交付金に移行している。				1.2	-			
	(52,239)	(11,666)	-										
(2) 住宅金融支援機構(平成19年度)	131,269	100,734	60,712		①出資金・補助金 ・証券化支援事業(証券化の特組みの活用により、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローン(フラット35)の供給を支援)については、H23年12月融資実行分より、東日本大震災の被災地以外について、フラット35S(省エネ)の当初5年間の金利引下げ幅を拡大(△0.3%→△0.7%)。(ローン金利の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置) ・住宅融資保険事業(民間の住宅ローンについて、機構が貸倒れによる損失を補填する保険を引き受けることにより同資金の融通を円滑化)については、H22年度において、保険料率の引下げを行った。なお、H23年度末をもって終了している。(保険料率の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置。) ②補給金・交付金 ・旧住宅金融公庫時代に貸し付けた住宅ローンについて、顧客からの返済の管理等を行う。なお、H23年度末をもって終了している。				1.2	-			
	(129,521)	(99,233)	-										
(3) 東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連:24-②、⑤)	-	147,547	1,530		東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。				1	-			
	-	(7,320)	-										

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-②)

施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する							担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 福島 直樹		
施策目標の概要及び達成すべき目標	住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。							政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進			政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度							
5-① 住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数)	約27年	平成20年	-	約27年	-	-	-	約35年	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(①約40年(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したもの。				
5-② (②住宅の減失率)	約7%	平成15～20年	-	約7%	-	-	-	約6.5%	平成22～27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(②約6%(平成27～32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したもの。				
6 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成16～20年平均値	-	3.5%	-	-	-	5.0%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(6%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
7 既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	-	14%	-	-	-	20%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
8-① マンションの適正な維持管理 (①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	37%	平成20年度	-	37%	-	-	-	56%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(70%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
8-② (②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	51%	平成20年度	-	51%	-	-	-	おおむね80%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(概ね100%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
9 新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	21%	19.3%	19.1%	24%	23.5%	37%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
10 リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4～12月	-	-	-	0.2%	-	5.1%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(10%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
11 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%	認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月までの値	-	-	8.8%	12.7%	12.5%	14.4%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(20%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	56 (55)	86 (82)	97 -	事業の目的を達成するため、平成24年度は4つの調査等をおこなっている。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②既存住宅を対象とした長期優良住宅に係る認定制度に関する調査検討経費 ③マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ④既存住宅流通市場の活性化に向けた情報提供に関する調査経費	5,6,7,8	-
(2) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	18 (18)	18 (18)	30 -	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望等に即した検討等により、市街地環境の実態を把握し効果的な規制誘導方策のとりまとめを行い、求められる性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制方策や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制の運用方策等のあり方について具体的に検討を進める。	5	-
(3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	79 (70)	115 (85)	112 -	事業の目的を達成するため、平成24年度は7つの調査等を行っている。 ①建築基準に関する国際基準整合調査 ②建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ③民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ④建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査・検討 ⑤リフォーム相談ガイドライン・専門家育成プログラムの作成経費 ⑥ユネスコ事業拠出金 ⑦建築基準法の性能技術基準整備調査	5	-
(4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	1,100 (1,088)	905 (898)	900 -	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。(補助率:定額補助)	5,9	-
(5) 住宅消費者への相談体制の整備事業 (平成21年度)	654 (603)	991 (987)	400 -	①全国の住宅展示場等において消費者支援施策の周知・普及セミナーを実施するとともに、その模様や各種消費者支援施策の概要等について各種地方媒体・雑誌媒体に掲載するなど、消費者向けのリフォーム促進企画を実施。 ②地域におけるリフォームの相談体制の整備に対する支援を実施。	6,7,10	-
(6) 建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	350 (350)	340 (333)	300 -	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援 等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認 等	5,6	-
(7) 住宅金融支援機構 (平成19年度)(関連:24-①)	131,269 (129,521)	100,734 (99,233)	60,712 -	①出資金・補助金 ・証券化支援事業(証券化の枠組みの活用により、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローン(フラット35)の供給を支援)については、H23年12月融資実行分より、東日本大震災の被災地以外について、フラット35S(省エネ)の当初5年間の金利引下げ幅を拡大(△0.3%→△0.7%)。(ローン金利の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置) ・住宅融資保険事業(民間の住宅ローンについて、機構が貸倒れによる損失を補填する保険を引き受けることにより同資金の融通を円滑化)については、H22年度において、保険料率の引下げを行った。なお、H23年度末をもって終了している。(保険料率の引下げのための費用は、H22年度予算から補助金で措置。) ②補給金・交付金 ・旧住宅金融公庫時代に貸し付けた住宅ローンについて、顧客からの返済の管理等を行う。なお、H23年度末をもって終了している。	5-①	-

(8)	住宅市場技術基盤強化推進事業 (平成23年度)	-	1,473	1,957	1) 先導的な技術開発等に関する事業 ・工法、要素技術などの開発 ・リフォームなど特殊な条件下の施工技術の開発 ・廃棄物削減に資する施工技術等の開発 ・評価・検査技術の開発 ・建材・資材の流通システムや生産工程の合理化、低コスト化に関する開発 ・住宅の質等に関する新しいニーズに対応した計画技術に関する開発 ・技術開発のロードマップ作成等 2) 技術的基盤の強化等に関する事業 ・情報発信、情報提供のための講習会・シンポジウムの実施等 ・相談体制の整備等	6.7	-
(9)	住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (平成23年度)	-	299	700	○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給を促進する。 ○家賃債務保証業等の適正化支援 家賃債務保証業業務の適正化を図るため、事業者等に対する情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施に係る取組みを支援する。 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 裁判外紛争処理手続き(ADR)の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等を支援する。 ○居住支援協議会活動支援 住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。 ○改正高齢者すまい法の普及促進事業 サービス付き高齢者向け住宅について登録制度を設ける改正高齢者すまい法の円滑な運用及び普及促進を図るため、登録情報の調査分析や登録情報の適正化等を通じ、当該制度の周知・普及に係る取組みを支援する。	7	-
(10)	木造住宅施工能力向上・継承事業 (平成23年度)	-	765	987	木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組として、①木造軸組工法住宅等の構造計画に関する技術講習、②木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する技術講習、③木造住宅等の省エネ改修に関する技術講習、④木造住宅のリフォーム工事に関する技術講習、⑤伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者の育成に向けた技術講習及び実技指導等を実施する事業者について、事業計画の提案を公募し、学識経験者の意見を踏まえて選定された事業に対して補助を行う。(補助率:定額)	5.6,11	-
(11)	既存住宅流通・リフォーム推進事業 (平成23年度)	-	856	2,000	①既存住宅の売買や分譲共同住宅の大規模修繕工事に際して、一定の質の向上を目的とするリフォーム、住宅瑕疵担保責任保険法人による検査、瑕疵保険への加入、住宅履歴情報の蓄積等を行う事業について、その工事費用等の一部を助成する。 ②既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を図るために実施する調査研究に対して助成する。	6.7,10	-
(12)	建築確認手続き円滑化等推進事業 (平成23年度)	-	396	200	東日本大震災による建築被害を踏まえた制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者側・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成する。(補助率:定額補助)	5.6	-
(13)	木造建築基準の高度化推進事業 (平成23年度)	-	437	550	木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物の火災時の安全性については、規制の緩和等を行うために必要な既存の技術的知見が存在しない。このため、当該建築物の火災時の避難安全の確保、著しい延焼・危害の防止について、実大火災実験や関連する要素実験(特定の仕様による実験結果が、他の仕様にも適用できるか確認するための部材実験等)、シミュレーション等の調査分析を行う民間事業者等に対して補助を行い、技術基準整備に必要なデータの収集整理を行う。(補助率:定額補助)	5	-
(14)	マンション再生環境整備事業 (平成23年度)	-	136	100	○マンション再生に関する相談体制の立ち上げ支援等に係る事業 ①マンション再生に関し、電話等による相談対応のネットワークの構築を行う費用を支援。 ②専門家の派遣を行う前相談体制の整備に係る費用を支援。 ③マンション再生に向けて合意形成等を行う管理組合に対して、中立的な立場でヒアリング調査や合意形成の提示等を行う、合意形成や権利者調整等のアドバイスに要する費用を支援。 ④マンション購入者等に対して長期修繕計画及び修繕積立金の説明等の普及啓発に必要な費用を支援。 ⑤上記の内容を担う専門家の育成に係る費用を支援。	8	-
		-	(91)	-	○マンション再生環境整備事業に関する調査・評価に係る事業		

(15)	東日本大震災災害復興住宅融資等 緊急対策費補助金(東日本大震災 関連)(平成23年度)	-	206,700	53,900	①災害復興住宅融資の拡充等 東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)、申込期間の延長(平成27年度末まで)を行う。 また、住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合において復旧資金を貸し付ける災害復興宅地融資を行う。 ②既往貸付者に対する返済方法の変更 東日本大震災により被災した住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の利用者で、一時的に今後の返済が困難となる方に対して、通常の支援措置の拡充(最長5年間の返済猶予、返済猶予期間中の金利引下げ(最大「1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」)、返済期間の最大5年延長)を行う。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5-①	-
(16)	東日本大震災公的賃貸住宅等復 旧・復興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連:24-①、②)	-	147,547	1,530	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5.6	-
(17)	既存住宅等に対応した住宅瑕疵担 保責任保険の提供体制の整備事業 (平成24年度)	-	-	150	①検査技術の導入・実用化に対する支援 既存住宅に関する保険について、検査技術導入・実用化に対する支援を行う。 ②設計施工基準の見直しに対する支援 住宅瑕疵担保責任保険の引受基準である設計施工基準の見直しに対する支援を行う。	6.7,10	-
(18)	既設昇降機安全確保緊急促進事業 (平成24年度)	-	-	3,450	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物(病院、学校、分譲マンション等)のうち、三大都市圏等の区域内における耐火建築物等であることその他の要件を満たすものに設けられているエレベーターについて、費用・工期に関して一定以上の水準(1台当たり4,000千円以下、7日間以内)である等モデル性を有した防災対策改修に対して国が直接支援を行う。	-	防災対策改修の実施台数:約3,000台 防災対策が実施されている既設エレベーターの割合:25%(平成25年度)

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-③)

施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する					担当部局名	総合政策局		作成責任者名	安心生活政策課長 山口 一郎	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。					政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度				
12 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(ⅰ)園路及び広場、(ⅱ)駐車場、(ⅲ)便所)、⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合)	①77% ②70% ③89% ④75% ⑤47% ⑥14% ⑦(ⅰ)47% (ⅱ)32% (ⅲ)25% ⑧45%	①平成23年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成21年度 ⑥平成21年度 ⑦(ⅰ)平成22年度 (ⅱ)平成18年度 (ⅲ)平成18年度 ⑧平成22年度	①51% ②- ③- ④- ⑤44% ⑥14% ⑦ (ⅰ)44% (ⅱ)34% (ⅲ)27% ⑧33%	①60% ②- ③- ④- ⑤46% ⑥15% ⑦ (ⅰ)45% (ⅱ)36% (ⅲ)29% ⑧37%	①67% ②70% ③89% ④67% ⑤47% ⑥14% ⑦ (ⅰ)46% (ⅱ)38% (ⅲ)32% ⑧41%	①74% ②78% ③92% ④75% ⑤48% ⑥17% ⑦ (ⅰ)47% (ⅱ)39% (ⅲ)32% ⑧45%	①約87% ②約85% ③約95% ④約88% ⑤約54% ⑥22% ⑦(ⅰ)約54% (ⅱ)約50% (ⅲ)約39% ⑧約58%	平成27年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)において、平成32年度までの目標値(約100%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。なお、本指標は「社会資本整備重点計画」の指標としても位置づけられているところ。 ②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。なお、②③④の指標はいずれも「社会資本整備重点計画」の指標としても位置づけられているところ。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針(国土交通大臣告示)における平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。なお、本指標は「社会資本整備重点計画」の指標としても位置づけられているところ。 ⑥これまでの取組と平成14年(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(旧ハートビル法)改正)からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフロアのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値(30%)を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。 ⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したもの。なお、本指標は「社会資本整備重点計画」の指標としても位置づけられているところ。 ⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したもの。なお、本指標は「社会資本整備重点計画」の指標としても位置づけられているところ。		
13 バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)	①45.7% ②- ③- ④12,256台 ⑤18.1% ⑥81.4%	①平成22年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成22年度 ⑥平成22年度	①26.5% ②- ③- ④10514台 ⑤14.1% ⑥59.9%	①41.3% ②- ③- ④10742台 ⑤16.4% ⑥64.3%	①45.7% ②- ③- ④11165台 ⑤18.0% ⑥70.2%	①49.5% ②35.5% ③3.0% ④12256台 ⑤18.1% ⑥81.4%	①52.8% ②38.4% ③3.3% ④13099台 ⑤20.6% ⑥86.1%	①約60% ②約52% ③約12% ④20,000台 ⑤約34% ⑥約85%	平成27年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。なお、本指標は「社会資本整備重点計画」の指標としても位置づけられているところ。	
14 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	① 37% ② 9.5%	平成20年	-	37% 9.5%	-	-	-	① 59% ② 18.5%	平成27年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(一定:75%(平32)、高度:25%(平32))を基に、現況値と平成32年の目標値との差を按分し、平成27年の数値を形式的に設定したもの。	
15 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%	平成20年	-	16%	-	-	-	23%	平成27年	高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(28%(平32))を基に、現況値と平成32年までの目標値との差を按分し、平成27年の数値を形式的に設定したもの。	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の 推進 (平成18年度)	51 (43)	44 (33)	39 -	建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が平成18年12月から施行された。本法では、バリアフリー施策のスパイラルアップ及び心のバリアフリーについては、国の責務とされている。これを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策として、1)当事者参画によるスパイラルアップのための体制の確立に向けた施策関連事業、2)地方公共団体のための基本構想作成等促進事業、3)心のバリアフリーの推進関連事業を推進する。	12	-

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-④)

施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する							担当部局名	港湾局		作成責任者名	計画課長 松原 裕	
施策目標の概要及び達成すべき目標	海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。							政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	平成19年度以降毎年度	我が国の海洋環境に過去に例を見ないほど甚大な被害を与えた「ナホトカ号油流出事故」(平成9年)と同等又はそれ以上の規模の事故を未然に防止する必要があるため。			
17 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	平成24年度	・我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正以降、船舶油濁損害賠償保障法を適切に運用しており、運用の成果を示している指標であるため。 ・船舶油濁損害賠償保障法の施行以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから次年度以降も保険未加入隻数0隻とすることを目標値として設定。			
18 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	37.8%	平成23年度	—	—	—	—	—	約40%	平成28年度	・過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積のうち復元・再生した割合として設定。 ・業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)			
19 廃棄物を受け入れる海面処分場の残存確保年数	約6年	平成19年度	約6年	約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	平成24年度	・一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっており、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要があるため。 ・目標値については、通常、海面処分場の整備着工から廃棄物の受け入れ開始までに約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分場の困難な状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。 ・業績指標の根拠: 循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月25日 閣議決定)			
20 三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	46.2%	平成23年度	40.3%	41.4%	42.3%	42.9%	45%	約50%	平成28年度	・三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域のうち、改善した割合として設定。 ・業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
	22年度(百万円)	23年度(百万円)											
(1) 国連環境計画拠出金(平成16年度)	14 (14)	13 (13)	12	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPA P)」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。				16	—				
(2) 国連開発計画拠出金(平成18年度)	12 (12)	11 (11)	10	東アジア地域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア地域の海洋環境を改善する。				16	—				
(3) 海洋・沿岸域環境の保全等の推進(平成20年度)	19 (17)	13 (12)	12	適正なEEZ管理のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境保全のための船舶に対する国際的規制の検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画(平成20年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。				16	—				
(4) 低潮線の保全に要する経費(平成23年度)	—	55 (54)	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。				—	平成24年度の低潮線及びその周辺の状況調査(巡視等)区域数:177/177(状況調査区域数/水・国土局所管区域数)				
(5) 船舶油濁損害対策(平成17年度)	34 (15)	33 (14)	33	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書の船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法の的確な運用を行っている。外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合等には費用を補助している。(補助率2分の1)				17	—				

(6)	港湾環境整備事業 (昭和48年度)	8,062 (8,025)	3,181 (4,004)	6,686	港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用を確保するとともに、浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等を目的として、廃棄物埋立護岸の整備や水質浄化、底質改善を行う。	18 19 20	—
(7)	港湾環境整備事業(東日本大震災 関連) (平成23年度)	- -	750 -	268	東日本大震災により発生した津波堆積物等の災害廃棄物の受け入れ等を目的として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。	19	—
(8)	海岸事業 (昭和24年度)(関連:24-⑬)	17,822 (17,704)	9,710 (9,656)	11,833 -	津波・高潮・波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	-	—
(9)	海岸事業(直轄・補助) (直轄:昭和47年度、補助:昭和31 年度)(関連24-⑬)	23,962 (22,907)	11,368 (11,358)	10,214 -	津波・高潮・波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	—
(10)	港湾における廃棄物受入体制強化 に関する検討に必要な経費 (平成24年度)	- -	- -	5	マルポール条約附属書Vの改正に伴い、船舶から発生する廃棄物の海洋投棄が原則禁止され、陸上において受入・処理が必要となる廃棄物が増加することが見込まれる。これを踏まえ、本業務は、船内廃棄物の処理の現状及び条約改正に伴う課題等を整理し、港湾における受入体制等の対応方策を検討するものである。	-	当事業は港湾における対応方策を検討するものであり、数値による定量化をすることは困難である。
(11)	港湾区域における低潮線の保全に 要する経費 (平成24年度)	- -	- -	4	衛星画像による低潮線及びその周辺の状況調査、巡視船による低潮線及びその周辺の巡視並びに低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。	-	低潮線及びその周辺の状況調査・巡視回数

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑤)

施策目標	5 快適な道路環境等を創造する			担当部局名	道路局	作成責任者名	道路局環境安全課 交通安全政策分析官 鹿野正人			
施策目標の概要及び達成すべき目標	環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。			政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	平成25年8月			
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
21 市街地等の幹線道路の無電柱化率	15%	平成23年度	12.7%	13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	18%	平成28年度	H21年度以降の整備完了延長の平均で推移するものとして目標値を設定。本指標は社会資本整備重点計画に位置付けられている。
22 新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5%	平成22年度	-	-	9.9%	10.5%	14.7%	15%	平成27年度	日本再生戦略においても、本指標による目標を位置付けているところであり、引き続き業績指標として選定するものである。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 環境影響評価法改正に伴う道路事業における環境影響評価の検討業務(平成23年度)	-	17	18	環境影響評価法の改正後、1年以内に基本的事項を公表、1年半以内に主務省令を公表、2年以内に法律が施行されることとなる。このうち主務省令は基本的事項を踏まえて主務大臣が事業の種類ごとに定めることとなっており、道路事業についても定めなければならない。このため、本施策において、配慮書手続、方法書説明会、事後調査等の進め方の方針を検討し、主務省令に規定すべき内容をとりまとめるとともに、新たな環境評価手続を効率的かつ円滑に運用できるようにするため指針等に盛り込むべき内容の整理を行う。				-	使途が新たな環境評価手続の効率的かつ円滑な運用を図るためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない	
(2) 今後の沿道大気環境対策のための調査検討経費(平成22年度)	28	23	18	沿道大気環境は全国的に改善傾向にはあるが、未だ環境基準が非達成箇所が点在しており、その発生源や大気中での挙動特性についての科学的知見は十分に得られていないところであり、新たな対策の必要性検討や対策立案に向けては更なる状況把握調査が必要である。このため、沿道大気質の発生・挙動特性を把握し、道路施策としての新たな大気質濃度低減対策の必要性を検証した上で、必要に応じ道路空間において実施可能な、新たな低減対策の可能性を検証するものである。				-	使途が沿道環境(大気質)対策について検討するためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない	
(3) 沿道騒音の環境改善に関する対策検討業務(平成23年度)	-	20	19	自動車交通による騒音については、対策が着実に進められ年々改善傾向にあるものの、環境基準を超過している箇所があり、特定の地域における新たな沿道騒音改善の方策を早急に検討する必要がある。このため、本検討では、より効率的な騒音対策に資するために、沿道騒音および各種対策の実態を把握し、道路施策としての新たな沿道騒音対策の実施の可能性等について検討を行う。				-	使途が環境基準達成に向けた対策の立案を行うためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない	
(4) 無電柱化に係るコスト縮減方策検討経費(平成22年度)	150	134	45	無電柱化の整備状況やコスト縮減に係る課題等を踏まえつつ、新たな無電柱化手法や電線共同溝の技術基準の策定等によるコスト縮減の検討を行う。				21	-	
(5) 環境対応車普及促進対策(平成14年度)	8,789	27,069	980	トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行うとともに、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」における措置として、環境性能に優れたディーゼルトラック・バスの導入についても補助する。また、観光地等における電気自動車を活用した意欲的な事業展開等を目指す運送事業者に対して補助するとともに、環境性能に優れた新車購入の促進を図るため緊急に対応すべきものとして行う環境対応車普及促進対策事業の基金の造成に要する経費を補助する。				22	-	
(6) 次世代大型車開発・実用化促進事業(平成17年度)	245	249	249	実用性の向上(技術的改良等)及び基準整備に資するため、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等(電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、次世代バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス)を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施する。				22	-	
(7) 車両の環境対策(平成17年度)	138	125	142	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査				-	-	
(8) 道路施設における再生可能エネルギー導入への転換及び活用に関する実証実験(平成24年度)	-	-	35	道路分野における防災機能強化の観点から、災害時における電力供給のバックアップシステムとして、防災拠点における再生可能エネルギーの活用方策の検討を行い、ケーススタディにより検証する。併せて、その他道路施設への活用可能性の検討を実施する。				-	使途が防災拠点における再生可能エネルギーの活用方策の検討、ケーススタディによる検証、道路施設への活用可能性の検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない	
(9) 自動車と家庭・業務の省CO2・省エネルギー管理の一体的推進(平成24年度)	-	-	42	家庭・業務部門との連携による自動車部門のエネルギー管理技術の分野において、特に実現性・効果に優れ、先導性の高い開発・検証事業を外部有識者により評価・選定の上、支援する。				22	-	
(10) 道路事業(直轄・改築)(昭和27年度)(関連:24-⑮、⑳、㉑)	1,356,814	1,294,371	1,156,008	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備、現道の防災対策、交差点改良等の交通安全対策、自転車・歩行者道の整備、共同溝・電線共同溝の整備等を実施				21	-	

道路事業(補助等) (11) (昭和27年度)(関連:24-⑮、⑳、㉑)	538,215 (535,453)	120,654 (119,407)	51,551 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う	-	使途が補助国道(一般国道のうち政令で道指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない
---	----------------------	----------------------	-------------	--	---	--

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑥)

施策目標		6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						担当部局名		水管理・国土保全局 水資源部		作成責任者名		水資源政策課長 池本 武広		
施策目標の概要及び達成すべき目標		安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。						政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期		平成25年8月		
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度									
23	世界的な水資源問題に対応するための国際会議の開催及び参加件数	14件	23年度	11	11	11	12	14	14件	28年度	国連ミレニアム開発目標達成を含め世界的な水資源問題の解決のためには、世界各国の取り組みが不可欠である。かつ、これらの取り組みを我が国がリードしていく観点から、①我が国が国際会議等を開催し、また、各種国際会議等に参加し、日本国政府として、②方針の提示、③各種文書等への提言等の盛り込み、④意見交換の場での理解促進、⑤プレゼンテーション等の実施による啓発・普及等を図ることが国連ミレニアム開発目標の達成等に資することになることから、引き続き現在の国際会議の開催及び参加件数を維持する。					
24	地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量に対する年間採取量の割合	94.5%	21年度	89.1%	95.9%	94.5%	92.2%	調査中	100.0%	26年度	地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取の年間目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成21年度に、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために達成又は遵守する目標として継続することを申し合わせた。以上のことから、地下水採取目標量の継続を申し合わせた平成21年度を目標値設定年次とし、初期値とする。また、地下水採取目標量は、達成後も引き続き遵守すべきものであるため5年後の平成26年度を目標年次とした上で、対象地域ごとに要綱で定められている地下水採取の年間目標量(濃尾平野は2.7億m ³ 、筑後・佐賀平野は0.09億m ³ 、関東平野北部は4.8億m ³)の合計である7.59億m ³ 以下に抑制された場合を100%として目標値を設定する。					
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和49年)		15 (13)	15 (15)	15 -	全国の一級河川沿川の地下水位及び水質の調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標量などの検証に活用していく。なお、調査結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。					24	-					
(2) 水資源開発事業(昭和37年度 水資源開発基本計画)(昭和40年度 水資源機構)(昭和62年度 水源地域活性化)		55,582 (50,397)	52,348 (36,770)	27,219 -	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。水源地域では集落、地域社会の疲弊が進んでいる地域が多く早急な対策が必要となっており、地域資源等を活用した活性化活動の支援を行うことを通じて、その活動が地域の担い手により継続的に実施されることを目的とする。					-	【管理施設数】:51施設 水資源開発基本計画に基づき、利水・治水を目的とするダム・用水路等の施設の新築または改築、および管理を行う。					
(3) 水供給システムの安全・安心確保に関わる経費(平成22年度)		14 (7)	12 (9)	16 -	農業用水、水道用水、工業用水等、水供給システムの根幹となる大規模多目的施設を有するモデル地区において、地震や洪水などの災害や水質事故等による水供給リスクを把握するとともに、関係者が連携して予防保全措置や危機管理対応を議論・検討することにより、ハード、ソフト両面から危機管理対策を推進する。また、この検討や議論のプロセス等をとりまとめ、危機管理に関するガイドラインとして全国に普及させることで、全国の水供給システムの安全・安心確保に資する。					-	【検討会開催回数】:5回 関係者による給水システムの危機管理に関する検討会開催数					
(4) 気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する調査経費(平成22年度)		11 (7)	21 (14)	19 -	利根川、筑後川、吉野川流域の水量の変動が水質に与える影響について把握するため、最新の研究成果及び既往濁水時の水量・水質のデータについて整理・分析を行った。気候変動の要因による水量・水質への影響を定量的に把握するため、利根川、筑後川流域をモデルに、既存の気候変動予測結果等をもとに、水量等に関する試算を行い、水利用への影響について分析整理を行った。					-	【調査流域数】:3流域 既存の気候変動予測結果等による水量等に関する試算、および水利用への影響についての分析整理					

(5)	世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費 (昭和60年度)	43 (34)	51 (45)	46 -	・世界の水問題解決や我が国の水資源分野における経験・技術を活かした水インフラの国際展開に向け、国際会議を通じた情報発信及び情報収集を行った。 ・アジア・太平洋地域の水問題解決に向け、中国及び韓国の水資源政策担当当局との政策連携、情報共有及び政策交流を行った。 ・アジアの水問題解決や我が国の水資源分野における経験・技術を活かした水インフラの国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける総合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行った。	23	- -
(6)	地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費 (昭和61年度)	26 (23)	22 (20)	31 -	地盤沈下防止等対策要綱に基づく施策を進める上で、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て毎年要綱の実施状況の調査・分析を行うとともに、要綱に定められた地下水採取目標量や地盤沈下対策事業等について評価を行う。また、局地的な地盤沈下の継続や渇水時の短期的な地下水採取量の増加に伴う地盤沈下の発生を防止し適正な地下水利用と管理を図るための地下水管理指針の検討や、持続可能な水資源として地下水の利用・保全をはかるため、地下水の流動や地盤沈下のメカニズムの解明に向けた検討を行う。	24	- -
(7)	水源地域整備計画策定費 (昭和52年度)	7 (3)	6 (4)	6 -	水特法の円滑な施行のため、ダム指定、水源地域の指定、水源地域整備計画の決定及び水源地域整備計画の進捗状況の確認等を行う。 水源地域対策を円滑かつ実効の上がるものとして計画的に実施するために、水源地域の生活再建及び地域振興等に係る様々な分野のアドバイザーの派遣、ダム等の建設に伴う水没関係者の生活再建等に係る諸問題の直接的な相談窓口となる生活再建相談員の研修及び水源地域活性化の核となるリーダー養成のための研修を実施する。	-	[水源地域活性化のためのソフト施策の実施数] 5回 ・水源地域対策アドバイザー派遣 ・生活再建相談員研修 ・水源地域活性化リーダー養成研修 -
(8)	水源地域対策基本問題調査費 (平成4年度)	9 (6)	6 (5)	5 -	水源地域対策特別措置法対象ダムを中心とした水源地域における生活再建や活性化等について、現時点で国が実施すべき基本的な問題に対するの対策を立案する。平成24年度は、安定的な水資源の確保に資するため水源かん養機能、水源林の管理状況等の実態を把握するとともに、今後の水源地域対策維持・保全に寄与するための対応策を検討する。	-	[実態把握調査実施ダム数]:3ダム ・水源地域の実態把握 ・水源地域における現状の課題の抽出 -
(9)	水資源の現状把握等に要する経費 (昭和50年度)	31 (20)	27 (18)	24 -	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行った。調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめた。	-	【水資源の現状把握調査都道府県数】:47都道府県 調査結果を基にした「日本の水資源」の公表 -
(10)	広域的な水循環健全化推進調査経費 (平成13年度)	17 (12)	10 (9)	9 -	総合的な水資源管理の考え方をもとに低炭素・省エネルギーの観点の取組みを導入した場合における、CO2排出量の削減効果やエネルギー使用量の低減効果について、モデル地域において試算を行った。	-	【検討モデル流域】:2流域 相模川、北上川の2流域でのCO2削減効果検討 -
(11)	水資源の有効利用等の推進に関する調査経費 (平成12年度)	7 (4)	11 (10)	11 -	雨水・再生水利用の普及促進のため、全国における雨水・再生水利用施設の実態調査を行い、利用が有効な地域や利用施設の形態、運用の課題等について分析するとともに、計画的な雨水・再生水利用の促進を図るための普及目標の設定手法を確立するための検討を行い、自治体で作成する水需給計画に反映させるものである。また、節水を促進するため、節水効果の算定手法について検討を行うとともに、節水によって削減した水をCO2削減や環境改善等に資する用途への利用(弾力的水利用)することについて検討を行い、潤いのある水の恵みを受取るものである。 また、災害時における有効な水資源として地下水・雨水等の活用に関して、東日本大震災の経験を反映させた検討を行い、各自治体の防災計画の立案(見直し)に反映させるべく取りまとめを行う。	-	【関係会議等の参加回数】:5回 水資源の有効利用等に関する関係自治体や市民団体等との会議等において、検討・調整・普及促進活動等を実施した回数 -

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑦)

施策目標		7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する						担当部局名		都市局		作成責任者名		公園緑地・景観課長 舟引 敏明	
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。						政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度							
25	歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	約69%	平成22年度	約66%	約67%	約67%	約69%	集計中	約75%	平成28年度	少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との動向により平成28年度の目標値約75%を設定している。				
26	1人あたり都市公園等面積	9.8㎡/人	平成22年度	9.4㎡/人	9.6㎡/人	9.7㎡/人	9.8㎡/人	集計中	10.5㎡/人	平成28年度	緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところであり、都市公園等の現況値のトレンドから目標値を設定。				
27	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	12.6㎡/人	平成22年度	12.1㎡/人	12.3㎡/人	12.4㎡/人	12.6㎡/人	集計中	13.5㎡/人	平成28年度	水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところであり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市域における水と緑の公的空間確保量」と同一定義)】				
28	地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率	16%	平成23年度	-	-	-	-	16%	60%	平成28年度	平成23年度に行った計画策定意向アンケート結果を踏まえ、都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、計画策定済み団体の割合を平成23年度約16%から平成28年度約60%まで向上させる目標を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「公園施設の計画的維持管理の推進」と同一定義)】				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		22年度(百万円)	23年度(百万円)												
(1)	国営公園等事業(昭和47年度)(関連:24-⑧、⑩、⑪、⑫)	42,403 (39,217)	24,294 (23,550)	23,323 -	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。					25、26、27、28、29、50	-				
(2)	明日香村歴史的風土活用事業交付金(平成12年度)	150 (150)	150 (150)	150 -	国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存を図るため、明日香法に基づき全国でも唯一村内全域に厳しい土地利用規制を課していることを背景とした人口減少、高齢化、観光客の減少、農林業の衰退等の課題に対応し、歴史的風土の創造的活用の推進を図る。					-	建築物等の修景件数: 52件 主要観光施設の入場者数: 1,300千人				
(3)	世界遺産に対応した歴史的風土保存計画の見直し検討調査(平成24年度)	- -	- -	10 -	世界遺産に相応しいきめ細かい維持管理の方向性を含め、古都保存法に基づいた鎌倉の歴史的風土保存計画を示すことにより、鎌倉の世界文化遺産登録を支援するとともに、鎌倉以外の歴史的風土保存計画についても見直しを行うことにより、国際的な観光地となっている各古都の魅力向上を図る。					-	見直し対象とする歴史的風土保存計画の数: 7計画 京都市、奈良市、鎌倉市の合計入込観光客数: 90,000千人				

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局 河川環境課		作成責任者名	河川環境課長 金尾 健司	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
29 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	平成22年度	-	-	-	約33%	集計中	約50%	平成28年度	対象都市における緑の基本計画の改定時期の傾向等を踏まえて設定する。			
30 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	約13%	平成22年度	約12%	約14%	約13%	約13%	集計中	約29%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約13%(平成22年度)→約29%(平成28年度)と規定されているため。			
31 汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	約87%	平成22年度	約84%	約85%	約86%	約87%	集計中	約95%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約87%(平成22年度)→約95%(平成28年度)と規定されているため。			
32 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割	平成23年度	-	-	-	-	約3割	約5割	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約3割(平成23年度)→約5割(平成28年度)と規定されているため。			
33 良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている人口の割合)	約33%	平成23年度	約25%	約27%	約29%	約31%	約33%	約43%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約33%(平成23年度)→約43%(平成28年度)と規定されているため。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要						関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連24-⑫)	394,309	288,151	269,606	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)						32	-		
	(392,819)	(286,873)	-								-		
(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:24-⑪、⑫)	205,055	18,784	5,799	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。 ※()は補助率 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。						30,31,33	-		
	(197,058)	(18,564)	-								-		

(3)	下水道リスク管理システムの運用経費(平成13年度)	6 (5)	6 (5)	6 -	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方策の検討を行う。	-	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果(法律で定められた集計を毎年実施) -
(4)	下水道分野の水ビジネス国際展開経費(平成21年度)	48 (44)	79 (79)	92 -	①相手国の実情やニーズに応じ、政策形成の早期段階から、「調達の上流部分の下水道政策」と「政策を実現するための日本の優位技術」をパッケージとしたプロジェクトを提案し、形成する。 ②今後、海外で需要が高まると予想される本邦優位技術を核として、核となる技術を組み込んだ下水道システムを戦略的に国際標準化するために、国際標準化戦略アクションプラン(平成23年3月知的財産戦略本部決定)に基づき、国内関係機関と連携し、これらの技術の国際標準化に向け、国際標準化機関に対し規格案の検討を進める。また、「知的財産推進計画(平成23年6月知的財産戦略本部決定)に基づき、認証制度を確立する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点として日本版ハブ構想を推進するため、各拠点の基本的な設計等を実施する。	-	- 官民連携した国際展開に関しては、活動が成果として結実するまでに時間がかかるため、期間内の成果を測ることが困難。
(5)	日本下水道事業団補助に必要な経費(昭和47年度)	346 (346)	279 (279)	220 -	・下水道整備の促進等に必要下水道技術者の確保及び個々の技術者の業務遂行能力の向上を図るため、地方公共団体等の下水道担当職員の養成を目的とする研修に要する費用を補助する。 ・下水道の効率的な整備、維持管理を図るため、全国的観点から地方公共団体が広く活用できる技術の開発及び実用化のための試験研究に要する費用を補助する。	30,31	- -
(6)	小水力発電の設置に伴う河川環境調査等手法検討経費(平成24年度)	- -	- -	12 -	国内、海外の水力発電を行う際の河川環境調査内容について、河川の規模、減水区間の距離、取水量の規模、発電規模等から調査・整理する。これを踏まえ、小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、シミュレーション等を行い、「小水力発電設置における河川環境調査方法(原案)」を作成する。	-	「小水力発電設置における河川環境調査方法(原案)」を作成
(7)	国営公園等事業(昭和47年度)(関連:24-⑦、⑩、⑭)	42,403 (39,217)	24,294 (23,550)	23,323 -	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	25,26,27, 28,29,50	-

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-9)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						担当部局名		総合政策局		作成責任者名		環境政策課長 山本 博之	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。						政策体系上の位置付け		3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度							
34-①	特定輸送事業者の省エネ改善率 ①特定貨物輸送事業者	-	-	-	-4.23%	-2.43%	-2.41%	-1.30%	前年度比-1%	平成19年度以降毎年度	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
34-②	②特定旅客輸送事業者	-	-	-	-1.13%	-0.48%	-0.79%	+0.04%	前年度比-1%	平成19年度以降毎年度	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
34-③	③特定航空輸送事業者	-	-	-	-1.58%	-2.40%	-2.10%	-0.39%	前年度比-1%	平成19年度以降毎年度	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
35-①	建設工用機械機器による環境の保全 ①PM	1.9千t	平成21年度	0.7千t	1.3千t(推定値)	2.8千t	集計中	集計中	8.1千t	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第八次答申)」において、PM削減の提言がなされているため。 ・目標値はオフロード建設機械の普及台数(a)と1台当たりの排出ガス削減量(b)の積により算出した。 (a)建設機械動向調査より、過去4年間(平成14～17年度)において年間約3.6万台が排出ガス規制を満たしたオフロード建設機械に更新されていることからオフロード法施行後6年間で21.6万台普及するものとした。 (b)オフロード法による排出ガス規制値と第一次排出ガス対策型建設機械指定制度の排出ガス基準(平成3年開始)との差を1台及び1時間当たりの排出ガス削減量とし、建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス削減量に換算した。 				
35-②	②NOx	39.1千t	平成21年度	15.9千t	27.6千t(推定値)	57.0千t	集計中	集計中	153.0千t	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第八次答申)」において、NOx削減の提言がなされているため。 ・目標値はオフロード建設機械の普及台数(a)と1台当たりの排出ガス削減量(b)の積により算出した。 (a)建設機械動向調査より、過去4年間(平成14～17年度)において年間約3.6万台が排出ガス規制を満たしたオフロード建設機械に更新されていることからオフロード法施行後6年間で21.6万台普及するものとした。 (b)オフロード法による排出ガス規制値と第一次排出ガス対策型建設機械指定制度の排出ガス基準(平成3年開始)との差を1台及び1時間当たりの排出ガス削減量とし、建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス削減量に換算した。 				
35-③	③ハイブリッド建設機械の普及台数	200台	平成21年度	-	-	200台	470台	960台	1,200台	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量削減に資するため、CO2排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規定(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定された、ハイブリッド機構を有した建設機械を普及促進する必要があるため。 ・メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数を目標値に設定した。 				
35-④	④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量	692kL	平成22年度	-	-	-	692kL	集計中	1,172kL	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量削減に資するため、カーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料(以下「BDF」という。)の適正使用を促進する必要があるため。 ・バイオディーゼル燃料取組実態調査(全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会)に基づくBDF製造量と、建設機械が含まれる項目の使用割合の積により算出した平成18年～22年度の平均増加量を元に目標値に設定した。 				
36-①	建設廃棄物の再資源化率・再資源化等率及び建設発生土の有効利用率 ①アスファルト・コンクリート塊	98.6%	平成17年度	-	98.4%	-	-	-	98%以上	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				
36-②	②コンクリート塊	98.1%	平成17年度	-	97.3%	-	-	-	98%以上	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				
36-③	③建設発生木材(再資源化等率)	68.2%(90.7%)	平成17年度	-	80.3%(89.4%)	-	-	-	77%(95%以上)	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				

36-④	④建設汚泥	74.5%	平成17年度	-	85.1%	-	-	-	82%	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。
36-⑤	⑤建設混合廃棄物	292.8万t	平成17年度	-	9%	-	-	-	平成17年度排出量に対して30%削減	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。
36-⑥	⑥建設発生土	80.1%	平成17年度	-	78.6%	-	-	-	87%	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。
37-①	住宅、建築物の省エネルギー化 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率	42%	平成22年度	-	-	-	42%	45%	70%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(100%(平成32年度))を基に、省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%に達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として①70%を目標として設定したもの。
37-②	②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率	71%	平成22年度	-	-	-	71%	73%	85%	平成27年度	一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率(②)に関しては、住宅(①)に準じて、省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%に達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として②85%を目標として設定したもの。
38	重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	0.0%	平成14年度	-	6.7%	8.1%	9.2%	集計中	12%	平成27年度	省エネ法に基づくトップランナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%燃費が向上するものとして設定されたことによる。(出荷台数比率は基準年度と同じであると仮定)
39-①	モーダルシフトに関する指標 ①トラックから鉄道コンテナ輸送へのシフト(鉄道コンテナ輸送量の増加)	21億トンキロ増	平成18年度	23億トンキロ増	16億トンキロ増	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	5億トンキロ減	36億トンキロ増	平成24年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して36億トンキロ増加させるという目標値を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)
39-②	②トラックから海上輸送へのシフト(海上輸送量の増加(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量))	301億トンキロ	平成18年度	301億トンキロ	287億トンキロ	267億トンキロ	315億トンキロ	305億トンキロ	320億トンキロ	平成24年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における海上輸送量を、施策を実施することによって320億トンキロにするという目標値を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)
40	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	3都市	平成19年度	3都市	15都市	18都市	25都市	29都市	30都市	平成24年度	集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に係る計画を策定し、対策に取り組んでいる都市数。本指標は、京都議定書目標達成計画の見直し(H20.3.28閣議決定)において位置づけられ、積極的に進めていくべき「街区・地区レベルにおける対策」の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国の環境対策の着実な推進に資するものである。京都議定書の第1約束期間内(H20~H24年度)において、先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数から設定。
41	年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	-	-	-	-	-	-	4	3	平成24年度	船舶の省エネルギー技術開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に評価・管理することが重要である。この観点から当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度評価における採点結果の平均値を業績指標として設定した。
42	都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量	105万t-CO2/年	平成22年度	-	100万t-CO2/年	103万t-CO2/年	105万t-CO2/年	-	107万t-CO2/年	平成28年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成2年から平成22年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定。【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市緑化等による温室効果ガス吸収量」と同一定義)】
43	下水道に係る温室効果ガス排出削減(省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量)	約129万t-CO2	平成21年度	104万t-CO2/年	125万t-CO2/年	129万t-CO2/年	-	-	246万t-CO2/年	平成28年度	本指標は、地球温暖化対策推進における温室効果ガス排出削減の重要性に鑑み、平成24年8月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」の指標として設定したもの。本指標の目標値については、平成28年度までに消化ガス発電や固形燃料化等によって下水汚泥エネルギー化率が29%まで進展するとともに、焼却炉の高温焼却化率100%を達成する等と想定して設定。
関1	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約3,266件/月(年度平均)	平成23年度	平均約5,478件/月(年度平均)	平均約1,529件/月(年度平均)	平均約2,647件/月(年度平均)	平均約3,425件/月(年度平均)	平均約3,266件/月(年度平均)	1万件/月(年度平均)	平成28年度	環境に関する国民の意識を高めるため、ポータルサイトへのアクセス数を月平均1万件以上にするを目標とする。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 建設機械施工における環境対策の 推進 (平成21年度)	18 (18)	16 (14)	10 -	地球温暖化対策に資するため、建設機械から排出されるCO2の大幅削減を目指し、我が国の先進的な技術(ハイブリッド型建設機械等)の開発競争を一層促すために建設機械の適切な燃費評価手法を確立するとともに、CO2排出量を削減した建設機械類の活用・導入及び省燃費施工方法の普及を促進するための検討を実施。	35-③	- -
(2) 社会資本分野における環境対策の 推進 (平成14年度)	203 (199.1)	15 (13.6)	92 -	地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を図るため、①生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」や生物多様性保全活動促進法に対応し、社会資本整備分野における取組の調査を行い、その普及のためのパンフレット作成やセミナーを実施するとともに、生物多様性保全の取組を社会資本整備関係者間で普及する仕組みを構築する。②低炭素・循環型の新しい社会システムを構築するための調査を行う。③国土交通省関連の再生可能エネルギー施策について、海外の事例や関係業界からの要望に基づきながら、規制・制度改革や優遇措置を導入した場合の地球温暖化対策としての効果を検証する。	関1	- -
(3) 建設分野における循環型社会構築 の推進 (平成21年度)	22 (20)	21 (20)	17 -	建設副産物の排出量抑制や再資源化等率の向上を図るために、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)」の遵守の徹底、「建設リサイクル推進計画2008」に掲げられている施策等を実施。	36	- -
(4) 地球温暖化防止等の環境の保全 (平成12年度)	22 (18)	18 (14)	10 -	目的を達成するため、平成19年度から本格施行された改正省エネ法に基づき輸送事業者への省エネ対策に係る情報提供や省エネ対策責任者の育成等を通じて、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。	34	- -
(5) モーダルシフト等推進事業 (平成23年度)	- -	107 (88)	93 -	荷主企業、物流事業者等、物流に係る関係者で構成された協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に対して一定の支援を行うことにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図る。	39	- -
(6) 都市局地球環境問題等総合調査等 経費 (平成19年度)	35 (35)	26 (25)	21 -	我が国の温室効果ガス6%削減達成のための京都議定書目標達成計画において、都市緑化等による吸収源対策として74万トン-CO2を目標としている。このため、日本国政府として国連気候変動枠組条約事務局に提出する吸収量算出データの作成及びその精度向上、2013年以降の吸収源対策の新たな枠組に対応するための各種調査等を行い、吸収量を適切に把握・算出する。 このような都市緑化等による地球温暖化対策等都市における地球環境問題への対策を促進する。	42	- -
(7) 先導的都市環境形成促進事業 (平成20年)	436.073 (392.400)	672.875 (622.968)	772.732 -	逼迫した地球環境問題へ対応した省CO2型の都市の構築を実現するため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するために必要な補助を行うことにより、良好な都市環境の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 ・先導型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に進めるため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援を行う。(地方公共団体及び都市再生機構等 1/2、民間事業者(間接補助) 1/3) (平成24年度より、エネルギー面的利用推進事業として、モデル事業支援を実施) ・拠点的市街地等における都市環境対策をより効果的に推進するため、低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を実施する。	40	- -
(8) 下水熱利用によるまちづくりの推進 調査経費 (平成23年度)	- -	18 (18)	16 -	下水熱の有効利用を推進するため、 ○国内外既存事例の情報を収集し整理した上で、モデル候補地区における下水熱利用についてのFSを実施 ○下水熱利用の事業化に必要な手続きやルール等の検討・経済性及び省エネルギー・省CO2効果の評価等を実施 ○以上を踏まえ、下水熱利用に係るガイドラインとしてとりまとめる等、民間活力を導入するための環境整備を推進	40	- -
(9) 道路交通分野における地球温暖化 対策検討経費 (平成22年)	12 (12)	11 (11)	12 -	我が国の地球温暖化対策の次期計画の策定に向けて、現在の京都議定書目標達成計画に位置付けられている道路交通分野の施策以外に、新たに追加すべき施策の検討のため、主に諸外国における低炭素化に資する取組を幅広く調査する。加えて、これらの取組について道路事業の企画・計画段階から維持管理・更新段階に至るまで、段階ごとに整理・分析する。その上で、調査収集した各取組を分類し、その特徴を把握して、日本での導入可能性の検討や導入にあたっての課題を整理する。	-	我が国の地球温暖化対策の次期計画の策定に向けた検討を目的とした調査であり、数値目標を定めて実施するという性質のものではない。
(10) 住宅・建築物環境対策検討経費 (平成19年)	50 (48)	54 (46)	53 -	事業の目的を達成するため、以下の調査等を行っている。 ①住宅・建築物の省エネ基準適合義務化や推奨基準検討のための基礎的データの整理 ②省エネ基準の適合義務化に向けた基準及び評価方法等の検討 ③都市レベルでの環境負荷低減策の検討	37	- -

(11) 環境・ストック活用推進事業 (平成23年)	-	10,629	17,310	住宅・建築物の省CO2化に関する先導的な技術導入を行うリーディングプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を実施。 (1)住宅・建築物省CO2先導事業 省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対する支援 (2)住宅・建築物省エネ改修推進事業 住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するリフォームに対する支援 (3)住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みに対する支援	37	-
(12) 地球環境対策のための自動車に係る二酸化炭素等の排出量低減対策及び新燃費目標設定に関する調査 (平成12年)	4 (4)	4 (4)	4 -	自動車からのCO2等の温室効果ガスの排出量低減対策や新たな燃費基準設定に関して有用な調査等の施策を行うことで、運輸部門のCO2排出量の約9割を占める自動車交通分野での温室効果ガスの排出削減を目指す。	38	- -
(13) 革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発 (平成21年)	1,112 (1,001)	801 (501)	486 -	省エネルギー技術を備えた船舶(高効率船舶)の開発を推進するため、新造船の燃費向上について民間事業者等が行う革新的な研究開発の取組みに対し、開発費用の一部を支援する。(補助率1/3) 併せて、エネルギー効率を改善する技術的手法・経済的手法の国際基準策定に関する議論をリードし、我が国の技術の国際標準化を図る。	41	- -
(14) 海上輸送の環境性能向上のための総合対策 (平成21年)	89 (86)	74 (71)	45 -	CO2排出量の抑制のため、燃費性能の維持・向上を図りつつ、NOxを劇的に削減する船用エンジンの開発等を一体で推進する。併せて、IMOにおける環境規制に関する議論を主導するとともに、国際条約等に基づく船舶からのNOx排出規制海域等に対処し、国際条約の策定等、船舶に係る環境対策を総合的に推進する。	-	環境対策を実施する上で必要となる基礎的技術開発を目的とした研究であり、成果目標及び成果実績(アウトカム及びアウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。
(15) 適正な建設リサイクルの推進 (平成24年)	- -	- -	6 -	アスベスト含有建材が混入した再生砕石の使用が社会問題化したことを踏まえ、再生砕石へのアスベスト混入が建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化等の適正な実施を阻害することにならないよう、再生砕石の材料となるコンクリート塊等を取り扱う各段階・各作業において、アスベスト残存・混入のおそれの高い要因を分析し、効果的なアスベスト混入防止策を検討する。	-	当事業は効果的なアスベスト混入防止策を検討するものであり、「成果目標及び成果実績(アウトカム)」、「活動指標及び活動実績(アウトプット)」を定めて実施するという性質のものではない。

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑩)

施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する						担当部局名	気象庁		作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 里田 弘志	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。						政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減			政策評価実施予定時期	平成25年8月
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度					
44 緊急地震速報の精度向上	28%	平成22年度	77%	82%	76%	28%	56%	85%以上	平成27年度	平成19年度の指標の実績値が77%、その後も同程度の精度で推移。平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の活発な余震により、適切に発表できない事例が多発し、平成22年度の指標の値が大幅に低下。このため、5年間でこの低下した指標を回復し、かつ、85%まで精度向上することを目標とした。		
45 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	32%	平成23年度	0%	17%	22%	31%	32%	41%	平成28年度	防災情報等や情報伝達体制は、災害対応を行っている国土交通省の事務所及び都道府県において収集、提供されるものであることから、当該指標を用いて測定することが妥当である。危機管理を行っている国土交通省の河川・道路事務所及び都道府県について、拠点の重要性や現時点での予算等を勘案し、平成28年度末の目標値として41%を設定した。		
46 台風中心位置予報の精度	302km	平成22年	298km	298km	289km	302km	305km	260km	平成27年	台風による被害の軽減を図るため、台風中心位置の72時間先の予報誤差(過去5年間の平均)を指標としている。予報誤差は年々の変動が大きいため、5年平均を指標とした。過去5年分(平成18年～22年)の予報誤差の減少傾向をふまえ、その傾向を平成23年以降5年分延長し、平成27年の目標値として260kmを設定した。		
47 津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測点の数	0観測点	平成23年度	-	-	-	-	0観測点	35観測点	平成26年度	津波警報は、地震発生後直ちに発表する必要があるが、警報第一報発表後できるだけ早く警報内容を更新していく必要がある。このため、沖合津波観測データ等に基づく津波初期波源域の推定をもとにシミュレーションを実施して得られた津波の高さと、実際に観測された高さとを比較した結果を、更新に活用する取組を進めることとし、その沖合観測点の目標数を35に設定した。		
48 防災地理情報の整備率	56%	平成23年度	-	-	-	-	56%	70%	平成28年度	想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の44断層帯のうち、特に人口の多い都市域周辺部の14断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。		
関2 異常天候早期警戒情報の精度向上	0%	平成23年度	-	-	-	-	0%	25%	平成28年度	数値予報技術の向上やその翻訳技術の改善を考慮し、平成23年のプライアスキルスコア0.21を、平成28年に25%改善する(プライアスキルスコア0.26)ことが適切と判断。		
関3 天気予報の精度(明日予報が大きくなる日数) ①降水確率 ②最高気温 ③最低気温	①:26日 ②:38日 ③:24日	平成23年	①:28日 ②:49日 ③:27日	①:27日 ②:45日 ③:27日	①:24日 ②:40日 ③:26日	①:25日 ②:39日 ③:25日	①:26日 ②:38日 ③:24日	①:23日以下 ②:34日以下 ③:22日以下	平成28年	天気予報における降水や気温の予報は、その平均的な精度のみならず予報のはずれによる影響の程度にも注目されている。一般の利用においても関心が高い「降水確率」、「最高気温」、「最低気温」が大きくなる日数を減らすこととし、これらのそれぞれについて、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。「降水確率」では、たとえば降水確率40%で雨なしと予報し降水があった場合よりも、降水確率0%で雨なしと予報して降水があった場合の影響の方が大きいことから、降水確率が50%以上はずれた日数とする。また、「最高気温」、「最低気温」では、平均的な予報誤差の約2倍程度(例えば春や秋では半月程度の季節のずれに相当)にあたる3℃以上はずれた日数とする。これらのそれぞれについて、近年の改善傾向を維持させ、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
	22年度(百万円)	23年度(百万円)		22年度	23年度	24年度		上段	下段			
(1) 国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費(平成19年度)	11 (10)	10 (10)	9	国土交通省では、本省と地方整備局、事務所、出張所、都道府県庁、政令市、内閣府等を防災情報通信ネットワークとして無線網と有線網でネットワーク化している。本通信ネットワークは、平常時における河川・道路管理等の国土管理のみならず、災害時においても情報収集や情報配信を迅速・確実に行うことを目的としている。			45	-				
(2) 通信の途絶を生じさせない効果的な防災通信回線の構築(平成23年度)		12 (12)	12	東日本大震災や紀伊半島大水害等で被災した情報通信インフラを単に復旧させることにとどまらず、水害や津波により被害を受けた光ファイバ等の施工方法等の見直しを行い、国土交通省が保有する光ファイバネットワークやマイクロ回線、衛星通信によるバックアップ回線を組み合わせて、通信途絶を生じさせない強靱で効率的な通信ネットワークを構築し、大規模災害による被害を軽減することを目的としている。			45	-				
(3) 地殻変動等調査経費(昭和42年度)	396 (348)	338 (321)	313	災害対策基本法に基づく政府の指定行政機関として、科学技術・学術審議会の「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」(平成20年7月17日建議)等の趣旨に沿い、地殻活動の活発な地域等において最新の測量技術を用いた繰り返し観測、地殻活動の予測分析を行うための調査等を実施することにより、地震調査研究、火山噴火予知研究の推進に資する。			48	-				
(4) 防災地理調査経費(平成20年度)	103 (100)	70 (66)	56	全国の主要な平野とその周辺及び活動的な火山等を対象に、各種ハザードマップ作成のための基礎情報となる地形分類、火山防災地形分類、全国活断層帯情報等を整備し、水害危険地域予測、土砂災害による危険地域の分布や火山災害予測など、地域に即した防災対策・危機管理施策に寄与する。			48	-				
(5) 測量用航空機運航経費(平成22年度)	71 (83)	94 (89)	104	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発災後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復旧・復興対策に活用することが重要であることから、国土地理院が所有する測量用航空機「くにかぜⅢ」による空中写真の緊急撮影を実施し、撮影した空中写真画像やそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府や関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度から防災・測量用航空機「くにかぜⅢ」に合成開口レーダー(SAR)を搭載して観測が可能となったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。			48	-				

(6)	予報業務 (昭和31年度)	752 (704)	689 (677)	443 -	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等をもとに、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時等における指定河川洪水警報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者に提供され個別のニーズに応じたサービスなどに利用される。	46	-
(7)	気象データ交換業務 (昭和31年度)	918 (918)	957 (935)	1,482 -	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を収集配信するため、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に運用する。	46	-
(8)	数値予報業務 (昭和34年度)	882 (868)	894 (784)	691 -	観測データ等を基にして物理法則に基づく数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム(スーパーコンピュータ)を導入して数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成している。	46	-
(9)	アメダス観測 (昭和31年度)	1,141 (1,130)	772 (756)	700 -	気象災害の防止・軽減を図るための気象監視に必要な地上での気象状況に関する観測データを得るため、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により常時観測を行うと共に、部外機関の観測した気象観測結果を収集して品質管理を行う。観測成果は防災関係機関等に提供するとともに蓄積・統計処理を行う。	46	-
(10)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	489 (486)	814 (784)	398 -	気象災害の防止軽減を図るための気象監視に必要な降雨に関する観測データを得るため、日本全体をカバーする全国の20箇所の気象レーダーにより、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的な分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦(メソサイクロン)を検出する。	46	-
(11)	地磁気観測 (昭和31年度)	69 (69)	37 (35)	31 -	地磁気観測所(茨城県石岡市)、女満別観測施設(北海道大空町)、鹿屋観測施設(鹿児島県鹿屋市)等の人工ノイズの少ない環境で、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時観測し、地磁気観測所において観測データを解析することにより、火山活動の評価に係る研究を行うとともに、無線通信障害の警報や国土の測量等のための基礎資料として国内外の機関へ観測データの提供を行う。	-	地磁気絶対観測地点数6か所、地電流観測地点数3か所での観測を継続 火山活動の評価に係る研究成果の火山監視・噴火警報発表への活用を通じ、火山噴火等による災害の防止・軽減に資する。
(12)	気象測器検定 (昭和31年度)	9 (9)	16 (16)	11 -	気象観測データの精度維持を図るため、以下の業務を実施している。気象庁が自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内であることを確認する。また、気象観測を行う部外機関が使用する気象測器について、気象業務法に基づき、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。さらに部外機関が行うべき気象測器の検定業務について受託により実施する。	46	-
(13)	防災情報提供センター (平成15年度)	122 (122)	73 (65)	66 -	国土交通省関係局が保有する防災情報を一元的に国民に提供するため、リアルタイム雨量(広域版)やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報(天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等)を集約し、インターネットを通じて国民に提供する防災情報提供センターを引き続き運営する。	46	-
(14)	高層気象観測 (昭和31年度)	537 (537)	512 (511)	511 -	大気の立体的な構造の把握のため、全国14箇所の高層気象観測地点において、WMOの基準に従い1日2回(9時及び21時)、観測測器(ゾンデ)を取り付けた気球を上空に飛ばせ、上空30kmまでの気温、湿度、気圧、風向風速を直接的に観測する。観測成果はWMOの定める形式に基づき世界各国に通報する。また、ウィンドプロファイラ観測網では、電波により上空5km程度までの風向風速を高度300m毎、10分間隔で時間的・空間的に詳細な遠隔観測を行う。	46	-
(15)	地震津波観測 (昭和31年度)	1,382 (1,236)	1,209 (1,170)	681 -	地震や津波による災害の防止軽減のため、気象庁や関係機関が整備した地震計や震度計を活用して国内外の地震活動を観測・監視し、最新の地震学的知見に基づく解析を行い、適時的確に緊急地震速報、津波警報や震度情報等の防災情報を発表する。	44、47	-
(16)	地殻観測 (昭和31年度)	784 (783)	16 (15)	16 -	適時適切に東海地震に関連する防災情報等を発表するため、東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設で地震の前兆現象を観測・監視し、最新の地震学的知見に基づく解析を行う。	-	東海地域とその周辺における地殻変動観測機器が適正な状態で動作し、気象庁の監視に用いられる。(40箇所) 東海地震に関連する防災情報を適時適切に発表し、東海地震による災害の防止・軽減に資する。
(17)	火山観測 (昭和31年度)	2,997 (2,932)	484 (470)	367 -	火山噴火等による災害の防止軽減のため、全国の活火山の活動状況に応じて常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GPS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制により活動を観測・監視し、最新の火山学的知見に基づく解析を行い、適時的確に噴火警報等の防災情報を発表する。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成27年度までに39火山とする(平成24年現在29火山に導入済) 噴火の危険性に応じた対応を迅速かつ円滑に実施することが可能となり、火山噴火等による災害の防止・軽減に資する。
(18)	海洋環境観測 (昭和31年度)	911 (796)	677 (657)	723 -	地球温暖化や海洋汚染等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや汚染物質等の実態を高精度の海洋観測により把握することにより、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環の変動を把握する。また、海上の気象観測や、水温、塩分、海流、化学成分等の実況把握を通じ、北西太平洋の海洋の循環を把握し、海洋が気候変動に与える影響について解明を図る。	-	観測船による海洋観測点数(各層観測、表層水温観測等):800点以上 海洋の二酸化炭素に関する情報について改善または新規に提供される情報の数:1以上
(19)	波浪観測 (昭和31年度)	80 (78)	347 (347)	197 -	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及びわが国周辺海域で沿岸波浪計や漂流ブイにより波浪観測を行うとともに、Jason(米NASA/仏CNES)、Envisat(欧州宇宙機関ESA)などの観測衛星、船舶からの観測データを収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行う。	-	波浪実況・予想図発表回数:2100以上 内海・内湾における波浪予測情報を提供する海域数:11海域以上
(20)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	63 (62)	49 (48)	50 -	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、東南海・南海地震防災のための地殻変動の検知や地球温暖化による海面水位変動の監視に資するデータを取得する。 また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化に伴う海面水位変動を監視し、海面水位変動監視の国際的な枠組みであるGLOSS(全球海面水位観測システム)にデータを提供する。	-	観測地点数:69箇所 日本沿岸における海面水位の長期変化傾向に関する情報の更新:1回以上

(21)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	159 (156)	158 (158)	156 -	台風や津波等の被害軽減を目的とし、父島や南鳥島気象観測所において地上・高層気象観測、地震津波観測を実施する。	46	-
(22)	大気バックグランド汚染観測 (昭和50年度)	273 (273)	103 (103)	84 -	地球温暖化を監視するとともに地球温暖化予測の不確定性を低減するため、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)の観測を継続実施し、観測データをWMO(世界気象機関)の資料センターに提供するとともに、HP等で公開する。また、黄砂に関する実況、予測情報も提供する。	-	観測回数(観測種目数×時間数×日数)(温室効果ガス、エアロゾル等): 190,000回以上 地球温暖化の監視、地球温暖化予測の不確実性の低減、地球温暖化対策等に係る政策決定に貢献
(23)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	33 (33)	31 (31)	31 -	オゾン層および紫外線の状況を把握し、的確な情報を公表し、オゾン層保護対策の策定及び推進に資するため、オゾン分光光度計によって測定した地上に到達する紫外線の強さから上空のオゾン全量を算出するオゾン全量観測や、気球に吊るした測器を飛揚することによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外域日射観測などを実施する。	-	情報の発表回数(紫外線観測・解析情報等):5,100以上 オゾン層及び紫外線の状況を把握し、的確な情報を公表し、オゾン層保護対策の策定及び推進に資する
(24)	日射観測 (昭和31年度)	2 (2)	3 (3)	3 -	気候変動に影響を及ぼす日射放射の状況を把握し公表するため、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)監視を実施し、観測データを品質管理を行う。その世界的な基準維持に向けWMOの地区放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、地区内各国及び日本国内の日射計基準器の校正を実施する。	-	情報数(刊行物発表回数・報告回数):35以上 地球温暖化予測の不確実性低減等に資するほか、アジア地区内における高精度かつ均質な日射観測の実現に貢献
(25)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	45 (45)	45 (44)	50 -	全球規模での温室効果ガスの分布等の把握と公表のため、過去から現在までの温室効果ガス等の世界各地の観測データの収集・データベース化による一元管理・処理・解析・品質の評価を行うとともに、収集データに関する印刷物と磁気媒体を関係各国へ配布する。さらに、観測所及び観測の品質評価等を含めた関係機関との情報交換や観測に関する連携の推進を行う。	-	観測データ収集地点数:320以上、ダウンロードされたデータファイル数: 310,000以上 全球規模の温室効果ガスの現状を国民等に広く公表するとともに、データを 提供することにより地球温暖化防止に対する国内外の活動を支援
(26)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	76 (76)	55 (54)	55 -	精度の高いエルニーニョ等の海洋予測情報および季節予報の作成・提供等を行うため、日本の周辺海域に自動昇降式フロートを投入し、深さ2000mまでの水温・塩分分布を観測・通報する。また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やブイなどの海洋観測データを活用する。	関2	-
(27)	アジア太平洋気候センター (平成14年度)	16 (15)	16 (15)	11 -	世界気象機関(WMO)下の地域気候センターとして、アジア地域の各国の気候関連業務の強化を支援するため同地域の気候に関する様々な監視情報やデータ、季節予報モデルによる予測データを提供する。また、各国向けごとに調整された資料の作成支援のソフトウェアを整備するとともに、必要な技術支援や人材育成を行うために、トレーニングセミナー等を開催する。	-	TCCウェブへのアクセス国数:約160か国 TCCウェブへのアクセス回数:約140万回
(28)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	112 (111)	99 (97)	74 -	地球温暖化対策に資するため地球温暖化予測モデルにより「地球温暖化予測情報」の公表、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドの監視結果を報告する。さらに、異常気象の要因と見直しについて官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高低温を対象とした異常天候早期警戒情報を週2回発表する。これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	地球温暖化予測情報等の公表:1回以上 気候講演会の開催:全国で11回
(29)	次期静止気象衛星整備 (平成17年度)	7,546 (7,545)	7,360 (7,360)	7,072 -	国民の安心・安全に寄与する防災情報の作成及び地球環境の監視に欠かせない静止地球環境観測衛星を平成26・28年度に打ち上げるため、平成21年度に開始した次期衛星の製造を引き続き実施する。	-	H21年度からの進捗率:4/8箇年度 ひまわり8号・9号の平成27・28年度運用開始
(30)	静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	907 (904)	893 (893)	832 -	台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るため、静止気象衛星により地球上の広範囲を365日24時間常に監視する。	46	-
(31)	衛星施設維持 (昭和52年度)	476 (472)	439 (361)	466 -	台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るため、静止気象衛星により地球上の広範囲を365日24時間常に監視するために必要な施設・設備を維持管理を行う。	46	-
(32)	国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	933 (933)	688 (688)	759 -	気象業務の遂行には国際協力が不可欠であり、これを担当している国際機関への分担金・拠出金。	-	使途が国際機関の組織の運営費の分担であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(33)	観測予報業務共通 (昭和31年度)	4,211 (4,180)	4,446 (4,379)	4,568 -	予報・観測・地震火山・気候変動観測等の各種業務を円滑に実施するために必要な消耗品、光熱水料、通信回線等の契約を実施する。	-	使途が予報・観測・地震火山・気候変動観測等の各種業務に共通して使用する消耗品等であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑪)

施策目標		11 住宅・市街地の防災性を向上する						担当部局名		都市局		作成責任者名		都市安全課長 清水 喜代志					
施策目標の概要及び達成すべき目標		防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。						政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減			政策評価実施予定時期		平成25年8月				
業績指標等		初期値	実績値					目標値	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等										
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度											
49 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積		50% (6,466ha)	平成23年度	(1,750ha)	(3,234ha)	(3,573ha)	(6,158ha)	50% (6,466ha)	100% (13,000ha)	平成28年度	・市街地の防災性の向上を図り都市の防災構造化を推進する都市防災総合推進事業や公園整備に伴う周辺市街地の防災性の向上を推進する防災公園街区整備事業等の完了地区の面積は、市街地の防災性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。								
50 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所に確保された大都市の割合		約73%	平成22年度	約63%	約63%	約67%	約73%	集計中	約84%	平成28年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成28年度の目標値約84%を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】								
51 下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合)		約53%	平成23年度	約48%	約50%	約51%	約52%	約53%	約60%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約53%(平成23年度)→約60%(平成28年度)と規定されているため。								
52 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積		100% (約6,000ha)	平成22年度	-	-	-	-	100% (約6,000ha)	-	平成27年度	・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(平成23年3月15日閣議決定)において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難困難性の指標や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消することが位置づけられており、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積は、住宅・市街地の防災性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、これらの決定を踏まえて最終的な目標を平成32年度末までに概ね解消とし、5年以内の目標値として現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を設定。								
53 地震時に地すべりや崩壊により大きな被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合		5%	平成23年度	-	-	-	-	-	5%	平成28年度	・大規模盛土造成地マップを作成・公表し住民等に対して情報提供を行うことにより、滑動崩落対策工事を促進し、地震に強い宅地の確保が図られることから、「大規模盛土造成地マップ公表率」は、宅地の耐震性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、地震時に地すべりや崩壊により大きな被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、東日本大震災の教訓を踏まえた今後の事業計画を考慮して設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「大規模盛土造成地マップ公表率」と同一定義)】								
54 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)		約34%	平成23年度	-	-	-	-	-	約34%	約70%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約34%(平成23年度)→約70%(平成28年度)と規定されているため。							
55 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合		約15%	平成23年度	約6%	約9%	約12%	約14%	約15%	約100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約15%(平成23年度)→約100%(平成28年度)と規定されているため。								
56 下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)		約51%	平成23年度	-	-	-	-	-	約51%	約100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約51%(平成23年度)→約100%(平成28年度)と規定されているため。							
57 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)		①80% ②79%	①平成20年度 ②平成20年度	-	①80% ②79%	-	-	-	-	①平成27年度 ②平成27年度	① 統計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。 ② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。(関連する閣議決定等) ・ 中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割とする目標が掲げられている。 ・ 平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」において、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図ることとされている。 ・ 平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」において、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げることとされている。 ・ 平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」において、2020年までに耐震住宅ストック比率を95%とする目標が掲げられている。								

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 都市局市街地防災推進費 (平成19年度)	65 (63)	54 (53)	53 -	近年の災害リスクの高まりに対応し、安全で安心して暮らせるまちづくりを総合的に推進することを目的とする。 ①災害リスクを踏まえた安全な都市構造への転換 ②地域力を活かしたまちづくり ③大規模盛土造成地における宅地耐震化 ①～③を推進するため、地方公共団体を対象とするマニュアル等の作成に向けた施策方針や支援方策等に関する調査をそれぞれ実施。	49、52、53	-
(2) 国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:24-⑦、⑧、 ⑩)	42,403 (39,217)	24,294 (23,550)	23,323 -	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	25、26、 27、28、 29、50	-
(3) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:24-⑧、⑫)	205,055 (197,058)	18,784 (18,564)	5,799 -	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。 ※()は補助率 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	51、54、 55、56	-
(4) 住宅市街地総合整備促進等事業 (平成6年度)	55,059 (50,261)	27,575 (26,393)	29,112 -	①既成市街地における老朽建築物除却、住宅・地区公共施設整備等により住宅市街地の整備を総合的に行う事業(住宅市街地総合整備事業) ②住宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の公共施設等の整備を総合的に行う事業(住宅市街地基盤整備事業)等 (補助率:1/2、1/3等)	52	-
(5) 下水道における戦略的維持管理の 推進に関する調査経費(平成23年 度)	- -	12 (12)	11 -	下水道施設ストックが増大し、老朽化施設の改築等に係わる費用も増大しており、効率的な施設管理の重要性は一層高まっている。また、下水道分野では各施設のライフサイクルコストの最小化に向けた長寿命化計画策定を推進しているところであるが、今後は予算・財源の確保を踏まえ中長期的な経営等を含めたより幅広い視点からのアセットマネジメント(以下「AM」という。)の推進が求められているため、AMの推進に向けたガイドラインのとりまとめを行う。	56	-
(6) 民間活用のための下水道先端的 管理手法実証事業に関する調査経費 (平成24年度)	- -	- -	20 -	下水道施設の老朽化に伴う課題に対応するため、効率的な新技術の有効性・経済性の検証等を実施し、管路における点検調査・診断、修繕を組み合わせた効率的・先端的な管理手法を確立することにより民間活用の促進を図る。	56	-
(7) 住宅・建築物安全ストック形成事業 (平成21年度)	6,032 (5,731)	7,616 (3,718)	548 -	・住宅・建築物安全ストック形成事業を実施する地方公共団体に対する補助。 ・住宅・建築物の耐震改修を実施する民間事業者等に対する補助。 住宅・建築物耐震改修モデル事業(H20補正)耐震改修:交付率:1/2	57	-
(8) 住宅・建築物市場環境整備促進事 業 (平成21年度)	13,332 (11,433)	42,003 (33,805)	54,500 -	①先導的な高齢者・障害者・子育て世帯向けのすまいづくり・まちづくりを提案により行う事業や、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業等に対し、国がその費用の一部を補助する。 (補助率:1/10、1/3等、限度額:100万円/戸等) ②先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物や、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備等を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。(補助率:1/2、2/3、定額等) ③子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅の空き家のリフォームに対して国がその工事費用の一部を補助する。(補助率:1/3、限度額:100万円/戸)	57	-
(9) 災害時における都市交通施設の有 効活用に関する調査経費(東日本 大震災関連) (平成23年度)	- -	48 (48)	10 -	東日本大震災による帰宅困難者の状況を踏まえ、大都市において大規模地震が発生した場合、東日本大震災と同様に都市交通機能がマヒし、多くの帰宅困難者が発生することが予想されることから、帰宅困難者を対象にした都市交通施設の活用方策や経路網等を検証できる調査スキームを構築し、地方公共団体へ提供することを目的とする。 バーソートリップ調査等のデータを活用し、大都市圏において災害が発生した場合の業務地における地区毎の目的別の滞留人口と各交通結節施設に集中する帰宅困難者を推計し、帰宅困難者の流動に伴う課題や交通結節施設、駅周辺の民間施設等の収容空間の課題等を分析するとともに交通結節施設等の都市交通施設における帰宅困難者の受け入れのあり方や経路網の評価等の検討を行う。	-	本調査は、帰宅困難者を対象にした都市交通施設の活用方策、経路網の評価等を検討するため、活動指標を定量的に示すことはできない。 本調査は、帰宅困難者を対象にした都市交通施設の活用方策、経路網を検証できる調査スキームを構築する調査であるため、成果目標を定量的に示すことはできない。

(10) 都市安全確保促進事業 (平成24年度)	-	-	340	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の潜在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。 都市再生緊急整備地域において、国が策定する地域整備方針に即して、国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする都市再生緊急整備協議会が全員合意の下で作成する都市再生安全確保計画の作成、及び都市再生安全確保計画に基づくソフト・ハード両面の事業に対して、国が補助を行う。	-	支援を行う都市再生緊急整備協議会の数：10
	-	-	-			都市再生緊急整備協議会が全員合意の下で作成する都市再生安全確保計画の数：5計画

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度：22,000億円、23年度：17,539億円、24年度：15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度：5,120億円、24年度：8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑫)

施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局 河川計画課		作成責任者名	河川計画課長 池内 幸司		
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。							政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減			政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度							
58 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防、②水門・樋門等)	①0% ②0%	平成23年度	-	-	-	-	①約77% ②約84%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、①0%②0%(平成23年度)→①約77%②約84%(平成28年度)と規定されているため。					
59 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	-	-	-	-	約57%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、0%(平成23年度)→約57%(平成28年度)と規定されているため。					
60 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0%	平成23年度	-	-	-	-	約75%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、0%(平成23年度)→約75%(平成28年度)と規定されているため。					
61 人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間、②県管理区間)	①約72% ②約57%	平成23年度	-	-	-	-	①約76% ②約59%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、①72%②57%(平成23年度)→①約76%②約59%(平成28年度)と規定されているため。					
62 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸	平成23年度	-	-	-	-	約6.1万戸	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、6.1万戸(平成23年度)→約4.1万戸(平成28年度)と規定されているため。					
63 人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m3	平成23年度	-	-	-	-	約27万m3	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約27万m3(平成23年度)→約50万m3(平成28年度)と規定されているため。					
64 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49%	平成23年度	7%	約10%	約20%	約30%	約49%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、49%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。				
65 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45%	平成23年度	-	-	-	-	約45%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約45%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。				
66 リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48%	平成23年度	0%	3%	24%	34%	約48%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約48%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。				
67 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所、②主要な災害時要援護者関連施設)	①46% ②29%	平成23年度	-	-	-	-	①46% ②29%	①約51% ②約39%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、①46%②29%(平成23年度)→①約51%②約39%(平成28年度)と規定されているため。				
68 土砂災害警戒区域指定数	約25万9千	平成23年度	約8万5千	約13万2千	約17万8千	約22万	約25万9千	約46万	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約25万9千(平成23年度)→約46万(平成28年度)と規定されているため。				
69 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0%	平成23年度	-	-	-	-	0%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、0%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。				

70	リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(災害対策現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	約71%	平成23年度	-	-	-	-	71%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約71%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。
71	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数、②参加都道府県及び③政令指定都市数	①1(10%) ②5(11%) ③2(10%)	平成23年度	-	-	-	-	①1(10%) ②5(11%) ③2(10%)	①10(100%) ②47(100%) ③20(100%)	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、①1(10%)②5(11%)③2(10%)(平成23年度)→①10(100%)②47(100%)③20(100%)(平成28年度)と規定されているため。
72	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	平成23年度	-	-	-	-	約3%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、3%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。
73	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0	平成22年度	-	-	-	0	0	20	平成27年度	迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様(インターフェース)の標準化を図る。以上から、業績指標(アウトプット)を接続仕様(インターフェース)が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。なお、目標値は、災害は日本全国各地でも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」(各地方ブロックで2台程度)を確保することとした。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
河川改修事業 (1) (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連24-⑧)	394,309 (392,819)	288,151 (286,873)	269,606 -	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	61、62、63	- -
既存の河川管理施設の改良事業 (2) (河川工作物関連応急対策事業)(昭和51年度)	3,505 (3,431)	3,351 (3,342)	5,000 -	既存の河川管理施設の改良事業(河川工作物関連応急対策事業)は、現在の技術水準に照らして機能が不十分な水門、樋門等の工作物等で、前後の一連区域の治水機能に比較して施設周辺の治水機能が劣っているものについて改良を行う事業であり、例えば、水門、樋門周りに生じている空洞箇所の周辺地盤強化や手動ゲートの電動化などの改善措置を実施している。	-	対象施設数(約1万箇所見込み) 施設改良実施数(409箇所見込み)
ダム建設事業 (3) (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))	226,528 (220,107)	176,434 (172,168)	140,774 -	ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムの容量の再編や排砂バイパスの設置等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、湯水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率7/10等、補助:国費率1/2等)	61、62	- -
河川・ダムの維持管理事業 (4) (明治35年度(河川維持修繕事業)、明治31年度(堰堤維持事業))	130,646 (128,173)	152,709 (151,740)	140,459 -	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づく、河川及び河川管理施設の適切な点検、維持管理を実施。 具体的には、河川における堰・水閘門・排水機場等の出水時の操作、点検や補修、堤防の補修や点検のための除草、護岸や水制等の補修、河川巡視、流下断面確保のための樹木の伐採や堆積土砂の撤去等、またダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。(河川・ダムの直轄事業における国の負担割合は、国10/10で実施している。)	-	管理延長(河川区間)(約8,800km見込み)、直轄・水資源機構管理ダム数(116見込み) 河川構造物の補修施設数(H23:365箇所)、ダムによる洪水調節回数(H23:220回)
砂防事業 (5) (明治31年度)	117,899 (116,916)	87,251 (86,950)	78,050 -	・砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、下流河川の河床上昇や火山泥流等により引き起こされる土砂流出、土石流等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。	67	- -

(6)	地すべり対策事業 (昭和27年度)	13,393 (13,168)	8,495 (8,489)	7,037 -	・地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施し、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。	67	- -
(7)	急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	8,925 (8,881)	828 (811)	16 -	・がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。	67	- -
(8)	下水道事業 (昭和32年度)(関連:24-⑥、⑪)	205,055 (197,058)	18,784 (18,564)	5,799 -	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。 ※()は補助率 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	62	- -
(9)	河川・海岸等復旧・復興事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連24-⑬)	- -	60,448 (17,111)	208,702 -	被災地における復旧・復興のため、被災した堤防等の復旧、堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、被災地復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼす恐れが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施する。 さらに、今後発生することが想定されている東海、東南海・南海地震等への対応等、全国的に緊急を要するこれらの対策を進める。 ※国土交通省で執行する事業である。	58、59、60	- -
(10)	水害等統計作成経費 (昭和36年度)	14 (11)	14 (11)	14 -	①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産や公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業被害額)を網羅的に調査するため、最も確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。	-	水害統計書を発刊するとともに、インターネット(政府統計の総合窓口)を通じて、広く国民に当該調査結果を公表している。 -
(11)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	20 (19)	20 (20)	20 -	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	-	全国505施設の洪水予報施設の運営 -
(12)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	42 (41)	42 (41)	42 -	国土交通省水管理・国土保全局所管の水位、流量、雨量等の観測所や観測機器について、定期的な点検を行い稼働状況を確認するとともに、消耗品の交換等を行うものである。 また、観測データの精度向上を図るために整理・照査を行い、資料を作成するものである。	-	雨量観測所381箇所及び水位・流量観測所452箇所の計833箇所について点検等を実施 -
(13)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	9 (9)	9 (9)	9 -	国土交通省水管理・国土保全局所管の水位、流量、雨量等の観測所や観測機器について、異常が認められた観測機器の修繕等を行うとともに、災害発生により被災した観測所や観測機器の復旧を行うものである。	-	雨量観測所6箇所及び水位・流量観測所8箇所について移設・改築、改造を実施 -

(14) 洪水予報施設経費 (昭和25年度)	105 (105)	105 (101)	100 -	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国505の洪水予報施設の更新 -
(15) 国際的な水害対策の高度化に関する調査・検討経費 (平成22年度)	3 (1)	4 (3)	4 -	主にアジア・太平洋地域の治水対策が整備途上である国の河川や水資源管理者を対象に、我が国のこれまでの経験、施策、技術を踏まえて気候変化に起因する洪水の強度と頻度の増加に対する適応策の検討手順の枠組みを示す「洪水に関する気候変化の適応策検討ガイドライン」を策定。また、先進国の知見を我が国の河川管理の高度化に活かすことを目的に、日米英蘭の4ヶ国でリスクに基づく洪水管理手法をとりまとめているところ。今後さらに多くの国々の知見を共有し、我が国の河川管理の高度化、途上国をはじめとする諸外国の水災害被害軽減を目指す。	-	諸外国の水災害被害軽減に資する資料の作成 -
(16) 火山噴火等による大規模土砂災害の減災・緊急対策強化経費 (平成22年度)	6 (6)	6 (6)	6 -	・火山噴火等による大規模土砂災害に着目した長期的かつ広域的な視点に立ち、減災対策の強化及び最適化を図るため、火山噴火による大規模土砂災害対策を実施する専門家として活躍が期待される人材の確保と育成、組織化の方策についての検討、調査や工事のための資機材の広域運用等に関する体制構築に関する基礎調査と検討及び火山噴火時や天然ダム形成時等に、市町村長が避難指示等を適切に行えるよう緊急調査を実施し、必要となる情報(土砂災害緊急情報)の提供を行う。	-	緊急調査の概要等の研修資料 -
(17) 総合的な土砂管理における新たな解析手法等に関する検討経費 (平成23年度)	- -	9 (8)	7 -	・土砂の流れの変化に起因した問題を抱える流砂系において、土砂生産量の推定手法を検討するとともに、土砂の流れを改善する対策を行うことによる効果を整理し、より効果的な土砂管理とその対策の効果を具体的に示しながら問題解決に取り組むことができるようにするもの。	-	山地から発生する土砂生産量の推定手法に関する検討等 -
(18) 局地的大雨におけるリスク監視・予測手法検討経費 (平成23年度)	- -	10 (9)	10 -	地形データや過去の災害履歴等をあらかじめ分析し、降雨時にはリアルタイムの降雨状況から直接リスクを予測するための簡便な手法を検討すると共に当該リスク情報を効果的に提供する方法についても検討を行う。	-	降雨時空間分布危険度評価指標調査業務報告書 -
(19) 特殊な土石流に関する氾濫シミュレーション技術の開発検討経費 (平成23年度)	- -	8 (7)	8 -	・深層崩壊等が直接流動化して発生する土石流や融雪型火山泥流により被害の発生するおそれのある区域等の予測を行うため、深層崩壊等や噴火の発生からこれら特殊な土石流が氾濫停止するまでの過程を予測するシミュレーション技術を開発するとともに、既往事例より避難情報の提供と住民の避難行動の関係等を分析し、より分かりやすい情報提供のあり方を検討する。	-	特殊な要因によって発生する土石流の氾濫シミュレーション技術の開発 -
(20) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	29,174 (3,695)	22,865 (6,304)	21,300 -	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、次に発生する災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等、再度災害防止対策工事を年度途中に緊急に実施するための事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置するなど、事故再発防止対策工事を年度途中に緊急に実施するための事業。	-	当該年度新規の配分件数 (※前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) (53件(H24.10.16時点)) -
(21) 大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の推進 (平成24年度)	- -	- -	12 -	災害時に、遠隔操作式建設機械を迅速に災害現場に集めて稼働させるためには無線通信の混信を防ぐ調整が必要であったが、国が保有する無線通信や映像伝送等のシステムに、国や民間保有の遠隔操作式建設機械が即時接続できるように接続仕様(インタフェース)の標準化を行い、民保有の機械も無人化施工システムに有効活用することで、効率的な復旧活動を実現するものである。	73	接続仕様(インタフェース)の標準化(案)の作成:100%(平成24年度) 接続仕様(インタフェース)の標準化(案)の周知:(-)

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-13)

施策目標		13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する					担当部局名		水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課		作成責任者名		海岸室長 五道 仁実 海岸・防災課長 丸山 隆英		
施策目標の概要及び達成すべき目標		海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。					政策体系上の位置付け		4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期		平成25年8月		
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度								
59	【再掲】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	-	-	-	-	0%	約57%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、0%(平成23年度)→約57%(平成28年度)と規定されているため。				
74	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	約28%	平成23年度	-	-	-	-	約28%	約66%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約28%(平成23年度)→約66%(平成28年度)と規定されているため。				
75	侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合	約78%	平成23年度	-	-	-	-	約78%	約85%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約78%(平成23年度)→約85%(平成28年度)と規定されているため。				
76	最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	0%	平成23年度	-	-	-	-	0%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、0%(平成23年度)→100%(平成28年度)と規定されているため。				
77	下水道津波BCP策定率(BCP:事業継続計画)	約6%	平成23年度	-	-	-	-	約6%	約100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約6%(平成23年度)→約100%(平成28年度)と規定されているため。				
78	海岸堤防等の老朽化調査実施率	約53%	平成23年度	-	-	-	-	約53%	約100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)の成果指標として、約53%(平成23年度)→約100%(平成28年度)と規定されているため。				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号		達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)												
(1)	海岸事業 (昭和24年度)(関連24-④)	17,822 (17,704)	9,710 (9,656)	9,652	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島海岸で、海岸の維持管理を実施する。					59,74,75,78	-				
(2)	河川・海岸等復旧・復興事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連24-⑩)	-	60,448 (17,111)	208,702	被災地における復旧・復興のため、被災した堤防等の復旧、堤防高上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、被災地復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼす恐れが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施する。 さらに、今後発生することが想定されている東海、東南海・南海地震等への対応等、全国的に緊急を要するこれらの対策を進める。 ※国土交通省で執行する事業である。					59,74,75	-				
(3)	海岸事業(直轄・補助) (直轄:昭和47年度、補助:昭和31年度)(関連24-④)	23,962 (22,907)	11,368 (11,358)	8,112	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。					59,74,75,78	-				
(4)	海岸事業(東日本大震災関連) (昭和47年度)	-	338 (338)	4,623	被災地において、津波による浸水被害の軽減のため津波防波堤の整備を実施。また、東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、来襲する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(高上げ、液状化対策、水門の自動化・遠隔操作化等)を実施。					59,74	-				

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-14)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部局名	大臣官房運輸安全監理官		作成責任者名	露木 伸宏	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
79	主要なターミナル駅の耐震化率	89%	平成23年度	-	-	-	-	-	100%	平成27年度	中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられたことから当該指標を設定した。		
80	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	平成19年度以降毎年度	列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である(第9次交通安全基本計画)。		
81	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故者数、②事業用自動車による人身事故件数、③事業用自動車による飲酒運転件数)	①513人 ②56,295人 ③287人	平成20年	①610人 ②61,873人 ③352人	①513人 ②56,295人 ③287人	①468人 ②51,536人 ③207人	①490人 ②51,061人 ③177人	①447人 ②49,080人 ③151人	①380人 ②43,000人 ③0人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間に於ける目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。		
82	商船の海難船舶隻数	506隻	平成18年～平成22年の平均海難隻数	562隻	494隻	475隻	482隻	367隻	455隻以下	平成27年	過去10年の商船の海難船舶隻数の推移を見ると、全体としては減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成18年～平成22年までの商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る年平均海難隻数(506隻)と比較して、平成27年までに1割削減(455隻以下)とすることを目標とする。		
83	船員災害発生率(千人率)	11.3‰	平成19年度	11.3‰	11.5‰	11.1‰	10.9‰	集計中	8.9‰	平成24年度	【業績指標の選定理由】 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年七月十五日法律第六十一号)第六条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止計画を5年ごとに作成している。船員災害防止計画は平成14年度の政策評価基本計画から政策目標対象事項となっており、船員災害防止計画の目標値として使用していた船員災害発生率(年間千人率)を業績指標として選定した。 【目標値の設定の根拠等】 平成20年度から平成24年度までの5年間に死傷災害の発生率(年間千人率)を平成19年度に比べ21%減少させることを目標とする。 ①全国平均の災害発生率を上回っている地域(地方運輸局単位)においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を5%減少させることを努力目標とした。 ②全国平均の災害発生率を下回っている地域においては、発生率を10%減少させることを努力目標とした。 ③①及び②の考え方に基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。		
84	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	平成16年度以降毎年度	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。		
85	国内航空における航空事故発生件数	13.6件	平成15～19年の平均	13.6件 (単年14件)	13.4件 (単年11件)	11.6件 (単年11件)	10.4件 (単年8件)	11.2件 (単年12件)	12.2件	平成20～24年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成20年～24年の5ヶ年平均値)を現況値(平成15年～19年の5ヶ年平均値)の約1割減とすることを目標とする。また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。		
関4	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度 (①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②「公共交通事故被害者支援室」における連絡先となる民間支援団体等の数)	-	平成23年度	-	-	-	-	-	①150人 ②約150箇所	平成27年度	①国土交通省職員が公共交通事故被害者支援員として被害者等に対して情報提供や相談の受付等の業務を行うにあたって、被害者等に寄り添った支援を提供するために必要な知識や留意すべき事項等について平成24年度より教育訓練を行っている(平成24年度は1回40名程度、年1回実施。平成25年度以降は1回20名程度、年2回を想定。)。当該研修を受講した公共交通事故被害者支援員の数によって、適切な対応ができる職員の充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。 ②国土交通省の「公共交通事故被害者支援室」が公共交通事故被害者等に対する「相談窓口」として機能するため、公共交通事故被害者等の要望や相談に対応し、当室の「総合窓口」から民間支援団体や心のケアの専門家、弁護士等へ繋げることができるよう、協力体制を構築することとしている。その連携先となる民間支援団体等の数によって、常時紹介や相談等ができるネットワークの充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。		

関5	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82%	平成23年度	-	-	-	-	82%	100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関6	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置 ②運転状況記録装置	①94% ②85%	平成23年度	-	-	-	-	①94% ②85%	①100% ②100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)					
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度)	31 (29)	48 (35)	36	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る。運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する安全教育・協働を促すためのシンポジウムの開催、等を行っている。	80,81,82,85	- -	
(2) 公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	-	-	6	・被害者等に寄り添った具体的な支援を実施するため、国土交通省における体制づくりを進め、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練の際に使用する行動マニュアルの作成に当たり、精神医療の専門家や過去の事故の被害者等による検討会を開催する。 ・被害者等支援や関係者との連携の強化を図るため、必要なネットワークづくりを進めることとし、海外の支援機関、被害者団体、有識者等、公共交通事業者、行政からなる「公共交通事故被害者等支援国際セミナー(仮称)」や、心のケアの専門家など被害者等の支援に当たる実務者等と連絡会議を開催する。	関4	研修の開催数(平成24年度は年1回実施予定) -	
(3) 鉄道施設総合安全対策事業 (平成20年～)	1,354 (1,013)	390 (266)	83	【鉄道施設老朽化対策事業】 地域鉄道の橋りょう、トンネル等であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める耐用年数を超えて使用しており、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	鉄道施設老朽化対策事業を実施している箇所数 -	
(4) 鉄道防災事業 (昭和53年度(一般防災)、平成11年度(青函))	1,037 (1,034)	1,226 (1,210)	426	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数 -	
(5) 踏切保安設備整備 (昭和36年度)	152 (85)	149 (108)	107	踏切道改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2または1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する	-	踏切保安設備の整備箇所数 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す(第9次交通安全基本計画)	
(6) 鉄道技術基準等	149 (130)	141 (131)	147	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①橋りょう等の新しい構造の設計方法や老朽化した構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両挙動の分析、列車無線設備のあり方、省エネルギー化のための余剰電力の活用設備に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④海外の鉄道の技術基準、鉄道の国際規格に関する調査研究等を実施。	80	調査件数等 -	
(7) 鉄道安全対策等 (平成15年度)	62 (52)	63 (44)	62	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取組が適切であるか等について保安監査を実施するほか、鉄道の保安度向上に資するため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する保安連絡会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	80	保安監査の実施回数、保安連絡会議 -	
(8) 鉄道施設安全対策事業(鉄道駅耐震補強) (平成23年度)	-	-	812 (276)	391	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	79	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数
(9) 鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (昭和33年度)	68 (13)	68 (62)	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	- -	
(10) 鉄道施設安全対策事業(鉄道駅耐震補強)(東日本大震災関連) (平成24年度)	-	-	170	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	79	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 -	

(11)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (東日本大震災関連)	3,549 (2,477)	5,263	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	-	甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数 -
(12)	鉄道施設防災対策調査 (平成24年度)	- -	30	東日本大震災による主要な鉄道路線の被災状況や首都圏等の列車運行に関する諸課題を踏まえ、首都圏等において地震・津波等の大規模災害が発生した際の鉄道機能の早期復旧等、首都機能維持に焦点をあてた鉄道の防災減災対策のあり方を検討するにあたって必要な調査を実施する。	-	調査件数 -
(13)	鉄道施設安全対策事業(鉄道施設緊急耐震対策) (平成24年度)	- -	300	東日本大震災の被害を踏まえ、東海・東南海・南海地震の3連動地震や首都直下地震の想定地域における、緊急輸送道路と交差又は並走する鉄道の橋りょう・高架橋の耐震対策事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	橋りょう・高架橋の耐震対策実施箇所数 -
(14)	鉄道の安全性向上設備に係る税制特例措置 (平成11年度)	- -	- -	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	80	- -
(15)	自動車監査担当官専門研修の実施 (平成13年度)	2 (1)	2 (1)	1 各地方運輸局等において自動車監査業務に関して基礎的な知識を有する者を対象に、高度な監査能力の習得を図るため、最新の関係法令知識、行政手続法の解説及び最新の行政不服審査請求等の講義の他、法令違反の隠蔽等の各地方運輸局及び運輸支局における悪質な監査・処分事案についての実施・対処方法等を討議し、同類事案等に対する適切な対応を目的とした事例研究を実施している。	81	自動車監査担当官専門研修実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(16)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化 (平成14年度)	68 (57)	64 (52)	111 「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を利用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	81	①自動車運送事業者に対する監査実施件数 ②自動車運送事業者に対する行政処分件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(17)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用 (平成19年度)	26 (26)	25 (25)	25 タクシー業務適正化特別措置法に規定する指定地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国13ヶ所の指定地域における運転者登録(法人・個人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国13指定地域で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 (H24年度処理件数見込:243,000件) 指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(18)	新技術に対応した整備技術の高度化促進方策事業 (平成24年度)	1 (0)	4 (2)	7 ・自動車の新技術の利用の拡大に伴い、故障を診断し必要な整備を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及に向けた標準仕様や普及促進策等の検討。 ・学識経験者、自動車関係団体等による検討会。 ・報告書の作成	81	検討会開催実績 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(19)	自動車保安対策 (昭和41年)	32 (19)	31 (22)	28 整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	81	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(20)	貨物自動車運送秩序改善等対策 (昭和52年)	3 (1)	2 (2)	1 ・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(21)	自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な次世代ITSに関する検討 (平成24年度)	- -	- -	2 都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ部)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全・安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した渋滞対策の実証実験を実施 自動車と道路が連携した円滑、安全・安心な道路交通の実現
(22)	海上輸送の安全性向上のための総合対策 (平成21年度)	11 (11)	10 (9)	9 各種安全対策の実施にも関わらず、海難隻数は概ね横ばいであり、そのうちの約半数を占める衝突の多くは人的要因に起因している。こうした状況を踏まえて、人的要因等の事故の背景にある船舶を取り巻く社会環境の変化をも考慮した効果的な安全対策をソフト・ハード一体となって総合的に推進するため、EQUASIS監督委員会で定めた国際的船舶データベース(2011年は月間1,500,000アクセス)運営費の日本国分担当金を支出。	-	- -

(23) 資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費 (平成15年)	223 (191)	222 (170)	242	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免許の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	-	-
(24) 小型船舶利用適正化に向けた総合対策 (平成15年度)	32 (22)	29 (20)	25	事故の未然防止と健全な利用振興を推進する観点から、①小型船舶操縦士制度に基づく危険操縦及び発航前点検等の遵守事項に関するパトロール活動及び周知啓発活動、②小型船舶に対する安全確保対策に関するパトロール指導及び周知啓蒙、③ミニボートの適正利用に関する調査等を実施する。	-	海難事故の減少等を目的とし、マリーナ、港等において、多くの小型船舶所有者に対して適正に船舶検査の受検するようパトロール指導及び周知啓発する。
(25) 船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費 (平成21年度)	208 (172)	209 (173)	225	船舶法、船舶のトン数の測定に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測定及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	-	-
(26) ポートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	102 (76)	106 (81)	101	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	-	-
(27) 内航海運の競争力強化に向けた安全・環境性能向上対策 (平成23年度)	0 (0)	14 (12)	42	人間工学的な視点を取り入れたブリッジの構造・配置設計や省力化効果のある新技術について、安全性・有効性を検証し、これらを活用したブリッジの構造・配置や搭載機器の安全性向上・省力化に向けたガイドライン等を策定する。また、より省エネに資する運航を行うことが可能となるよう、安全性を確保した上で航行区域の見直しを行うための調査、基準整備等を実施する。	-	-
(28) 国際海事機関(IMO)分担金 (昭和32年度)	155 (143)	150 (135)	138 125	IMOは海事に関する国連の専門機関であり、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として、「国際機関条約」(IMO条約)に基づいて1958年に発足した。我が国は同年3月に加盟し、以後今日まで理事国を務めている。	-	-
(29) 北大西洋流水監視分担金 (平成21年度)	4 (0)	4 (0)	3	当該業務は、我が国船舶の航行の安全確保に大きく寄与するものであり、我が国は海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)第5章第6規則及び第5章付録の規定に基づき、係る業務の経費を分担するものである。	-	-
(30) 空港等維持運営(空港) (昭和27年度)	66,611 (59,649)	68,704 (59,921)	73,877	・滑走路、誘導路など空港土木施設の点検、清掃、修繕、除雪作業等 ・計器着陸装置、航空灯火など航空保安施設の点検、修理、保守等 ・航空路の監視レーダーなど航空路施設の点検、修理、保守等及び航空交通管制部の管理・運営 ・空港における警備や航空火災発生時の消防業務など ・航空保安施設の飛行検査業務、航空管制官などを養成するための教育・研修施設の管理運営 など	-	国が管理する空港等数、航空保安無線施設数、航空路施設数、教育施設数
(31) ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	8,275 (7,219)	8,063 (7,017)	7,302	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所用の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は、国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策のために使用する保安検査機器の整備、保安検査業務及び監視業務に係る経費を分担して負担するものなどである(機器整備費の1/2を補助、警備業務費の1/2を分担)。	84	国が管理する空港等数 国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、成果実績は毎年度0件を達成している。また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。
(32) 空港等維持運営(航空気象) (昭和53年度)	2,421 (2,174)	2,291 (2,137)	2,313	全国81空港に設置してある気象観測施設により24時間365日観測を行うとともに、国際線が就航している36空港に対しては飛行場予報、飛行場警報及び飛行場気象情報を発表しているほか、日本が航空交通業務を担当する空域の気象実況を監視し、乱気流や火山灰等の空域気象情報(シグメット情報)及び予報等を発表している。これらの航空気象情報は、専用の通信網等を介して迅速に国内外の航空局及び航空会社等に配信している。	-	気象観測施設の設置空港数、目視による観測通報数、空港及び空域に対する予報・警報等の発表数、気象解説の回数、航空用気象資料の提供枚数
(33) 航空輸送安全対策 (昭和27年度)	151 (147)	145 (144)	167	航空法等に基づき航空輸送の安全性をより一層向上させるため、航空輸送事業業務監査、航空機の耐空証明等検査、航空機の製造・整備部門や運航管理施設等への立入検査、操縦士(機長等)に対する資格審査、外国航空機に対する検査(ランプインスペクション)、航空安全情報管理・提供システムによるデータの収集・分析等を実施している。	85	国内主要航空会社に対する立入検査、外国航空機に対する立入検査、機長・査察操縦士に対する認定審査・定期審査、航空身体検査医等に対する立入検査
(34) 航空従事者の技能証明試験 (昭和27年)	40 (34)	40 (33)	38	航空業務に従事する者は、航空法第29条(技能証明)及び第29条の2(限定変更)に基づく技能証明を有することが必要である。国は、技能証明申請者の知識及び技量を判定するため学科試験及び技量試験を実施している。また、実地試験合格後に試験合格者に対し航空従事者技能証明証及び技能証明の限定変更証等を交付している。	-	-

(35) 国産旅客機開発に伴う安全性審査方式の導入 (平成21年度～)	60 (50)	76 (54)	85	・国産ジェット旅客機の型式証明審査及び関係機関との会議に係る国内外旅費 ・同機に採用される新技術に対応した安全性審査方式の導入に関する調査費及び審査に必要な環境整備 等	-	- -
(36) 国際民間航空機関分担金・拠出金 (昭和28年)	807 (800)	636 (636)	640	【ICAOの事業】 ①航空技術部門に関する事業(国際航空の安全、保安、正確及び効率化のために望ましい国際標準及び勧告方式の採択) ②航空運送に関する事業(国際航空運送の経済面での発展を支援するための出入国の簡易化、空港及び航空路航行援助施設に関する経済的問題、航空保安に関すること等) ③法律問題に関する事業 ④地域活動に関する事業 ⑤技術援助に関する事業 ⑥航空保安施設の共同維持に関する事業 などを実施。	-	- -
(37) (独)航空大学校(運営費交付金) (平成13年度)	2,653 (2,653)	2,304 (2,304)	2,074	安定的な航空輸送の確保を図るため、中期目標に基づく中期計画において、我が国航空輸送の基幹的要員となるパイロットを養成するため年間72名の学生の教育を実施することを定め、年度計画において、具体的に年間予算や教育内容を定めて実施。	-	航空大学校で養成した操縦士(卒業生)数 航空大学校で養成した操縦士(卒業生)の就職率
(38) (独)航空大学校(施設整備費) (平成13年度)	72 (72)	103 (55)	132	第3期中期計画に基づく、独立行政法人航空大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する計画により、施設の整備を実施。	-	宮崎本校、帯広分校、仙台分校の3箇所において、業務を効率的且つ円滑に実施するため、施設整備事業を実施する。 -
(39) 公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	178 (166)	165 (146)	168	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。 調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	80,82.85	- -

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑮)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する						担当部局名		道路局		作成責任者名		国道・防災課 道路防災対策室長 前田 陽一 道路保全企画室長 土井 弘次 環境安全課 道路交通安全対策室長 平井 節生	
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する						政策体系上の位置付け		5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度								
86	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	76.0%	平成23年度	28%	41%	54%	63%	76%	100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率については、平成28年度末までに100%にすることとされている。				
87	道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率	-	-	-	-	-	約3.5割抑止	-	約3割抑止	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路による事故危険箇所の死傷事故抑止率については、平成28年度末までに約3割抑止することとされている。				
88	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77%	平成22年度	-	-	-	77%	-	82%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、平成28年度末までに82%にすることとされているため。				
89	通学路※の歩道整備率 ※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路	51%	平成22年度	50%	50%	51%	51%	-	約6割	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、通学路の歩道整備率については、平成28年度末までに約6割にすることとされている。				
90	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	54%	平成22年度	-	-	-	54%	-	68%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率については、平成28年度末までに68%にすることとされているため。				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)												
(1)	道路事業(直轄・改築) (昭和27年度)(関連:24-⑤、⑳、㉑)	1,356,814 (1,339,235)	1,294,371 (1,286,684)	1,156,008 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備、現道の防災対策、交差点改良等の交通安全対策、自転車・歩行者道の整備、共同溝・電線共同溝の整備等を実施					87,89	-				
(2)	道路事業(直轄・維持管理) (昭和33年度)	228,154 (227,002)	237,785 (237,177)	215,788 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間(170路線、管理延長約21,990km)を対象に、 ・巡回、清掃、除草、剪定 等 ・構造物の点検、橋梁・トンネル・舗装等の補修・補強、法面・斜面の防災対策 等 ・道路区域決定、供用開始手続き、承認・占用工事の許認可、通行の禁止又は制限等、監督処分等を実施。					86,88,90	-				
(3)	道路事業(補助等) (昭和27年度)(関連:24-⑤、㉒、㉓)	538,215 (535,453)	120,654 (119,407)	51,551 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う					-	使途が補助国道(一般国道のうち政令で道指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない				
(4)	地方道路整備臨時貸付金 (平成20年度)	81,443 (52,201)	81,144 (44,723)	80,000 -	地方公共団体の財政負担軽減と平準化を図るため、道路事業の地方負担の一部に対して、無利子で貸付けを行う。					87,89	-				
(5)	道路橋の予防保全の着実な実施に係る経費 (平成21年度)	360 (126)	370 (291)	110 -	道路橋の予防保全の着実な実施に向け ・適切な判断の出来る道路管理者、適切な橋梁点検ができる橋梁点検技術者の確保 等 ・橋梁の点検・補修履歴等を蓄積・活用するための全国統一の道路橋データベースの構築 等 ・橋梁の健全性確保の方策や管理のあり方の検討 等 を実施。					86	-				
(6)	自転車ネットワークの安全性評価に係る検討経費 (平成22年度)	232 (202)	230 (221)	158 -	歩行者、自転車、自動車が錯綜する交差点部の交通処理に関する安全性検証、停車車両や歩行者などと錯綜するバス停留所、立体横断施設等周辺での安全性検証等を行い、今後の安全で快適な自転車走行空間ネットワークの整備に資する検討を行う。 1. 各都市における取組の現状把握 2. 自転車走行空間のネットワーク化に向けた交差点などの安全性等の検証 3. 成果を踏まえた自転車走行空間ネットワークに係る技術基準・指針(案)の作成					87	-				

(7)	東日本大震災に係る復興関連事業 (道路関係)(東日本大震災関連) (平成23年度)	-	117,944	185,139	・三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備 被災地の早期の復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道を結ぶ横断軸の強化について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施 ・道路の防災・震災対策等 法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施 ・東北地方の高速道路の無料開放 被災地の復旧・復興を支援するため、東北地方の高速道路の無料開放を実施 ・被災した道路の原形復旧 等	88,90	-
(8)	道路占用料の見直しに関する調査 検討経費 (平成24年度)	-	-	36	道路占用料は、道路の使用の対価としての性格を有し、民間の土地の賃料に相当するものであり、その算定に用いる「使用料率」(民間の土地の賃料の土地価格に対する割合)を設定するためには、全国の土地賃借水準を反映する必要があることから、各地域の不動産鑑定士による土地の賃料に関する調査等を行う。	-	使途が土地の賃料に関する調査等を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない
(9)	自動車と道路が連携した円滑、安全・安心な次世代ITSに関する検討 に係る経費 (平成24年度)	-	-	100	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全・安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	使途が次世代ITSに関する技術・安全面の検討や渋滞等に対する効果分析を推進するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-16)

施策目標	16 自動車事故の被害者の救済を図る						担当部局名	自動車局		作成責任者名	安全政策課保障制度参事官室長 後藤 浩平	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。						政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	実績値						目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度					
91 自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	34.7%	平成22年度	4.8%	10.8%	24.5%	34.7%	42.2%	50.0%	平成27年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。 ・目標値については、平成22年度中に重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅へ訪問を行ったのは重度後遺障害者の内約3割となっていたため、限られた人員で効率化を図りながら、平成27年度までに5割以上の方へ訪問支援サービスを行うことを目標値として設定。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
	22年度(百万円)	23年度(百万円)										
(1) ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払 (昭和30年度)	4,299 (3,656)	4,147 (3,455)	4,131	ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施することにより、自動車事故の被害者救済を図る。				-	使途がひき逃げや無保険車による事故の被害者に対する救済であり、成果目標等を定めて実施するという性質のものではない。			
(2) 被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行 (昭和42年度)	758 (748)	720 (720)	720	自動車事故に係る損害賠償問題、自賠責の保険金の支払いに関する紛争について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談、指導、調停等を受けられる環境の整備を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。				-	相談件数:40305件 申請受付件数:2385件 示談あつ旋件数:1001件			
(3) 自動車事故による被害者遺族等に対する支援 (昭和51年度)	146 (101)	108 (76)	101	交通遺児に対してその育成のための資金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備することにより、自動車事故被害者の救済を図る。				-	使途が交通遺児の育成資金の安定給付であり、また、死者が減少にある中で基金への加入については交通遺児の申請によるものであることから、成果目標等を定めて実施するという性質のものではない。			
(4) 自動車事故による被害者対策の充実 (昭和42年度)	3,436 (3,300)	3,517 (3,262)	3,586	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者の介護に要する費用の支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院に対する受入体制の整備等に要する経費の補助 ・自動車事故現場における負傷者への迅速かつ適切な応急処置方法の普及のための自動車事故救急法講習事業に要する経費の補助 を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。				-	介護料延べ受給者数:19052人 医療機関に対する体制整備に要する経費の補助対象病院数:39病院 自動車事故救急法講習事業の補助事業者数:2者			
(5) オムニバスタウン整備総合対策等 (平成14年度)	623 (436)	389 (306)	285	乗合バスの利用促進又は効率化を図り、マイカー利用者をバス利用者へと転換させ、マイカー利用を減少させることにより、自動車事故の発生を防止する。				-	補助件数:10件 補助事業者数:6者 バスロケーションシステム導入系統数:10,720系統			
(6) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業(事故防止対策支援推進事業) (平成19年度)	(676) (619)	785 (734)	811	衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施することにより、自動車事故の発生を防止する。				-	補助金交付件数:3500件			

(7)	自動車事故を防止するための取組支援 (平成21年度)	(40) (35)	40 (15)	40	自動車運転者等に対して行う安全運転に関する知識及び運転技術の向上を図る研修等の経費を補助することにより、自動車事故の発生防止を図る。	-	補助事業者数:10者 -
(8)	(独)自動車事故対策機構運営費交付金 (平成15年度)	(7,420) (7,420)	7144 (7,144)	6,943	・交通事故により遷延性意識障害(植物状態)に陥った被害者を治療する療護センターの設置・運営 ・在宅介護家族への情報提供等の精神的支援 ・交通事故により保護者が死亡したり重度後遺障害者となった世帯の子供への育成資金貸付、家庭相談等の精神的支援 ・自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車の安全性能に関する評価を行うことにより、自動車事故の被害者の救済を図る。	91	- -
(9)	(独)自動車事故対策機構施設整備費 (平成15年度)	384 (347)	380 (357)	379	交通事故により遷延性意識障害(植物状態)に陥った被害者を治療する療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。	-	(独)自動車事故対策機構の中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数 療護センターにおける脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数)

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-①)

施策目標	17 自動車の安全性を高める						担当部局名	自動車局	作成責任者名	技術政策課長 江角 直樹			
施策目標の概要及び達成すべき目標	車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。						政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成25年8月			
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
92 衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数	4,201台	平成22年	466台	1,994台	894台	4,201台	12,259台	30,000台	平成27年	【選定理由】交通事故削減を目的に開発・実用化・普及を進めている予防安全技術の中で、衝突被害軽減ブレーキの交通事故削減効果が高いため。 【設定根拠】過去の装着台数の伸び率から達成可能な数値として設定したものの。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
	22年度(百万円)	23年度(百万円)											
(1) 車両の安全対策(昭和39年)	238 (224)	238 (238)	247	自動車等の技術に関して基準の国際標準化を推進するために、自動車の国際基準の策定に必要な基礎調査を実施するとともに、自動車の安全基準の拡充・強化及び先進安全自動車(ASV)の開発・実用化に必要な技術評価等の調査を行う。					-	・技術基準の策定等に必要な調査研究:12件 -			
(2) (独)交通安全環境研究所運営費交付金(審査勘定)(平成13年度)	822 (822)	822 (822)	821	自動車の安全確保・環境保全を図るため、交通安全環境研究所に自動車等の審査及びびりコールに係る技術的検証を行わせる。					-	・不具合情報の分析:4,000件 -			
(3) (独)交通安全環境研究所施設整備費(審査勘定)(平成13年度)	230 (216)	119 (116)	119	自動車の安全確保・環境保全を図るため、交通安全環境研究所に自動車等の審査を行わせるための施設等を整備する。					-	・整備実施件数:3件 -			
(4) 自動車検査独立行政法人運営費交付金(平成14年度)	1,257 (1,257)	910 (910)	883	道路運送車両法に基づく自動車の安全・環境基準への適合性審査に必要な検査機器を整備する。					-	・確実に審査を実施できるよう審査機器の更新等が必要な箇所を適切に処置。 ・受検者等の人身事故の削減(H23~H27の平均でH22年度比10%減) ・検査機器の故障等によるコース閉鎖時間の削減(H27年度にH22年度比で10%削減)			
(5) 自動車検査独立行政法人施設整備費(平成14年度)	2,722 (2,464)	1,540 (1,308)	1,539	道路運送車両法に基づく自動車の安全・環境基準への適合性審査に必要な施設等を整備する。					-	・確実に審査を実施できるよう建替、改修等が必要な箇所を適切に処置。 ・受検者等の人身事故の削減(H23~H27の平均でH22年度比10%減) ・検査機器の故障等によるコース閉鎖時間の削減(H27年度にH22年度比で10%削減)			

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-18)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					担当部局名	海上保安庁		作成責任者名	総務部政務課長 永松 健次		
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。					政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
93	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	平成21年度以降毎年度	・海上テロをめぐる国際的な情勢は、船舶に対する爆発火災テロや石油ターミナルに対する連続自爆テロが発生するなど依然として厳しい状況にある。一方我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止又は軽減することが可能である。このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗(※)、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。 ※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。		
94	要救助海難の救助率	95.2%	平成18年～平成22年の平均	/	/	/	/	95%	95%以上	平成23年以降	・海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率の向上が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。(第九次交通安全基本計画(平成23年3月31日閣議決定)第2部第2節の数値目標)		
95	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	0件	平成14年度	0件	0件	1件	0件	0件	0件	毎年度	・ふくそう海域で発生した大規模海難の実績(平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらまとCARINA STAR号の事故)から、毎年度発生数0件を目標とする。(社会資本整備重点計画第3章 海上交通の安全強化に関する指標)		
関7	航路標識の自立型電源導入率	82%	平成23年度末	/	/	/	/	82%	86%	平成28年度末	航路標識用電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合(社会資本整備重点計画第3章 災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標)		
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		22年度(百万円)	23年度(百万円)										
(1)	航路標識整備事業費(昭和23年度)	5,220 (4,402)	5,980 (5,359)	3,804	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用し、海上交通センターの機能拡充を図っているほか、ふくそう海域において航行船舶の指標となる航路標識の視認性・識別性の向上を図る整備を行っている。また、東日本大震災等による航路標識の被災状況を踏まえ、地震や津波などの自然災害及びこれに伴う停電に影響されず標識機能を確保するため、航路標識の耐震・耐波浪補強及び自立型電源化(太陽電池化)等を実施している。					95 関7	-		
(2)	巡視船艇の整備に関する経費(昭和23年度)	29,533 (26,935)	29,784 (27,817)	17,528	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であるとともに、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、被害制御・長期行動能力、荒天下航行能力、夜間捜索監視能力、制圧能力等を備えた大型巡視船に重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行っている。 また、今般の東日本大震災対応の教訓を踏まえ、災害対応能力を向上させた巡視船艇の整備を行っている。					93 94 95	-		
(3)	航空機の整備に関する経費(昭和23年度)	12,171 (12,001)	8,257 (8,068)	8,880	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターに重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行っている。					93 94 95	-		
(4)	巡視船艇の運航に関する経費(昭和23年度)	23,063 (23,017)	26,662 (26,659)	26,555	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。					93 94 95	-		

(5)	航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	7,146 (7,137)	7,082 (6,880)	7,211	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしゅう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。	93 94 95	-
(6)	治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	6,572 (6,435)	6,998 (6,961)	7,389	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。 このほか、東日本大震災により被災した各種資機材の復旧及び捜索救助資機材の整備による業務執行体制の確保を図っている。	93 94	-
(7)	環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	103 (102)	241 (241)	103	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。 このほか、東日本大震災により被災した油回収装置等の防災資機材の復旧による救援活動や救急・救出救助活動といった災害対応業務を始めとする業務執行体制の確保を図っている。	-	海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。
(8)	海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	2,179 (2,158)	2,192 (2,176)	1,707	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適切に対処するため、高性能化を図った新型の航空機を適正に維持するための格納庫の拡充や巡視船艇を安全に係留するための船艇基地浮桟橋等の施設整備を行っている。 また、今般の東日本大震災に対応の教訓を踏まえ、災害対応体制を確保するため巡視船艇基地施設及び航空基地施設等の復旧、並びに巡視船艇航空機等の運航に必要な施設・設備を整備している。	93 94	-
(9)	情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	3,602 (3,568)	5,624 (5,488)	3,195	海上保安庁は、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。 これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。	93 94	-
(10)	海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	2,235 (2,200)	2,067 (2,045)	1,920	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	95 関7	-
(11)	海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	785 (768)	917 (902)	845	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。 このほか、東日本大震災により被災した海底基準局の復旧を行うとともに、今後発生が懸念されている南海トラフの巨大地震に備えて海底基準局の増設を図り、海底地殻変動観測体制の強化を図る。	-	海図の新刊、改版、及び補正図の合計刊行回数600回 海底地殻変動観測測点数22点
(12)	海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	1,027 (1,022)	1,609 (1,449)	1,543	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。 このほか、東日本大震災での地震・津波被害により、広範囲に海岸線や水深が変化した海域において、船舶の航行安全を確保するため、航空レーザー測深機により調査を実施する。	-	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数：29海域 東日本大震災により海岸線の形状や水深が大きく変化した北海道から関東にかけての太平洋沿岸域において実施した測量面積1,500km ²
(13)	海難審判に必要な経費 (平成20年度)	35 (29)	32 (27)	32	海難審判法第2条に掲げる、海難について、理事官による海難発生時の調査から当該事件の申立て、審判官による海難審判の実施及び裁決、裁決結果により理事官が懲戒処分の実施を行う。	-	海難審判は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生の防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、成果目標を示すことは困難である。

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-19)

施策目標		19. 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		担当部局名		総合政策局物流政策課		作成責任者名		物流政策課長 馬場崎 靖		
施策目標の概要及び達成すべき目標		港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を推進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。		政策体系上の位置付け		6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期		平成25年8月		
業績指標		初期値	実績値					目標値	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度				
96	国際船舶の隻数	135隻	平成23年央	85隻	95隻	106隻	117隻	135隻	230隻	平成28年央	国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)の継続に加え、平成20年度に導入されたトン数標準税制と相俟って、日本籍船の大宗を占める国際船舶について、安定的な国際海上輸送の確保のため、平成23年より約100隻増加させることとした。	
97	世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10%	平成22年度	10.5%	10.6%	10.6%	9.5%	8.7% (暫定値)	約10%	平成28年度	我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。	
98	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	51%	平成19年度	51%	54%	59%	66%	74%	100%	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月)において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶(以下「日本船舶」)の隻数は「約450隻」と試算されたところである。 ・一方で、外航海運業界は、業界の総意として、日本船舶を5年間で2倍に増加させることを目標とする旨表明しており、これらを踏まえ、「日本船舶・船員の確保に関する基本方針(以下「基本方針」)」において、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、当面の目標を設定し、トン数標準税制の導入と海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定制度の着実な実施により、その達成を目指すことが適切であるとし、日本船舶の隻数を5年間の計画期間中に2倍以上増加させる旨規定している。 ・上記「基本方針」に基づき、平成19年度の日本船舶数92隻を平成24年度までに184隻に増加させることとし、平成19年度の51%を平成24年度までに100%に上昇させることを目標値として設定するものである。 ・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準税制、船舶特別償却制度及び買換特例制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。 ・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。 	
99	マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	平成18年度以降毎年度	<p>インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡(以下、「マ・シ海峡」という。)は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。</p> <p>また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマシ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー(VLCC)などは航路整備がなされていない迂回ルートの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。</p> <p>これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力(147億円)を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組みとして「協カメカニズム」が創設された。</p> <p>このようなことから、我が国としては、「協カメカニズム」の下で、航行援助施設基金委員会等の協議などを通じて、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マ・シ海峡の安全確保に取り組むこととしている。</p> <p>なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協カメカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。</p>	
100	内航船舶の平均総トン数	619	22年度	602	614	618	619	654	610(平均総トン)	27年度	効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。 このため、内航船舶の平成18年度～22年度の5年間の平均総トン数610(平均総トン)の数値の維持を目標とする。	
101	国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	0%	22年度	-	-	-	-	-	H22年度比約5%減	28年度	過去のトレンドを勘案し、平成28年度における目標値として前回目標値とほぼ同程度の平成22年度比約5%減を設定。 (注)「前回目標値」とは、平成24年度の輸送コストにおいて平成19年度比約5%減である。 ※業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)	
102	国内海上貨物輸送コスト低減率	0%	22年度	-	-	-	-	-	H22年度比約3%減	28年度	過去のトレンドを勘案し、平成28年度における目標値として前回目標値とほぼ同程度の平成22年度比約3%減を設定。 (注)「前回目標値」とは、平成24年度の輸送コストにおいて平成19年度比約3%減である。 ※業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)	

103	長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6%	23年度	-	-	-	-	6%	100%	28年度	策定した長寿命化計画に基づき、点検・補修等の対策を実施する必要がある施設について、平成28年度末までに実施すべき全ての対策を実施。 ※業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)
104	港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	54%	22年度	-	-	-	54%	-	60%	28年度	近年における当施策への投資量を基に設定。中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。
105	リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社	19年度	188社	208社	220社	218社	231社	230社	24年度	第1次循環型社会形成推進基本計画の目標伸び率(平成22年循環利用率14%)と同様の伸び率を設定し、平成24年度の目標立地企業数を設定した。立地企業数はリサイクル関連企業数の過去の推移及び管理者へのヒアリング結果から推計する。
106	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2640万人	23年度	-	-	-	-	約2640万人	約2950万人	28年度	地震発生時の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置・整備状況等を考慮しつつ、目標値を設定。 ※業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)
107	日本発着コンテナ貨物の釜山港等東アジア主要港でのトランシップ率	10%	20年度	-	10%	-	-	-	5%	27年度	国際コンテナ戦略港湾政策においては、欧米基幹コンテナ航路の日本への寄与の維持・拡大を図っているが、その政策目標の指標として、日本発着コンテナ貨物の釜山港等東アジア主要港でのトランシップ率を、2015年までに現行の半分にすることを目標に設定。 ※業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)
関8	国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード(Port Security カード)の普及率	65%	23年度	-	-	-	-	65%	95%	28年度	PSカードによる物流効率化が最大限発揮されるために必要な普及率として95%を平成28年度の目標値として設定。 ※関連指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)
関9	国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数	0港	23年度	-	-	-	-	0港	5港	28年度	北東アジアにおける物流サービスの能力と効率性を向上させることを目的としたNEAL-NET(北東アジア物流情報サービスネットワーク)の枠組みにおいて、日中韓3国間で港湾物流情報システムを相互連携することとしている。このため、平成28年度までに国際コンテナ戦略港湾の各港における港湾物流情報システムを中韓主要港のシステムと相互連携させることとして目標値を設定。 ※関連指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 海上運送対策に必要な経費(21年度)	22	22	21	本事業は以下の3分野により、構成されている。 ①外航海運分野におけるアジアとの連携強化 国際海事機関(IMO)においては、海事に関する国際ルールの策定に関してはEUが主導的立場にあり、不合理なルールが数の論理で採択されるケースが見られる。このため、我が国を国際海事活動の拠点としたアジアにおける連携調体制を確立し、国際海事活動への積極的貢献を行なうことにより、我が国の海事産業における競争力の強化、安全・環境基準設定のリードを図る。 ②外航海運対策 我が国商船隊が世界で競争していくために必要な施策の立案及び航行の安全確保を行い、外航海運の発展を図る。 ③旅客船対策・内航海運対策 旅客船事業について実態を把握し、必要な施策を立案する。内航海運について近代化を促進し、事業の安定を確保するとともに、その健全な発展を図る。	96 97 100	- -
(2) マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策(20年度)	34	37	29	①マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生件数をゼロとする。 ②マラッカ・シンガポール海峡は、我が国の輸入原油の約8割が通過することから、我が国経済・国民生活にとって極めて重要な海峡である。最大の海峡利用国である我が国としては、国連海洋法条約に基づき、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協カメカニズム」の下、海峡沿岸国提案の支援要請プロジェクトを推進し、同海峡の安全確保等に貢献することを目的とする。	99	- -
(3) 港湾整備事業	1,624	2,750	10,779			
(4) 港湾整備事業(昭和25年度)	(1,624)	(2,228)	-	国際・国内の海上輸送ネットワークを構築することによる国民経済の健全な発展や国民生活の質の向上、地震災害等からの国民の安全・安心の確保、良好な港湾環境の保全等を図ることを目的として、国又は港湾管理者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備を行う。	101~107 関8,関9	-
	317,481	198,569	177,470			
	(312,306)	(204,331)	-			

(5)	港湾施設長寿命化計画費(平成20年度)	693 (690)	450 (510)	445 -	既存の国有港湾施設について、施設の変状、劣化度、置かれている環境等を把握するために測量、目視調査、潜水調査、詳細部材調査等の現地調査を実施し、調査結果を分析した上で、各施設の維持管理方針を示した長寿命化計画を策定するもの。実施は各地方整備局が行う。5年間の時限措置として、平成20年度から24年度までに約4,000施設において実施予定。	103	-
(6)	改正SOLAS条約等を踏まえた総合的な港湾保安対策(平成17年度)	7 (6)	14 (12)	11 -	国が、国際埠頭施設の保安状況の評価、保安規程の承認、国際埠頭施設の管理者が実施している保安対策に対する立入検査等を行う。また、G8関係国間で保安対策に関して今後取り組むべき課題等を共有し、我が国のセキュリティ向上に資するため、諸外国の優良な取組等に関して、相互訪問による保安調査を実施する。効率的・効果的な保安対策業務を行うため、港湾局、海事局、海上保安庁の海事3局が保有する保安情報の共有化(海事3局連携データベース)を図るため必要となるハードウェアの保守を実施する。*諸外国における人材育成事例の収集及び効果的な人材育成方法の検討等を通じて、諸外国の保安職員の育成に寄与しつつ、我が国職員の能力向上へのフィードバックを図る。	-	-
(7)	港湾広域防災拠点支援施設の維持管理に必要な経費(平成20年度)	46 (46)	33 (33)	48 -	首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の大規模災害発生時に川崎港東扇島地区基および堺泉北港堺2区における基幹的広域防災拠点の機能を早期に発揮させるため、港湾広域防災拠点支援施設の平常時の維持管理、発災時に必要な機器類の保守点検等を行う。また、発災時の確実な初動を確保するため、夜間・休日に勤務する要員の業務委託を行う。	106	-
(8)	基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練に必要な経費(平成20年度)	23 (22)	21 (21)	27 -	首都直下地震、東南海・南海地震等の大規模災害時に基幹的広域防災拠点における緊急物資や復旧資機材の輸送機能を維持し、被災地の早期復旧・復興を実現するためには、発災直後に対応すべき応急復旧工事が円滑に行われるよう組織の運用体制強化のほか、国の関係機関、港湾管理者、海運事業者、港湾運送事業者等との連携体制の強化が不可欠である。このため、基幹的広域防災拠点において、実災害を想定した総合的な広域輸送訓練を実施する。	106	-
(9)	港湾機能の高度化を図るための施設整備事業(平成17年度)	4,583 (4,563)	548 (556)	1,306 -	港湾施設の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体(港務局を含む)又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、循環型社会の構築、港湾の保安、安全の向上、観光立国の実現を図る。	101 102 105	-
(10)	老朽化化学兵器の廃棄処理に必要な経費(平成17年度)	3,473 (3,465)	1,127 (1,125)	1,127 -	内閣官房の調整により、平成17年度から苅田港における老朽化化学兵器の無害化処理を国土交通省によって実施している。苅田港において4,403発の化学兵器が海洋投棄されたという文献記録がある一方、平成23年度までに発見・処理されたのは計2,953発(平成17年度以前の防衛庁実施分を含む)にとどまっている。港内の安全を確保するため、防波堤沖や航路沖地域における老朽化化学兵器の探査や処理業務等を行う。	-	事業実施港数(1港)
(11)	国としての水際危機管理・防災機能の維持に必要な経費(平成22年度)	11 (10)	4 (4)	3 -	既存のカメラを有効活用することにより、保安事案に係る緊急事態が生じた際の情報収集や、地震・台風・津波・高潮等の災害発生時の被災状況の迅速な把握、被災原因の分析、さらにはTEC-FORCEや油回収船の初動判断等に関し、職員を災害等の危険にさらすことなく、迅速かつ的確に行うことができる。また、現場同様にリアルタイムで現地の状況を把握することが本省、官邸においても可能となる。以上により、直轄工事が完了した港湾等において直轄カメラの所管換を行い、カメラの維持・管理を含めた有効的な活用に資するものである。	-	-
(12)	港湾物流情報化推進に向けた検討経費(平成22年度)	27 (25)	31 (30)	5 -	効率的な国際物流ネットワークの構築により、高度なサプライチェーンを形成することが不可欠となっており、海上コンテナ貨物位置情報データベースの二国間連携に関する検討や海外への我が国の港湾EDIの導入に関する検討を実施している。また、輸出入及び港湾関連手続きに係る手続き書式の電子化が進められており、次世代シングルウィンドウの利用促進に関する活動を実施している。	-	電子申請率(100%)
(13)	国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業(平成23年度)	- -	809 (691)	1,520 -	我が国発着貨物を、民間企業や港湾管理者との協働のもと、国際コンテナ戦略港湾に集約し積み替えを行う物流構造に転換する。具体的には、国際コンテナ戦略港湾への、内航をはじめとするフィーダー機能の抜本的な強化を図るため、北海道、東北、瀬戸内、九州などにおいて新規内航航路等を立ち上げ、広域からの貨物集約を進める。	107	-
(14)	北東アジア港湾局長会議に必要な経費(平成12年度)	- -	2 (2)	7 -	日本と中国・韓国との強い貿易面の結びを鑑み、お互いにそれぞれの国について情報共有するとともに、港湾政策の企画立案等の検討を行う。また、3カ国間の緊密な連携の促進するため、3カ国の港湾に関する共通課題に対する共同研究及び政策策定を行う。また、局長会議という行政分野の交流のみならず、シンポジウムや港湾協会長会議の開催が、民間間士の交流促進に寄与するなど、重層的な協力関係を保持することとしている。	-	-
(15)	港湾整備事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	- -	15,069 (5,274)	44,414 -	被災地港湾において、耐震強化岸壁、防波堤等の整備等を行うとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、近いうちの発生が懸念される東海、東南海・南海地震及びそれに伴う津波に防災・減災効果を有する耐震強化岸壁、防波堤等の整備を行う。	106	-

(16) 国際競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等経費(平成24年度)	-	-	26	我が国のコンテナ物流情報サービス(Colins)と中国、韓国との物流システムとの接続を行い、日中韓の物流情報ネットワークの推進を図り、国際競争力の強化を目指す。	関9	-
(17) 国際戦略港湾等における港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る税制特例措置	-	-	-	国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等(上物施設)に係る税制特例を設け、港湾運営の民営化及び港湾運営会社による設備投資を促進する。	-	-
(18) 国際戦略港湾等において指定会社等(民営化会社)が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る税制特例措置	-	-	-	一定規模以上のコンテナ埠頭において指定会社等が国の無利子貸付又は補助を受けて整備した岸壁・上屋等の施設に係る税制特例を設け、港湾運営の民営化及び指定会社等による設備投資を促進する。	-	-
(19) 災害に強い物流システム構築事業(平成23年度)	-	438	14	東北地方全体の復旧・復興や産業の再構築に併せて災害に強い物流システムの構築を進めるため、協議会において、今後の東北地方の支援物資物流のあり方・考え方等についての検討や必要な調査等を実施し、災害に強い物流システムの構築を行う。	-	-

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑩)

施策目標	20 観光立国を推進する							担当部局名	観光庁		作成責任者名	総務課企画室長 大野 達	
施策目標の概要及び達成すべき目標	震災からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。							政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年	実績値					目標値	目標年	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年	20年	21年	22年	23年						
108 訪日外国人旅行者数	622万人	平成23年	835万人	835万人	679万人	861万人	622万人	1,800万人	平成28年	震災前の2010年の861万人を上回る900万人を目指し、2020年初めまでに2500万人という新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の目標値を維持しつつ、これまでの5大市場を中心としたプロモーションに加え、東南アジアをはじめとする今後富裕層・中間層等急速な拡大が見込まれる市場の旅行者を他国に先駆けて取り込んでいくことなどで2016年までに1800万人の目標達成を目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
109 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.12泊	平成22年	2.48泊	2.37泊	2.38泊	2.12泊	2.10泊	2.5泊	平成28年	日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数は、世界的な金融危機による景気低迷の影響や趣味・レジャーの多様化による旅行の魅力の相対的な低下により、減少傾向にある。団塊の世代の退職に伴う余暇活動が想定ほど伸びなかったことや、年次有給休暇取得率が微増にとどまったことも一因と考えられる。減少傾向を食い止め、魅力ある旅行商品の提供や魅力ある観光地域づくりなどの施策を講じることにより、過去5年間の実績程度に戻すことを目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
110 日本人海外旅行者数	1,699万人	平成23年	1,729.5万人	1,598.7万人	1,544.6万人	1,663.7万人	1,699万人	2,000万人	平成28年	出国日本人数は、世界的な金融危機が起きた平成20年は1,599万人、新型インフルエンザ流行の影響があった平成21年は1,545万人となっており、以前の観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定)を策定した平成19年の1,730万人より減少した。しかしながら、円高の影響等により日本人の海外旅行者数が増加していることから、以前の基本計画の目標値を維持し、2016年までに2000万人を目標とする。 なお、当目標値は現行の観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
111 国内における観光旅行消費額	25.3兆円	平成21年	28.2兆円	27.8兆円	25.3兆円	23.8兆円	集計中	30兆円	平成28年	2016年までに訪日外国人旅行者数1800万人、日本人海外旅行者数2000万人、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数2.5泊を達成することにより概ね達成することができると見込まれる30兆円を目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
112 主要な国際会議の開催件数	741件	平成22年	486件	575件	538件	741件	598件	5割以上増 【1,111件以上】	平成28年	アジア地域の堅調な経済成長に伴うアジア域内の学会の成長等を通じた域内国際会議の増加、国内会議の国際化の動きなどから、着実に国際会議の開催数は拡大している。アジア最大の国際会議開催国となることを実現するため、2010年の実績(741件)の5割以上増を目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
関10 訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	①43.5% ②58.2%	平成23年	-	-	-	-	①43.5% ②58.2%	①45% ②60%	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観・自然や社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合60%とすることを目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。			
関11 国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」	-	-	-	-	-	-	-	①25%程度 ②25%程度	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観や自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易でないことや、類似の調査による結果を踏まえ、回答割合を「25%程度」を目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。 (参考1)観光地の魅力向上に向けた評価手法調査事業(平成22年1月上旬～2月中旬調査):観光庁 総合満足度「大変満足」回答割合:23.1%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合:24.0%(調査地域:全国50地域、調査票回収数:11,626件) (参考2)2011年度第1回基礎調査(GSロイヤリティ調査)中間報告(平成23年7月～9月調査):観光地マネジメント研究会((財)日本交通公社) 総合満足度「大変満足」回答割合:18.6%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合:14.5%(調査地域:全国49地域、調査票回収数:7,073件)			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 世界観光事業分担金 (昭和53年度)	43 (43)	38 (38)	36	世界観光機関(UNWTO)は、1975年に設立した観光に関する世界最大の国際機関である。2003年には国連の専門機関となった。我が国は1978年に正式加盟。現在は世界155カ国が加盟。加盟国・地域は憲章により分担金を毎年義務的に拠出することが決められている。我が国も分担金を毎年決められた分担率で拠出する。当該機関は、2年に1度開催する総会において2年間の活動事項を策定し承認された活動を加盟国・地域を対象に実施している。	108,110, 111	-
(2) ASEAN貿易投資観光促進センター 等拠出金 (昭和56年度)	113 (113)	110 (110)	110	ASEAN貿易投資観光促進センター及びUNWTOアジア太平洋センターの行うASEAN、東アジア太平洋地域の国際化促進及び観光交流の意識の浸透等に根差した観光促進や人材育成の諸活動、及びOECD観光委員会の行う先進諸国間同士の観光施策の発展及び施策策定能力の向上を目的とした加盟国の観光産業分析や政策評価に関する調査プロジェクトに対し積極的に支援をする。	108,110, 111	-
(3) 観光連絡調整経費 (平成18年度)	9 (9)	9 (18)	19	「観光白書」について、観光庁が提供する原稿から、グラフ・図表の作成、色彩・バランス等の工夫を施した上で、「観光白書」の紙面の校正・作成を行う。また、その紙面の印刷・製本(交通政策審議会観光分科会、国会等への提出に使用)、SGMLデータ・ePubデータ(電子書籍版)の作成作業を行う。なお、毎年、観光白書の冒頭では、その年の観光を巡る状況の特集しており、その特集を作成するための調査・分析も行う。	-	観光の状況及び政府が観光立国実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出することを目的としているため、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(4) 観光統計整備事業 (平成14年度)	330 (323)	475 (441)	887	観光統計整備事業は、平成14年度の事業開始以降、調査対象の拡充等を行いつつ継続的に実施している。平成24年度は、我が国における日本人・外国人の宿泊旅行の実態を明らかにする「宿泊旅行統計調査」、国民の観光旅行の実態を把握するとともに観光消費の経済波及効果を明らかにする「旅行・観光消費動向調査」、訪日外国人の旅行消費・再訪意向・満足度等を明らかにする「訪日外国人消費動向調査」を継続して実施するとともに、観光産業の基本的構造の実態を把握することを目的とする「観光地域経済調査」を本格実施する。	-	観光の状況及び政府が観光立国実現に関して講じた施策並びに観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を国会に提出することを目的としているため、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(5) 広域観光促進基礎調査 (平成23年度)	-	201 (183)	88	○広域観光促進基礎調査 「観光地域づくりプラットフォーム支援事業」の形成等により、広域的な滞在型観光地域づくりの効果的な推進を図るため、第三者委員会による補助事業の事前・事後評価の実施、観光地域における取組実態調査、観光圏内の各関係者の連携の推進を行う。 ○地域観光イノベーション促進事業 旅行者ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築につながる観光地域づくりの先進的な取組について国の知見等を活用し、観光資源の掘り起こし・磨き上げ等に係る事業の支援を行う。 ○顧客満足型旅行商品推進事業 各地域の観光資源を活用して造成された旅行商品について、平成23年度の実態調査を踏まえ、各地域における課題やその解決策を整理し、顧客満足度の高い旅行商品の品質向上策をとりまとめ、地域の自律的な観光振興に裨益するものとする。	109,111	-
(6) 観光地域づくりプラットフォーム支援 事業 (平成23年度)	-	271 (202)	246	様々な滞在型観光の取組を推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。	109	-
(7) 観光まちづくり人材育成事業 (平成16年度)	26 (23)	178 (131)	124	全国の大学や地域において講座・研修プログラムを展開し、観光地域づくり人材育成ガイドラインや人材育成手法の普及することにより、地域の自立的な人材育成を促進するための仕組みづくりと観光地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。	108,109, 111	-
(8) 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパ ン事業) (平成15年度)	8,702 (7,824)	6,079 (5,977)	4,927	一刻も早い訪日需要の回復のため、徹底した風評被害対策を実施する。また、訪日旅行促進に係る事業を効果的に実施するため、関係府省、在外公館及び民間企業との連携やIMF・世銀総会等の日本開催国際会議等といった特別な機会の活用、ビジネス需要としてのMICE誘致等、あらゆる関係者・機会を総動員したオールジャパン体制による訪日旅行の海外プロモーション事業を展開する。	108	-
(9) 訪日外国人旅行者の受入環境整備 事業 (平成22年度)	167 (167)	608 (596)	854	戦略拠点及び地方拠点の整備・受入環境の改善による受入環境水準の向上、昨今の訪日旅行者のニーズの多様化に対応した通訳ガイドの人材育成等を行い、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を行う。	108	-
(10) 休暇取得・分散化促進実証事業 (平成20年度)	58 (67)	82 (89)	30	各地域の協力のもと、大人(企業)の休み(有給休暇)と子ども(学校)の休み(休業日)のマッチングを行う「家族の時間づくり」プロジェクトに取り組み、効果の検証・取りまとめを行う。	111	-

(11)	(独)国際観光振興機構運営費交付金 (平成15年度)	1,905 (1,905)	1,972 (1,972)	1,884	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図る。	108	-
(12)	国内観光活性化緊急対策事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	- -	650 (619)	50	休暇を取得して外出や旅行を楽しむことを積極的に促進し、休暇(オフ)を前向き(ポジティブ)にとらえて楽しもうという「ポジティブ・オフ」運動を展開する。	109,111	-
(13)	広域連携観光復興対策事業 (平成23年度)	- -	550 (550)	250	東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、東北地域全体を観光の博覧会場と見立て、地域や民間の様々な取組を連携させるとともに統一的な情報発信等を行う。	109,111	-
(14)	東北・北関東インバウンド再生緊急対策事業 (平成24年度)	- -	- -	624	東北・北関東地域の訪日外国人旅行者数の回復に向け、海外7市場9都市において海外現地旅行会社との商談会や、海外消費者への観光復興PRイベントを実施し、その後、旅行会社やメディアを招請することにより、訪日商品の造成と記事掲載へつなげる。また、海外主要市場のガイドブックと連携した東北・北関東観光ガイドブック及び放射線や放射能の不安を持つ外国の方向けの安全・安心小冊子を制作する。さらに、訪日外国人によるインターネット上の「ロコミ」により、世界に日本の「安全・安心」や「魅力」を伝える、SNSと連動したキャンペーン「Share your WOW! Japan Photo Contest」を実施する。	108	-
(15)	ユニバーサルツーリズム促進事業 (平成24年度)	- -	- -	9	移動制約者の旅行の機会を拡大することにより、誰もが旅行に参加しやすい環境づくりを進めるため、ユニバーサルツーリズムの先進事例のモデル化を行うことで地域の自治体やNPO法人の取り組みを側面支援する。	109	-
(16)	災害時における訪日外国人旅行者に向けた情報提供のあり方に関する調査事業 (平成24年度)	- -	- -	30	東日本大震災を踏まえ、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、自然災害等緊急時において、訪日外国人旅行者を対象に正確な情報を迅速に提供するための情報提供のあり方について調査検討を行う。	108	-

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑳)

施策目標	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する							担当部局名	都市局		作成責任者名	公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長 上野 純一		
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。							政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度							
113 景観法に基づく景観重要建造物の指定件数	246件	平成23年度	40件	74件	130件	185件	246件	470件	平成28年度	目標においては、景観重要建造物の指定件数が、平成18年度から平成23年度の5年間で217件増加したことを踏まえ、同様のペースで増加することを目指し、平成28年度までに470件とする。				
114 景観計画を策定した市区町村の数	315団体	平成23年度	92団体	152団体	206団体	267団体	315団体	550団体	平成28年度	全国市区町村を対象にした景観計画策定意向調査において、平成24年3月1日時点で、平成28年度末までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村数に基づき設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「景観計画に基づき取組を進める地域の数」と同一定義)】				
115 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数	31団体	平成23年度	0団体	10団体	16団体	22団体	31団体	60団体	平成28年度	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、平成28年度までに意向ありと回答した市区町村の数に基づき設定。				
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)										24年度 当初 予算額 (百万円)		
(1) 歴史的風致維持向上推進等調査 (平成24年度)	-	-	103	良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組の提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案の応募者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の推進を図る。					113、114、 115	-				

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-22)

施策目標	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する						担当部局名	道路局	作成責任者名	企画課道路経済調査室長 吉岡 幹夫	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。						政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度				
116 三大都市圏環状道路整備率	56%	平成23年度	53%	53%	54%	56%	56%	約75%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、平成28年度までに75%にすることとされている。	
117 道路による都市間速達性の確保率※ (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	46%	平成22年度	-	-	-	46%	-	約50%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、平成28年度までに50%にすることとされている。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)									
(1) 有料道路事業等 (昭和43年度)	97,740 (97,740)	106,162 (106,077)	88,473 -	・首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公団から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等				116,117	-		
(2) 道路事業(直轄・改築) (昭和27年度)(関連:24-⑤、⑬、⑳)	1,356,814 (1,339,235)	1,294,371 (1,286,684)	1,156,008 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備、現道の防災対策、交差点改良等の交通安全対策、自転車・歩行者道の整備、共同溝・電線共同溝の整備等を実施				116,117	-		
(3) 道路事業(補助等) (昭和27年度)(関連:24-⑤、⑬、⑳)	538,215 (535,453)	120,654 (119,407)	51,551 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う				-	使途が補助国道(一般国道のうち政令で道指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない		

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-②)

施策目標	23 整備新幹線の整備を推進する						担当部局名	鉄道局	作成責任者名	幹線鉄道課長 石井 昌平	
施策目標の概要及び達成すべき目標	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。						政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度				
118 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	-	平成23年度	-	-	-	-	-	140万人	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
	22年度(百万円)	23年度(百万円)									
(1) 整備新幹線整備事業(平成4年度)	101,840 (101,840)	75,017 (75,017)	70,600	我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するため、地域間の移動時間を大幅に短縮させて関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関である整備新幹線を着実に整備する。				118	-		
(2) 整備新幹線建設推進高度化等事業(平成9年度)	4,293 (4,293)	2,606 (2,606)	7,020	整備新幹線の未着工区間において、計画調整調査、設計施工法等調査、経済設計調査を実施することにより、着工後の新幹線建設のスムーズな進捗やコスト縮減などを図る。また、軌間可変技術調査により新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に均霑する。				118	-		
(3) 新線調査費等(平成3年度)	216 (215)	207 (202)	56	全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線鉄道の建設に関し必要となる調査(地形・地質等、輸送需要量に応じた供給輸送力等、施設及び車両の技術開発、建設の費用等のほか、営業主体及び建設主体の指名並びに整計画の決定のために必要な調査)に対し、助成を行う。				118	-		
(4) 東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る税制特例措置(昭和62年度)	-	-	-	東北、北陸及び九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後5年間1/3とする。				118	-		
(5) 整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置(平成9年度)	-	-	-	整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の譲渡固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を20年間1/2、登録免許税・不動産取得税は非課税とする。				118	-		

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-24)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する						担当部局名		航空局		作成責任者名		航空戦略課長 海谷 厚志					
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。						政策体系上の位置付け		6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期		平成25年8月					
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等								
		22年度	23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度										
119	大都市圏拠点空港の空港容量	85.7%(64万回)	平成23年度	-	-	-	-	85.7%(64万回)	100%(74.7万回)	平成28年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる首都圏空港の空港容量の増加(羽田:約5.7万回、成田:約5万回)を目標とした。								
120	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.1%	平成23年度	-	-	-	-	94.1%	94.3%	平成28年度	航空機騒音については、環境基本法に基づき「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準を達成していない空港については、周辺住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進し、環境基準の屋内達成率の向上を図る。目標値については、現状及び近年の推移を考慮し、設定。将来的に100%の達成率を目指すものである。								
121	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%(約73百万人)	平成23年度	-	-	-	-	57%(約73百万人)	74%(約95百万人)	平成28年度	地震時に救急・救命、緊急物資輸送を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口数を高める。								
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
(1)	首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)	161,078 (152,564)	16,105 (15,814)	15,941					・新成長戦略及び国土交通省成長戦略に基づき、羽田空港の24時間国際拠点空港化等の推進、整備事業による首都圏空港の容量拡大(羽田空港:44.7万回(うち国際線6→9万回)、成田空港:30万回)及びこれを背景に徹底したオープンスカイを進める。これらにより、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、経済成長に特に資するものである。(新成長戦略及び国土交通省成長戦略) <東京国際空港(羽田)>・C滑走路の延伸、エプロンの新設、誘導路の改良、航空保安施設等の更新・改良、空港アクセスの改善等。 <成田国際空港>・同空港において国が管理する航空保安施設等の整備。					119	国内・国際航空ネットワークの強化に必要な滑走路、誘導路、航空保安施設等の整備 -				
(2)	関西・中部国際空港整備事業 (関西国際空港:昭和59年度) (中部国際空港:平成10年度)	9,510 (9,440)	8,887 (8,745)	7,841					我が国を代表する国際拠点空港である関西国際空港・中部国際空港については、安全安心、国際競争力の強化を図ることが重要である。航空保安施設等の整備を行い、航空の安全運航を図るとともに、関西国際空港については、巨額の負債が会社経営を圧迫し、需要拡大を阻害する要因となっていることから、伊丹空港との経営統合及びその後早期のコンセンションの実現に向けた環境整備を図る。 (関西国際空港) ・関西国際空港の整備に要した費用に係る全債務の早期の確実な返済を図るため、関空・伊丹の経営統合後に行う公共施設等運営権の設定を円滑に実施するための補給金を交付する。 ・航空保安施設等の更新等の実施 等 (中部国際空港) ・航空保安施設等の更新等の実施 等					-	補給金および航空保安施設等の整備(関空) 航空保安施設等の整備(中部) 関西国際空港株式会社の有利子負債残高(連結) 関空・中部における就航率				
(3)	空港周辺環境対策事業 (昭和42年度)	8,319 (4,353)	4,820 (3,221)	3,282					航空機騒音については環境基本法(旧公害対策基本法)に基づき「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策での目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、緩衝緑地帯の整備や防音工事により住民の生活環境を改善することが必要である。騒音対策は原因者負担が原則であり、国管理空港については、国の責任において騒音対策が十分に実施されることにより、空港の円滑な運営が担保される。 ・移転補償事業:第2種区域の住民が区域外に移転を行う際、移転により生ずる損失の補償、土地の買い入れを行う。 ・緩衝緑地帯等整備事業:第3種区域において、緑地帯その他の緩衝地帯を整備し、騒音を軽減する。 ・教育施設等防音工事補助(学校・病院等):教育、診療活動等に必要の静穏性を確保するため、学校・病院等の防音工事に対する助成を行う。(補助率:防音工事 原則100% 空調機器更新 75%・37.5% 等) ・住宅防音工事補助:第1種区域に所在する住宅における、航空機騒音による障害を軽減するための防音工事にに対し助成を行う。(補助率:防音工事 概ね99% 空調機器更新 50~60% 等) ・周辺環境基盤施設整備補助:国が買い取った移転補償跡地の有効活用として、地方公共団体が公園・細街路等を整備する際、助成を行う。(補助率: 1/2・1/3)					120	-				
(4)	一般空港等整備事業(直轄) (昭和31年度)	32,354 (31,703)	26,809 (26,133)	22,266					国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・航空機の就航率向上等、既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・安全・安心の確保のため、滑走路誤進入対策や空港施設の耐震化、津波対策を実施する。					121	-				

(5)	一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	7,906 (7,726)	5,629 (5,554)	3,475	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する ・既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・滑走路の移設・延長事業等を実施する。(運航制限の解消等、安全・安心の確保のための整備を実施する。)	—	空港施設の機能保持を行う箇所数:13箇所 (空港整備事業による整備箇所数) 新石垣空港建設事業における進捗割合
(6)	航空路整備事業 (昭和27年度)	21,845 (21,422)	19,282 (19,011)	19,119	航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの交通量の増大やユーザーニーズの多様化に適切に対応して、航空交通容量の拡大を図るため、新たな航空通信システム、航法システム、監視システムの整備を推進するとともに、現行航空保安システムの機能を保持するための整備を行うほか、新技術を活用した空域・航空路の効率的活用を行い、航空路の容量拡大、運航効率の向上等を図るための整備を行う。 ・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な航空保安施設等の老朽化更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・安全・安心の確保のための整備を実施する。	—	— —
(7)	国管理空港の経営改革の推進 (平成24年度)			171	・航空系事業と非航空系事業の経営一体化、PFI法の公共施設等運営権制度を活用した空港運営の民間委託等により国管理空港の経営改革を推進し、柔軟な着陸料体系の構築等を通じて地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現を目指す。 ・「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」(第180回国会に提出、継続審議中)成立後、基本方針の策定及び自治体・民間からの提案募集(マーケット・サウンディング)を実施する。	—	— 国管理空港の経営改革の実現

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-②)

施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する							担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 東 深	
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。							政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進			政策評価実施予定時期	平成25年8月
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
122	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	74.8%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	82%	平成28年度	地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持。平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。		
123	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	5,401ha	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	14,700ha	平成28年度	我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに目標値を算出。		
124	文化・学術・研究拠点の整備の推進 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件 ②115施設 ③217人	①平成21年度 ②平成23年度 ③平成22年度	①82件 ②105施設 ③246人	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①集計中 ②115施設 ③221人	①80件 ②140施設 ③240人	①平成27年度 ②平成28年度 ③平成27年度	①筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市(サイエンス型国際コンベンション都市)を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、過去の開催実績を勘案し、つくば地区内の国際会議開催年間80件を目標値として設定。 ②本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、対象とする立地施設は、研究施設など文化学術研究の工場に資するものとし、H19～H23の年平均施設立地数が5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目標値として設定。 ③本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%ずつ増加するものとした推計値(227人)を上回る240人を目標値として設定。		
125	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	-	平成23年度	-	-	-	0.94	集計中	1.00以上	毎年度	人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることで地域の自立的発展を目指すため、地域間交流の活発化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として観光入込客数を選定。観光入込客数の伸びを少なくとも全国水準以上にすることを目標。		
126	高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59%	平成19年度	59%	62%	65%	67%	68%	100%	平成24年度	豪雪地帯では、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発。このような事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村(全201市町村)において、高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を促進。		
127	特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	平成23年度	-	-	-	-	3件	11件	平成28年度	都市再生特別措置法19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数。平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要である。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】		
128	民間都市開発の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	11.6倍	平成23年度	14.4倍	6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	12.0倍	平成24年度～平成28年度の平均	(財)民間都市開発推進機構が保わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。分母を民都機構が関わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。本業績指標について、平成23年度までの支援実績及び平成24年度予算を元に算出した平成24年度実施業務における見込値が約1.2倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。		
129	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%(4.5万台)	平成20年度	(3.9万台)	45%(4.5万台)	49%(4.9万台)	60%(6.0万台)	集計中	100%(約10万台)	平成25年度	駐車場法に基づき整備される自動二輪車駐車場が、平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率(※)5.1%に平成38年度に到達するまで整備されることを目標とし、平成25年度での目標値を設定。 (※)乗用車の駐車場整備比率…整備済み駐車場台数/乗用車の保有台数		
130	都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	平成20年度	35.6%	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	41.0%	平成25年度	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。		

131	中心市街地人口比率の増加率	前年度比 0.16%減	平成21年度	▲0.5%	▲0.04%	▲0.16%	▲0.35%	集計中	前年度比 1.0%増	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービスのバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム(成果)であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。市全域の人口に対する中心市街地の人口比率の減少が食い止められるということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測る指標であると考えられる。 目標値については、街なか居住推進施策等に取り組みことを前提として、5年後の目標値として増加率1.0%増を設定。
132	物流拠点の整備地区数	79% (63地区)	平成23年度	(41地区)	(48地区)	(53地区)	(58地区)	79% (63地区)	100% (80地区)	平成28年度	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数。
133	主要な拠点地域における都市機能集積率	約4%	平成19年度	約4%	約4%	約4%	約4%	集計中	前年度比 +0%以上	毎年度	分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域※1の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。 ※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ(500mメッシュ)単位でヒアリングしたものの人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
134	在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	46% (約320万人)	平成22年度	-	(約330万人)	(約340万人)	46% (約320万人)	70% (約490万人)	100% (約700万人)	平成27年度	「新たな情報通信技術戦略 工程表」(H22.6、IT戦略本部)に「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」と記載されており、これを目標として設定。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
(1) 豪雪地帯の個性ある活性化推進等に要する経費(昭和54年度)	15 (15)	24 (24)	28 -	豪雪地帯の現状・課題を把握するため、豪雪地帯の24道府県、532市町村に対して、雪に関する観測結果、雪害の状況、克雪体制の整備状況等の基礎的データに関する調査を実施し、データの収集・とりまとめを行い、それをもとに同地域における経年的推移・地域間比較等の分析検討を行う。	126	-
(2) 半島地域振興等に必要経費(平成19年度)	62 (61)	50 (50)	47 -	半島地域の自立的発展を目指し、地域資源を活用した産業の創出につながる自主的・継続的な活動を推進するとともに、半島間の連携を促進する。また、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない半島地域固有の課題についてデータ分析等を行う。	125	-
(3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度(所得税・法人税)(昭和61年度)	-	-	-	半島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業の用に供する設備等に係る特別償却制度	125	-
(4) 集落活性化推進経費(集落活性化推進事業費補助金)(平成20年度)	451 (447)	327 (321)	340 -	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図り、地域の活性化を図るため、廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した公益サービスの維持確保、産業の活性化又は地域間交流の促進に資する施設への改修整備を支援する事業を行う。 【補助率等】過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域市町村等が廃校舎等の既存公共施設を公益サービス施設、地域産業施設又は地域間交流施設へ改修整備(当該施設整備と一体的な調査等も含む)。1/2以内	122	-
(5) まちづくり関連事業(昭和48年度)(関連:24-28)	58,319 (56,158)	12,023 (11,927)	14,115 -	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、公共交通の利用促進や人と環境に優しい交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。 平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。	123、128、130、143	-
(6) 都市開発資金貸付事業(昭和41年度)	12,503 (8,034)	10,654 (5,442)	12,315 -	・用地先行取得資金の有利子貸付 ・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付 ・都市環境維持・改善事業(エアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付	123、130	-
(7) 地域活性化推進経費(平成16年度)	44 (42)	19 (18)	57 -	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、都市・地域整備に係る基本的な問題や中心市街地の活性化検討等について、ヒアリング、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。	122、123、128	-

(8)	国際機関等拠出金 (平成9年度)	41 (41)	37 (37)	34 -	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。現在、グローバルイゼーション、気候変動、少子高齢社会の到来、都市の国際競争力、都市・地方の連携など、都市を巡る状況の変化を踏まえ、地域の競争力戦略プロジェクトにおいて「都市とグリーン成長プロジェクト」を実施しているが、我が国の都市政策の課題と方向性を同じくするものである。OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るため、同委員会が実施するプロジェクトにかかる費用の一部を拠出する。	-	OECD地域開発政策委員会が実施するプロジェクトにかかる費用の一部を拠出するものであり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。
(9)	防災のための集団移転促進事業に必要な経費 (昭和47年度)	44 (0)	44 (0)	44 -	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買収に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	-	当事業は、災害が発生した際などに充てる補助金であり、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない
(10)	都市再生推進調査経費 (平成19年度)	150 (149)	136 (136)	129 -	超高齢社会・人口減少社会に対応した都市の再生に必要な制度的・事業的枠組みの検討のため、 (1)高齢者、子育て世帯など他世代が暮らしやすい都市構造、公共施設等の整備に関する評価手法の構築 (2)コンパクトシティのモデル構築 (3)人口減少局面における土地利用・空間利用の変化の事例調査と状況分析 などの調査を実施する。	-	調査実施件数:7件 まちづくりのための都市計画決定件数:精査中
(11)	都市再生推進経費 (平成19年度)	211 (195)	171 (154)	245 -	環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開事例の事例収集、現状把握を行い、国際展開方策のあり方について検討するとともに、その実現方策の検討を行う。 また、都市施策の適切な推進のため、都市交通や都市開発といった個々の施策において、海外における我が国が有する技術のニーズ等の調査、分析を行い、安全・安心確保及び環境の保全に関する技術的基準等の策定等について検討する。	123	-
(12)	まちづくり関連事業 (市街地の液状化による宅地防災対策) (東日本大震災関連) (平成23年度)	- -	100 (100)	100 -	既成市街地における公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策事業の推進を図るため、より安全かつ低コストで行える工法等に関する調査を行うことを目的とする。 本調査では、地盤の液状化により特に被害の大きい地域において、液状化した地質及び地盤沈下等の被害の状況を調査、分析するとともに、効果的かつ効率的な既成市街地の復興のために必要な公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等の工法を検討する。また、地下水位の低減や排水、曳屋工法等との比較も含めた被災市街地の復興に向けた事業手法等を検討することにより、市街地の状況、地質等に適した液状化対策を類型化する。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	-	液状化対策検討地区数:5地区
(13)	まちづくり関連事業 (防災・省エネまちづくり緊急促進事業) (東日本大震災関連) (平成24年度)	- -	- -	2,007 -	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 切迫性の高い東海、東南海・南海、日本海溝・千島海溝、首都直下等地震エリアで行われる、防災性能や省エネルギー性能等に関する要件を満たした質の高い建築物を整備する市街地再開発事業等を対象とし、要件の充足数に応じて建設工事費に対し支援を行う。	-	事業実施地区数:8地区
(14)	長期優良住宅等推進環境整備事業 (平成20年度)	600 (588)	200 (182)	200 -	長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、以下の事業に取り組む住民組織・NPO等への助成を行う。 ① 長期にわたり良好な居住環境を形成するための地域住民等によるまちの維持管理方策等の検討を行う事業 ② 住替え・二地域居住を推進するための住宅の再生、流通の促進等を行う事業	131	-
(15)	東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連:24-①、②)	- -	147,547 (7,320)	1,530 -	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	-	都市再生機構の専門職員を派遣して行う技術支援については、地方公共団体からの要請に基づく派遣であるため目標を設定して実施するという性質のものではない。
(16)	民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	- -	- -	182 -	民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成やそれに基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等に対して支援を行うことで、「新しい公共」の考え方による快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。 市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市の整備・管理の普及を図るため、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成やそれに基づく施設整備等に対し補助するとともに、国の政策テーマに沿った民間主導のまちづくりの新たな取り組みについて、実証実験を支援し、これを通じて国として技術的知見を蓄積し、全国展開を図る。	-	支援地区数:42地区 官民連携により作成されたまちづくり関連協定等の数:10計画

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-26)

施策目標	26 鉄道網を充実・活性化させる							担当部局名	鉄道局			作成責任者名	総務課企画室長 村田 茂樹		
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。							政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上			政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度								
135	トラックから鉄道コンテナ輸送へのシフト(鉄道コンテナ輸送量の増加)	21億トンキロ	平成18年度	23億トンキロ	16億トンキロ	0.2億トンキロ	-0.7億トンキロ	-5億トンキロ	36億トンキロ	平成24年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において位置付けた、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して36億トンキロ増加させるという目標値を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)				
118	【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	-	平成23年度	-	-	-	-	-	140万人	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。				
136	都市鉄道路線整備により創出される利用者数	-	平成23年度	-	-	-	-	-	206千人/日	平成28年度	運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月27日)及び東北地方交通審議会平成11年答申(平成11年4月23日)に盛り込まれている路線のうち、現在整備中の路線(相鉄・JR直通線、仙台市東西線の計17.1km)が開業することにより創出される利用者数を目標値として設定。				
137	東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②全区間のピーク時混雑率	①164% ②201%	①平成23年度 ②平成23年度	-	-	-	-	-	①150% ②180%	①平成27年度 ②平成27年度	運輸政策審議会第18号答申(平成12年1月27日)及び第19号答申(平成12年8月1日)で平成27年度までに達成すべきとされた東京圏における混雑率を目標値として設定。				
138	経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	39%	平成18年度	45%	54%	61%	67%	75%	85%	平成28年度	今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。平成23年度に当初の目標値の70%を上回り、順調な成果を示している。今後は、多数の事業者が既に計画を策定していることから、これまでと同数程度の新規の計画策定が見込みにくいことから85%を目標として設定。 →分子80社/分母95社(平成23年度末現在)≒85%				
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
	22年度(百万円)	23年度(百万円)													
(1) 幹線鉄道等活性化事業(昭和63年度)	2,284 (2,249)	1,141 (1,126)	950	幹線鉄道の高速度、貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び総合連携計画に基づく鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進を図る。					135 136 138	-					
(2) 長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の税制特例措置(平成8年度)	-	-	-	長期保有の土地等から機関車(入換用機関車を除く)及びコンテナ貨車への買替えの場合の圧縮記帳(80%)を認める。					135	-					
(3) JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る税制特例措置(平成10年度)	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(未更新車両からの代替を除く)。					135	-					
(4) 第三セクターが幹線鉄道等活性化補助を受けて取得し、JR貨物に貸し付ける鉄道施設に係る税制特例(平成12年度)	-	-	-	第三セクターが幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて取得したJR貨物に貸し付ける鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を10年間1/2とする。					135	-					
(5) 鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油の免税措置(昭和31年度)	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。					135	-					
(6) JR貨物に対する無利子貸付(平成23年度)	-	-	-	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。					135	-					

(7)	鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	625 (584)	211 (205)	300	鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るため、都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善させる。また、人にやさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化(コミュニティ・ステーション化)を図る。	118	-
(8)	第三セクターが補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得した鉄道施設に係る税制特例措置 (平成13年度)	-	-	-	第三セクターが補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間3/4とする。	118	-
(9)	新規営業路線に係る鉄道施設の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	新規営業路線に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	118 136 137 138	-
(10)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	4,558 (4,558)	4,485 (4,485)	4,900	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	136 137	-
(11)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業(昭和37年度) 空港アクセス鉄道等整備事業(昭和48年度)	21,029 (19,731)	23,163 (22,610)	16,436	(地下高速鉄道整備事業) 大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。 (空港アクセス鉄道等整備事業) 世界の主要空港に比肩し得る速達性・利便性を備えた空港アクセス鉄道を整備することにより、都心～空港間のアクセス利便性の向上を図るとともに、移動を円滑化することを通じて地域の活性化を推進することを目的とする。	136 137	-
(12)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの税制特例措置 (平成17年度)	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	136 137	-
(13)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る税制特例措置 (平成17年度)	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	136 137	-
(14)	新設された変電所に係る償却資産の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	136 137	-
(15)	一体化法に規定する特定鉄道事業に係る税制特例措置 (平成元年度)	-	-	-	一体化法に規定する特定鉄道(首都圏新都市鉄道株)に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/4、その後5年間1/2とする。	136 137	-
(16)	環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る税制特例措置 (昭和39年度)	-	-	-	環境にやさしい鉄道の利用促進及び省エネルギーに資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	136 137	-
(17)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	138	-
(18)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	138	-
(19)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	135 (133)	125 (116)	50	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	-	調査予件数:5件 調査そのものが目的であるため、アウトカムを定めて実施するという性質のものではない。
(20)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	328 (328)	328 (328)	202	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は旧日本鉄道建設公団が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	-	利子の一部を補給するという事業であり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。 利子の一部を補給するという事業であり、成果指標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。
(21)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成18年度(海事勘定)) (関連:24-④)	257 (257)	252 (252)	241	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	使途が人件費及び物件費であり、活動目標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。 使途が人件費及び物件費であり、成果指標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-27)

施策目標	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する							担当部局名	総合政策局公共交通政策部 交通計画課		作成責任者名	交通計画課長 水嶋 智	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。							政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
139 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	60件	平成19年度	60件	263件	398件	460件	492件	800件	平成24年度	・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画は、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について策定するものであり、地域の積極的な取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、各地方運輸局等毎に80地域において計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等乗じた800件を平成24年度までの目標値として設定。			
140 バスロケーションシステムが導入された系統数	9,054系統	平成20年度	—	9,054系統	9,336系統	10,720系統	—	12,000系統	平成24年度	・バス利用者が必要としている運行情報を提供し、利便性を向上させるため、バス停における情報提供設備等の整備を積極的に推進していく必要があるため。 ・目標値については、近年における実績のトレンドと補助制度による影響を考慮の上、12,000系統を目標値として設定。			
141 地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	—	97.0%	96.9%	97.0%	97.1%	100%	平成25年度	・生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域住民の生活に必要なバス路線を継続的に維持する必要があるため。 ・目標値については、類似系統の再編等により数に変化する可能性もあるが、承認した路線が引き続き運行されることを想定して目標値を100%として設定。			
142 航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)	①70% ②100%	①平成22年度 ②平成23年度	①70% ②—	①70% ②—	①70% ②—	①70% ②—	①70% ②100%	①68% ②100%	①平成27年度 ②平成27年度	①我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。 ②生活交通手段として航空運送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数に変化する可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)											
(1) 新たな自動車旅客運送業務の取り組みにおける体制の強化(平成18年度)	8 (6)	7 (5)	7 —	少子高齢化や過疎化の進行等により地域のニーズに適した多様な輸送サービスの提供が求められており、これらに対応できる専門的な知識等を有する人材の育成を行うとともに、地域交通の実現のために各地域ごとに開催される協議会等に参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことで、地域公共交通の維持・活性化を推進する。				—	使途が職員が研修や各協議会等に参加するための旅費であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。				
(2) 海上交通の低炭素化等総合事業(平成22年度)	102 (86)	554 (510)	342 —	モーダルシフトの主要な担い手であるフェリー・内航海運の低炭素化を行う事により、競争力の確保・活性化を図るため、船舶運航事業者等が行う省エネ効果の高い機器の導入等に対して補助する。また、内航フェリーの省力化を図るための実証調査を行い、省力化の方策を取りまとめる。				142	—				
(3) 地域公共交通確保維持改善事業(平成23年度)	—	31,102 (24,847)	30,341 —	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たった様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。				139、140、 141、142	—				
(4) 地域公共交通確保維持改善事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	—	—	2,574 —	東日本大震災の被災地域における、復旧・復興の進捗に応じた生活交通の確保・維持が可能となるよう、柔軟な支援を行う。				141	—				

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-⑳)

施策目標	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する						担当部局名	都市局	作成責任者名	街路交通施設課長 高橋 忍		
施策目標の概要及び達成すべき目標	集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。						政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度					
143 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	①三大都市圏 85.8% ②地方中核都市圏 69.1% ③地方都市圏 33.0%	平成22年度	①85.8 ②68.9 ③33.1	①85.8 ②69.0 ③33.1	①85.8 ②69.0 ③33.0	①85.8 ②69.1 ③33.0	① - ② - ③ -	①85.8 ②69.5 ③33.0	平成28年度	・三大都市圏については、直近6か年を見ても現状維持。すでに公共交通利用圏が多くを占め指標自体も85.8%と高いことから現状維持で目標を設定。 ・地方中核都市圏については、直近6か年で0.3%の伸び。今後も公共交通利用圏への居住を誘導するため、年0.1%をトレンドで目標設定。 ・地方都市圏については、直近6か年で0.7%の減少。減少を食い止め、現状維持となるよう目標を設定。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) まちづくり関連事業(平成19年度)(関連:24-㉔)	58,319 (56,158)	12,023 (11,927)	14,115	市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。					123、128、130、143	-		

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-29)

施策目標	29 道路交通の円滑化を推進する							担当部局名	道路局	作成責任者名	道路局路政課長 黒田 憲司	
施策目標の概要及び達成すべき目標	渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。							政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成25年8月
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度					
144 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	128万人・時/日	平成23年度	約132万人・時/日	約131万人・時/日	約130万人・時/日	約129万人・時/日	約128万人・時/日	121万人・時/日	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間については、平成28年度までに121万人・時/日にすることとされている。		
145 都市計画道路(幹線街路)の整備率	59%	平成21年度	58%	58%	59%	60%	H25年度集計予定	63%	平成28年度	これまでの都市計画道路(幹線街路)の整備率の実態等を踏まえ目標値を設定。 ・第3次社会資本整備重点計画に位置付け		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
	22年度(百万円)	23年度(百万円)										
(1) 道路交通適正化に向けたLRT等の公共交通利用促進施策に係る経費(平成22年度)	58 (58)	58 (29)	69 -	路面電車等の安全性を向上させるため、 ①歩行者と路面電車等の交錯防止を図るシステム ②自動車と路面電車等の交錯防止を図るシステム ③狭隘区間の電停における乗降客の安全確保を図るシステム などのシステムを検討・開発し、実証実験を実施することで施策の効果などを把握するとともに、軌道事業者に対してこれらのシステム機器の製作、設置について助成を行う。				-	使途が路面電車等の安全性の向上を図るためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない			
(2) 高速道路既存ストック有効活用に関する検討経費(平成24年度)	- -	- -	145 -	高速道路の既存ストックを有効に活用する観点から、本施策は、今後の新たな高速道路料金等(交通量、旅行速度、渋滞量、観光等)について、データ整理・分析を行うものである。				-	使途が今後の新たな高速道路料金等についてデータ整理・分析を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない			
(3) 道路事業(直轄・改築)(昭和27年度)(関連:24-⑤、⑬、⑳)	1,356,814 (1,339,235)	1,294,371 (1,286,684)	1,156,008 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備、現道の防災対策、交差点改良等の交通安全対策、自転車・歩行者道の整備、共同溝・電線共同溝の整備等を実施				144	-			
(4) 道路事業(補助等)(昭和27年度)(関連:24-⑤、⑬、⑳)	538,215 (535,453)	120,654 (119,407)	51,551 -	・補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う				-	使途が補助国道(一般国道のうち政令で道指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない			

※1. 達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

※2. 達成手段における事業については、上記のほか、社会資本整備総合交付金(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数(当初予算)がある。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-30)

施策目標		30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する						担当部局名		大臣官房		作成責任者名		技術調査課長 越智 繁雄	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等の社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。						政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度							
146	公共事業の総合コスト改善率	-	平成19年度	-	3.7%	5.6%	8.6%	集計中	15%	平成24年度	平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト改善プログラム」に基づき、平成24年度までに、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目標として設定。				
147	省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	0%	平成21年度	-	-	0%	20%	40%	100%	平成25年度	国土交通省コスト構造改善プログラムを踏まえたコスト構造改善効果を適切に評価するために、直接的なライフサイクルコストである維持管理費のうち、電気通信施設が消費するエネルギーの観点からの把握が有効である。常時稼働が求められる施設について先行的に省エネルギー化指針等を策定するため、5種類の電気通信施設を対象に、平成25年度末の目標値を設定した。				
148	情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工技術)を導入した直轄工事件数	313件	平成22年度	-	37件	146件	313件	649件	900件	平成26年度	建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までに情報化施工技術が、10,000m ³ 以上の土工を含む工事と5,000m ² 以上の路盤工を含む工事において普及しているものとして、平成23年度契約工事件数から900件を設定した。				
149	国土交通省の各地方整備局が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	3.06%	平成18～22年度の平均	3.33%	2.76%	2.98%	2.70%	集計中	2.75%	平成24～28年度の平均	公共事業による効果を早期に発現していくためには、事業期間に占めるウエイトの高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり、「用地あい路率」が改善されることは、用地取得期間が短縮化されたことを示すことから、目標として設定。				
関12	事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	0件	平成23年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	平成24年度以降毎年度	土地収用法の事業認定は、公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としており、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には円滑な公共事業の実施が阻害されるおそれがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続を確実に行って、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要であるため、上記のとおり目標を設定。				
関13	国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%	平成20年度	88.8%	92.6%	96.9%	97.0%	97.2%	90%以上	平成23年度以降毎年度	国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修を効果的に行うため、その指標となる満足度に関するアンケートを実施しているところであり、その平成19年度実績以上の研修満足度を達成の目標として設定。				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)			達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		22年度(百万円)	23年度(百万円)												
(1)	公共事業におけるVFM最大化経費(平成20年度)	73 (61)	55 (54)	52			積算価格の透明性等の向上及び積算労力(コスト)の低減に資する積算方式への転換、公共工事における企業及び技術者評価のあり方、工事段階における品質確保のための監督検査体制の強化及び新技術の活用によるコスト改善効果の分析等について検討を行うことにより、VFM最大化を重視した価格と品質の両面からの施策を充実を図り、もって総合的なコスト構造改善を推進する。				146	-			
(2)	建設機械施工における技術の向上の推進(平成22年度)	16 (14)	27 (24)	19			我が国の建設業を支える専門工事業の技能者については、団塊世代の大量退職・少子高齢化による担い手不足、公共工事の減少による技能者育成の場の減少等により、とりわけ、災害時に活躍する無人化施工等の高度な施工技術を有する有能な技能者の確保が課題となっている。また、近年建設業の生産性や施工の安全性等の向上を目的としたICT建設技術が普及しつつあるが、新たな技術に対応できる技能者が不足していることから、更なる普及を目指してこれら技能者の育成を推進し、建設機械施工全体の技術の向上を図るものである。				148	高度な技能者の育成を行う育成プログラム(案)の作成:100%(平成24年度) 高度な技能者の育成を行う育成プログラム(案)の周知:(-)			
(3)	社会資本の施設横断的な取組強化の推進(平成23年度)	-	8 (7)	5			我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的かつ大量に整備されており、今後それらの施設の老朽化に対応するために膨大な維持更新費用が必要となる見込みである。そのため、社会資本全体の維持管理・更新に係る費用を平準化(ピークの分散化)するために、各施設間で予防保全マネジメントを横断的に行うためのツールを検討し、施設横断的なマネジメントを行う際の留意事項や検討事項について整理した指針を作成するものである。				-	社会資本の施設横断的な取組の検討:1件(平成24年度) 社会資本の施設横断的な取組の検討を踏まえたモデル的試行の実施件数:1件(平成24年度)			
(4)	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進(平成23年度)	- (-)	712 (702)	594			事業案件の発掘、事業スキームの検討(制度設計)、実施可能性等に関する調査を行うとともに、先進的な取組に係る実証等を支援することにより、民間資金を活用したコンセッション方式等による新たなPPP/PFI事業の導入を図る。				-	官民連携による社会資本整備推進のため検討すべき課題の調査・検討を行うものであり、平成24年度における達成手段の達成目標を定めて実施するという性質のものではない。			

(5)	公共事業の多段階事業評価の導入に関する調査検討(平成23年度)	— (—)	2 (1)	2	新規事業採択に際し、社会経済情勢の変化を踏まえて、複数案の中から現地に相応しい事業規模や内容を適切に選択するため、計画段階における新たな事業評価の具体化に向け、多段階事業評価に関する海外等の取り組み事例の把握、事業横断的な評価の手法の考え方の整理、計画段階における事業評価を新たに実施することを踏まえた現在の新規採択時評価手法の再整理を実施するものである。	—	事業評価の手法等について検討を行うものであり、目標値を定めて実施するという性質のものではない。
(6)	用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費(平成19年度)	21 (17)	17 (13)	16	用地取得期間を短縮化するための「用地取得マネジメント」の活用及び補償額算出の根拠である損失補償基準等の検証・見直しを計画的に行い、公共事業の効果の早期発現を図る。	149	—
(7)	道路空間のオープン化に関する検討調査業務(平成23年度)	— (—)	28 (28)	27	道路空間のオープン化の推進に向けて、一部先行地区での具体的な取組のフォローアップや、周辺のまちづくりと協働する新たな道路空間の活用等について検討を行う。	—	使途が道路空間のオープン化の推進に向けて、具体的な取組のフォローアップや新たな道路空間の活用等について検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(8)	社会資本の円滑な整備手法に関する研究(平成23年度)	— (—)	12 (11)	6	諸外国において、効果的かつ効率的な社会資本の整備、維持管理・更新を実現するために、公的主体がどのような協働関係にあるのか、その取組について調査研究する。	—	調査検討の報告数:1件
(9)	交通弱者等の移動可能性に関する調査研究(平成23年度)	— (—)	23 (22)	18	本調査研究は、買物、医療、教育等の人々の日常生活を対象として、居住地(出発地)から生活に必要な活動を行う場所(目的地)までの交通アクセスのしやすさについて、移動可能性に関する指標を作成するとともに、この指標を活用して地域交通や地域づくりに関する分析方法を提案し、わが国で人口減少・高齢化が急速に進行する中で、地域の人々の暮らしの視点に立った国土交通政策の検討に資する。	—	調査検討の報告数:1件(平成24年度)
(10)	既存社会資本の横断的な活用による防災・減災対策の推進(平成24年度)	— (—)	— (—)	4	東日本大震災を受けて、災害時の被害を最小化する「減災」という考え方が重視されるようになるとともに、厳しい財政状況の中、効率的かつ効果的な防災対策の推進が求められてきている。本事業では、既存社会資本の横断的な活用による防災・減災対策の推進に向けて、地域防災力を強化するために、各事業毎に取り組んでいる先進的事例や、改善により多面的な活用が可能な施設例について事例収集・調査を行うとともに、事業横断的に展開していく方策を検討し、社会資本の多面的な活用手法をとりまとめる。	—	社会資本の多面的活用手法指針の作成:100%(平成24年度) 社会資本の多面的活用手法指針の周知:(—)
(11)	震災復興官民連携支援事業(平成24年度)	— (—)	— (—)	(200)	東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえ、PPP/PFI等を活用した復興事業を実施する被災地の地方公共団体等を支援する。	—	震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進するため、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を助成するものであり、平成24年度における達成手段の達成目標を定めて実施するという性質のものではない。
(12)	マンションや地区単位の共助による地域力の強化に関する研究(平成24年度)	— (—)	— (—)	7	マンション、地域の防災対策の実態等の調査を通じ、災害に強い地域づくりに向けて関係主体が取り組むべき解決策を明らかにすること等により、地域の防災力を高める方策について検討する。	—	調査検討の報告数:1件(平成25年度)
(13)	都市再生に寄与する空地・空家の活用方策に関する研究(平成24年度)	— (—)	— (—)	8	空地・空家の発生消滅状況とその影響の実態を把握し、社会情勢・価値観の変化等を踏まえた新たな利活用の方向性を検討する。	—	調査検討の報告数:1件(平成25年度)
(14)	若年層、子育て世代等を含む多世代居住による地域コミュニティの形成に向けた世代間住み替えの円滑化に関する研究(平成24年度)	— (—)	— (—)	7	高齢者が居住する住宅の有効活用と子育て世帯向け住宅の確保との両立、住宅ストックと居住ニーズのミスマッチ解消を図る観点から、世代間住み替えの促進策について検討する。	—	調査検討の報告数:1件(平成25年度)
(15)	運輸企業の海外進出に関する調査研究(平成24年度)	— (—)	— (—)	16	我が国の物流企業がアジア新興国へ進出するに当たって必要となる現地事情や現地荷主が求める物流企業の役割・機能について、国内外物流を実施する物流企業や現地荷主企業から情報を収集し、物流企業の海外進出の実情と課題を取りまとめる。これらをガイダンスとしてとりまとめ、物流企業・荷主企業に広く情報提供する。	—	調査検討の報告数:1件(平成25年度)
(16)	災害時のロジスティクスに関する調査研究(平成24年度)	— (—)	— (—)	13	東日本大震災の支援物資輸送時に顕在化した問題を整理・分析し、政府・地方公共団体が調達する支援物資について、受発注から避難所までの情報を一元化し、関係者間で共有するためのシステム(ツール)を開発する。また、システム(ツール)活用に関する手引きを作成することにより、国・地方公共団体・民間事業者における緊急時対応マニュアルの作成を支援する。	—	調査検討の報告数:1件(平成24年度)
(17)	運輸分野におけるCO2排出量削減効果の評価手法に関する調査研究(平成24年度)	— (—)	— (—)	11	運輸分野におけるCO2排出量削減に係る指標を提案し、今後の排出削減目標設定の参考にするとともに、運輸分野での排出権取引制度の活用事例や今後の活用可能性等について調査・分析を行い、国際的な枠組みを利用した排出削減の取り組みを促進するための手法を検討する。また、運輸分野における利活用の可能性を提示する。	—	調査検討の報告数:1件(平成25年度)

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-31)

施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する							担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	不動産課 野村正史	
施策目標の概要及び達成すべき目標	不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。							政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
150 不動産証券化実績総額	51兆円	平成23年度	42兆円	45兆円	47兆円	49兆円	51兆円	75兆円	平成28年度	・主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示す指標であるため。 ・目標値については、直近5年間の不動産証券化実績及び日本再生戦略(2012.7.31閣議決定)において、Jリートの資産規模を2015年度の間目標において2011年度比で40%増を目標としていること、さらに不動産特定共同事業法が改正されれば、新たに需要喚起されること等を勘案し、75兆円を目標値として設定。			
151 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件	平成23年度	114千件	115千件	124千件	130千件	136千件	165千件	平成28年度	・指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 ・目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸びが、平成24年度以降5年間継続するものとした件数に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み設定。			
152 賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率	20% (1,579業者)	平成23年度	-	-	-	-	20% (1,579業者)	100% (8,000業者)	平成28年度	賃貸住宅の管理については、建物所有者が宅地建物取引業者などに委託していたところであり、国内には8万業者程度は、賃貸住宅の管理業務に携わっていると見込まれるため、そのうち10%程度の管理業者が本制度に登録することを旨とする。			
153 土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数	17,947万件	平成23年度	8,199万件	8,579万件	9,252万件	17,647万件	17,947万件	20,300万件	平成28年度	土地総合情報ライブラリーは、土地に関わる様々な情報を集約して総合的に広く国民に提供するものであり、土地に関わる情報整備施策の進展等により閲覧件数の増加が見込まれる。平成25年度より、177(地価情報)・178(取引価格情報)の業績指標を取りまとめ、「土地・不動産に関する情報提供」の観点から「土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数」を新たに業績指標に設定することとした。 平成22年度にシステム改修を実施したほか、取引価格情報提供制度の浸透、リーマンショック後の地価下落や不動産市場の景気後退、さらには東日本大震災の発生など、「土地」に関する関心が非常に高まったこともあって、実績が著しく躍進したものと考えられる。目標設定に当たっては、平成19年から20年、20年から21年、22年から23年への増加幅を参考に203百万件を目標とした。			
関14 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積	13.1万ha	平成15年度	-	12.2万ha	-	-	-	13.1万ha	平成25年度	・適正な土地利用の実現を図るためには、利用されずに放置されている土地の扱いが課題のひとつとなること、土地基本調査において「空き地」とされた土地利用の合計面積を表す指標を選定した。 ・目標値については、低・未利用地の面積は、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところ、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標として設定。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 公益的施設を対象とした不動産証券化の活用に関する調査・検討経費(平成24年度)	-	-	13	-	不動産証券化手法を通じた民間資金の活用により、公益的施設の維持更新・再生、経営強化等を促進するための環境整備として、公益的施設を対象とした証券化スキーム構築手法の検討、諸外国における公益的施設の証券化手法の把握等を行い、これらの成果に基づき、公益的施設における不動産証券化の活用に関するガイドラインの策定を行う。				150	-			
(2) 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(平成24年度)	-	-	-	-	建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金の導入を促進するため、不動産特定共同事業の規制を見直す。具体的には、倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とすべく、一定の要件を満たす特別目的会社(SPC)が不動産特定共同事業を実施できることとする等の所用の措置を講じる。				150	-			
(3) Jリート・SPCが取得する不動産に関する租税特別措置(平成10年度)	-	-	-	-	Jリート等の不動産取得コストを軽減することにより、不動産の証券化を推進し、豊富な民間資金によりJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることで、①優良な年ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化、②政府としてデフレ認識が引き続き示されている中、Jリート等が有力な買い手として、透明性の高い適正価格での取引を行うことによる資産デフレの防止を図る。また、不動産証券化の推進により約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に振り向ける。				150	-			

(4)	不動産市場整備・活性化の推進 (平成24年度)	- -	- -	143 -	既存住宅の品質等に対する消費者の不安を解消し、安心して取引できる環境を整備するため、取引の中核を担う不動産事業者の総合コンサルティング機能を強化する取組や、インターネットで提供される既存住宅の情報を充実する取組を支援する。	151	- -
(5)	都道府県地価調査等経費 (昭和49年度)	8 (8)	7 (7)	6 -	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別の集計・分析を行い公表する。	153	- -
(6)	地価公示 (昭和45年度)	3,847 (3,842)	3,746 (3,741)	3,741 -	全国の都市計画区域等において、標準地(全国26,000地点)の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日現在で判定し公示する。 具体的には、①2人の鑑定評価員(不動産鑑定士)の鑑定評価を求め、②地域毎に組織された分科会に所属する鑑定評価員が地域の市場分析等を共同で実施し、都道府県毎の分科会幹事会、地方ブロック毎のブロック幹事会等において広域的な市場分析や価格水準の検討を行い、③これらの結果について土地鑑定委員会が集計・分析を行い、公表する。	153	- -
(7)	主要都市における高度利用地の地価分析調査 (平成19年度)	141 (138)	83 (83)	83 -	三大都市圏、地方中心都市等の高度利用地区について、四半期毎に、鑑定評価員(不動産鑑定士)が対象地区の不動産市場の動向(取引価格、賃料、利回りの動向等)に関する情報を収集するとともに、不動産鑑定評価手法による地価動向の把握を行う。あわせて、各地区の不動産関連業者、金融機関等の地元不動産関係者からヒアリングするなど情報収集を行う。 これらの結果をとりまとめて、国土交通省において四半期毎に「主要都市の高度利用地地価動向報告」(地価L OOKレポート)として発表する。	153	- -
(8)	取引価格等土地情報の整備・提供 推進経費 (平成9年度)	433 (425)	355 (349)	309 (+特枠10) -	①土地取引等の情報の抽出・集約 ②取引価格等土地情報の実査及び提供 ③土地総合情報ライブラリーのデータ加工・提供等 ④取引価格情報提供制度の周知 ⑤アンケート電子回答の実施 ⑥情報提供の速度・制度向上	153	- -
(9)	土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費 (平成5年度)	94 (92)	56 (53)	36 -	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や賃貸等に対する意識、企業の土地取引意向・地価見通しに関する半期毎の継続的な動向指標(DI)、住宅・マンション・オフィス市場における毎月の需給動向、公的主体における定期借地権の活用実態や地方における不動産市場活性化のための取組事例等について調査・公表を行う。 また、市街化区内域農地の活用・保全に関する実態調査及び、東日本大震災の被災地において、街なか再生プロジェクトに係る土地利用促進方策に関する調査を行う。	153 関14	- -
(10)	土地白書作成等経費 (平成元年度)	21 (19)	19 (13)	17 -	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で、土地白書を作成し、国会へ提出する。また、土地月間を定め、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解を深めるため普及・啓発活動を行う。	関14	- -
(11)	土地取引の円滑化に関する経費 (平成21年度)	38 (36)	21 (20)	19 -	国土利用計画法の土地取引届出制度の的確な運用を確保すること等により、国・都道府県等における機動的かつ的確な土地政策の実施に役立てるとともに、国民への土地取引に関する的確な情報の提供を図る。	関14	- -
(12)	地方都市における不動産の有効活用等の実現 (平成24年度)	- -	- -	12 -	被災地を含む地方都市の市街地では、土地利用が細分化されており、居住や雇用の場を供給する民間プロジェクトを実施する場合には、市街地の土地の集約利用を促進させることが有効である。土地の集約利用の手法として、土地の現物出資は、住民主体のまちづくり、円滑な資金調達等の観点から有効であると考えられる。そのため、被災地の街なかにおいて現物出資等を活用する場合の効果、課題、スキーム等について調査し、不動産の活用手法等に関する検討を行う。	関14	- -
(13)	土地利用計画の利活用に関する経費 (平成12年度)	49 (46)	36 (30)	35 -	・土地利用基本計画は、都道府県土の土地利用の基本方向を示すとともに、個別規制法で策定される計画等の総合調整を担う。国は土地利用基本計画制度の適切な運用を確保する観点から、総合調整機能の向上手法や土地利用に関する各種データの収集・分析・応用方法等について検討し、さらに、国内外の土地利用・国土利用計画に係る各種計画・指針等の収集・整理・分析等を行い、当該計画の策定指針等へ反映する。	関14	- -
(14)	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築経費 (平成23年度)	- -	55 (51)	62 -	不動産価格の変動等の不動産市場の動向や、不動産市場とマクロ経済との関係を的確に把握した上で、マクロ経済政策と連携した土地政策を推進すること、不動産市場を透明化・活性化させることを目的として、各国・国際機関や市場関係者と協調しつつ、不動産価格等の動向を的確に把握する指標を構築し安定的・継続的に提供するとともに、不動産市場とマクロ経済の関係を的確に把握・分析できるマクロ経済モデルを構築する。	-	- -
(15)	土地基本調査経費 (平成4年度)	287 (254)	74 (69)	146 -	法人の土地及び建物並びに世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地賃貸料の推計、土地資産額の推計等)を得ることを目的に実施している。	-	- -
(16)	土地関連統計調査経費 (昭和45年度)	37 (37)	35 (35)	35 -	企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態を把握するとともに、国及び地方公共団体が所有する土地の所有・利用に関する情報を整備・分析することにより、土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用する。	-	- -
(17)	鑑定評価制度の充実のための検討 経費 (平成22年度)	7 (7)	4 (4)	9 -	鑑定評価に対するニーズの変化を踏まえ、毎年度テーマを設定して調査・検討を行っているものであり、不動産の鑑定評価に関する法律第40条の懲戒処分の根拠となる不動産鑑定評価基準等の評価に係る技術的な規定の見直し等を行い、不動産鑑定評価制度の信頼性を向上させることを目的とする。	-	- -
(18)	鑑定評価の適正性の確保のための モニタリング経費 (平成20年度)	20 (14)	10 (9)	9 -	広く第三者に影響を及ぼす証券化対象不動産の鑑定評価と財務諸表のための鑑定評価に関するモニタリングを実施し、平成22年に施行された「価格等調査ガイドライン」等の規定や平成19年に不動産鑑定評価基準に追加された証券化対象不動産の評価基準の内容が適切に実務に反映されているか等を検証するとともに、必要に応じ不動産鑑定業者への指導監督等を行い、鑑定評価の信頼性の確保・向上を図る。	-	- -

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-32)

施策目標	32 建設市場の整備を推進する							担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	建設産業振興室長 高橋謙司	
施策目標の概要及び達成すべき目標	建設業界のかつてない厳しい経営環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。							政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
154 我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	平成23年度	-	-	-	-	1.35兆円	1.5兆円	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、我が国建設業の国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)」において、我が国建設業の新規年間海外受注高を平成32年度までに2兆円以上とする目標が設定され、さらにその中間目標として平成27年度までに1.5兆円以上とする目標が設定されているところ。			
155 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97% ②82%	平成22年度	97% 88%	91% 91%	100% 94%	97% 82%	集計中	①100% ②100%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には入札契約適正化法の適切な履行が必要であり、履行確保の取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成23年8月9日に閣議決定されたところ。			
156 専門工事業者の売上高経常利益率	3.5%	平成23年度	-	2.1%	-	-	3.5%	4.0%	平成29年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には専門工事業者の経営体質の強化が必要であり、経営体質強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
157 建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①1.2% ②30ポイント	平成23年	①0.7% ②31ポイント	①-0.7% ②17ポイント	①-1.5% ②0ポイント	①-0.6% ②3ポイント	①0.8% ②2ポイント	①絶対値 1.2%以下 ②絶対値 30ポイント以下	平成28年	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましく、需給バランス改善のための取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
158 新事業展開等を行う建設企業数	0社	平成22年度	-	-	-	1884社	-	5000社	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設企業の事業転換が必要であり、転業・事業転換促進支援策を評価するためには本指標が妥当である。なお、「日本再生の基本戦略(平成24年7月31日閣議決定)」において、「新事業展開等を図る建設企業の支援を行う」とされているところ。			
関15 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88%	平成23年度	87%	87%	88%	88%	88%	90%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術者を増やすことが必要であり、高い能力等を持った技術者を増やす取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
関16 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日	平成21年度	-	69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	3割減 (44.72日)	平成24年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮が必要であり、この登録・審査の業績を評価するためには、本指標が妥当である。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)											
(1) 建設分野における国際展開の推進 (平成19年度)	217 (199)	147 (137)	13	平成23年度までは、官民連携によるインフラ整備プロジェクトを推進し、また我が国建設産業の国際競争力の強化を図るため、官民が広く参加する海外PPP協議会を開催し、要人招へいやセミナーを実施するほか、具体的な案件受注を目的とした案件形成、コンソーシアム形成の支援、建設交流会議の開催、海外進出への意欲と能力のある地方・中小建設企業の海外展開に対する支援、国際建設プロジェクトで活躍できる人材の確保育成に対する支援など、建設分野における優れた技術・ノウハウを活かした国際展開を推進するための取組みを実施。 平成24年度は、我が国建設業の国際競争力の強化を図るため、建設交流会議(会議後のビジネスマッチングを含む)の開催等の取組みを実施している。				154	-	-			
(2) 建設業許可処理システム等の整備 の推進 (昭和62年度)	247 (242)	240 (226)	251 -	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を促進する。				-	-	-			
(3) 建設関連業の新たな役割と一層の 活用の推進 (平成20年度)	35 (14)	14 (12)	14 -	各地方整備局で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業者登録システムの改修・保守等を行う。				関16	-	-			
(4) 建設業における法令遵守の徹底 (昭和54年度)	150 (148)	138 (119)	127 -	建設業において技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、下請取引等実態調査や立入検査の実施、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口の設置等により、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤を確立する。				-	建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数(1,000件) 請負契約の書面による締結率(80%)				

(5)	入札・契約制度の適正化の推進 (平成14年度)	5 (5)	4 (0)	5	公共工事は、税金により社会資本整備を行うものであり、その公共工事に対する国民の信頼の確保のためには、競争性・透明性の確保、公正性の確保、適正な施工の確保、不正行為の排除が必要である。また、技術と経営に優れた企業の育成、不良不適格業者の排除等による建設企業の健全な発展を図ることが必要である。そうした観点から、公共工事発注者の入札契約適正化の取り組みを支援し、各公共工事発注機関における公共工事入札契約適正化法に基づく措置の実施状況の調査を実施する。	155		— —
(6)	成長戦略の担い手たる建設産業の育成と事業転換の促進 (平成22年度)	1,100 (1,100)	216 (204)	171 —	地域の建設企業の再生、地域社会の維持や災害に強い国土づくり等を進めるため、都道府県、地域金融機関と連携し、経営の専門家が中小・中堅企業に対し新事業展開、企業再編・廃業等についてのアドバイスを行う取組等を行う。	158		— —
(7)	建設業における労働・資材対策の推進 (平成20年度)	36 (26)	33 (22)	53 —	円滑な公共事業の執行を図るため、社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・活用促進により、人材確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境等を構築するとともに、建設労働力及び建設資材の需給動向を把握し、建設業における建設労働力及び建設資材の需給の安定化対策を推進する。	157		— —
(8)	復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等(東日本大震災関連) (平成23年度)	0 (0)	30 (17)	13	東日本大震災の被災地域の建設企業等を対象とし、技術者の現場配置の実態、復旧・復興工事の受注件数、元請・下請毎の手持工事量、業種毎の現場配置可能な監理技術者数、民間工事の専任配置の実状等のほか、建設企業に対する現場配置技術者の実態、課題と改善点等のヒアリング、発注者に対する入札における地域要件、技術者条件、競争参加者の実状等の調査を実施し、これらの調査結果を基に、技術者情報の分析と技術者配置要件等の妥当性の検証を実施する。	関連15		— —
(9)	道路構造に関する設計基準等における日本規格の採用促進に関する経費 (平成23年度)	— —	12 (12)	18 —	我が国の道路分野における規格・技術の相手国での採用を促進するに当たって、相手国の道路に関する情勢調査を行うとともに、相手国のニーズに合わせた技術に関する検討、規格・技術の普及に向けたセミナー開催等の普及策の検討を実施する。	154		— —
(10)	我が国建設業の海外展開の促進 (平成24年度)	— —	— —	61 —	我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度の実施等による情報収集・提供の強化、紛争裁定委員会(DAB)の活用促進などによる契約・リスク管理の強化、我が国建設企業の海外PPP事業への参画のための戦略検討等を行うことにより、地方・中小建設企業を含む我が国建設企業の海外展開を支援する。	154		— —

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-33)

施策目標	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る							担当部局名	総合政策局	作成責任者名	情報政策課 石澤 龍彦
施策目標の概要及び達成すべき目標	現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。							政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成25年8月
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度				
159-① 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数)	約5,000件	平成18年度	約5,300件	約6,400件	約7,000件	約10,000件	約10,500件	約14,800件	平成27年度	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(ホームページへのアクセス件数)を指標とする。	
159-② 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(②HPアクセス件数)	約915,000件	平成22年度	約453,000件	約613,000件 (※)	約738,000件 (※)	約915,000件 (※)	約812,000件 (※)	約960,000件	平成27年度	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(ホームページへのアクセス件数)を指標とする。 ※カウント方法についてサーバーの機能等の状況変化により平成23年度より変更している。 また、平成20年度から平成22年度の実績値についても、変更後のカウント方法により算出している。	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)									
(1) 大都市交通センサス実施経費 (昭和35年度)	122 (122)	129 (55)	76	首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏における大量公共交通機関の利用実態を把握するために5年毎に実施している調査であり、広域交通圏における公共交通ネットワークの利便性の向上、交通サービスの改善等の交通政策の検討に資する基礎資料とすることを目的とする。3年間にわたる調査を予定しており、22年度は実態調査。23年度は実態調査結果の集計・解析。24年度は分析の深度化及び次回調査へ向けた仕様の検討を行う。				159	-		
(2) 国土交通統計 (昭和23年度)	618 (554)	594 (472)	590	統計利用者の利便性の向上を図るため、限られた統計リソースを効果的かつ効率的に活用・推進し、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図る。				159	-		

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名		土地・建設産業局		作成責任者名		地籍整備課長 佐藤勝彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期		平成25年8月		
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度								
160	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	48%	48%	49%	49%	50%	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値					
161	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3%	平成23年度	—	—	—	17.1%	40.3%	100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値					
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		22年度(百万円)	23年度(百万円)													
(1)	地籍調査(昭和26年度)	12,877 (11,896)	12,176 (11,752)	11,727 —	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は同法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)。また、国が地籍調査のための基礎的な情報の調査を行うため、都市部では都市部官民境界基本調査、山村部では山村境界基本調査(いずれも地方負担なし)を実施するなど、地籍調査の促進に向けた各種事業に取り組んでいる。					160	—					
(2)	基準点測量等(昭和26年度)	602 (530)	474 (452)	379 —	地籍調査において土地の一筆地毎の境界を測量し、正確な位置や面積を求めるためには、正確な座標値を有する国家基準点(一等～三等三角点)に基づいて測量する必要がある。しかしながら、既設の国家基準点が地籍調査の対象地域の近傍に必ずしも設置されておらず、測量を行うには不十分である。これらを補足するための基準点(四等三角点)を国(国土地理院)が設置することにより、地籍調査の円滑な実施及び測量精度の確保を図る。					—	基準点測量を実施した市町村数148(予定) 基準点測量基礎計画(平成22年度～31年度)での設置点数8,400点に対する達成度					
(3)	土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連)(平成23年度)	— —	1,014 (589)	1,771 740(復興庁計上)	東日本大震災の被災地における復旧事業の迅速化や現況とズレた地籍図面(登記所の地図)の早期修正のため、地図作成や測量の基礎となる位置(座標)を一定の密度で測定して設置する基準点を通常よりも高密度に新設・改測(復旧・復興補助基準点を設置)した。また、土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、地籍調査の実施状況に合わせた以下の取組により被災自治体を支援している。 ①地籍調査が未実施の地域 復興事業の本格化のために道路等の官有地と民有地との境界情報の整備が重要であることを踏まえ、官民境界に関する調査を国が実施 ②地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援 ③地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援 さらに、東日本大震災を教訓として、東海地震といった大規模地震の想定地域等において災害への対応力を高めるための取組と連携した地籍整備を推進し、被災後の早期復旧や被害軽減に貢献する。					—	東日本大震災により利用できなくなった基準点等の検証測量や再測量等 地籍が明確化された土地の面積(平成27年度までの目標値)200km ²					
(4)	土地分類調査(平成22年度)	111 (110)	90 (88)	81 —	土地分類調査は、統一的な基準に基づき、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、平成22年度より、土地本来の自然地形や変遷履歴、災害履歴等に関する情報の整備・提供する「土地履歴調査」を実施している。					—	「土地履歴調査」実施面積 3,699.4Km ² —					
(5)	水系調査(平成20年度)	20 (20)	15 (12)	14 —	水系調査は、一級河川及びその周辺を対象に、降水量、水位・流量、水質等の観測等の水文情報、さらには、農業・工業・発電用の取水口や用排水路、上下水道等の利水情報、また、溜池やダム、水門施設などの治水等に関する情報を収集整理し、その結果を調査書及び5万分の1利水現況図に取りまとめるもの。					—	水系調査を行った水系数及びその面積 4水系、6,920.0km ² —					
(6)	水基本調査(平成20年度)	6 (4)	4 (4)	4 —	水基本調査は、全国の地下水資料を統一基準で収集・整理している我が国唯一の調査であり、前年度に新規掘削された全国の井戸を対象に、井戸施設の規模、地下水位等のデータ及び地盤・地質情報を収集し、全国地下水資料台帳に取りまとめ、データベースを作成し、ホームページ等で公表を行っている。					—	地下水調査を行った井戸の件数 約530件(予定) —					

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-35)

施策目標	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する							担当部局名	自動車局		作成責任者名	貨物課長 加賀 至	
施策目標の概要及び達成すべき目標	将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。							政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
162 荷主への安全協力要請の発出件数	88件	平成23年度	195件	175件	92件	68件	88件	44件	平成27年度	パートナーシップ会議の議論等を踏まえた施策により、安全協力要請の発出が必要となるような取引の低減に取り組むこととし、市場環境整備の進捗状況の指標として、当該安全協力要請の発出件数を設定し、目標件数は44件とする。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要						関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
	22年度(百万円)	23年度(百万円)											
(1) トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業(平成21年度)	9 (3)	7 (3)	5	荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック運送適正取引推進パートナーシップ会議」(パートナーシップ会議)を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような取引の低減に取り組むこととする。						162	-		
(2) トラック産業将来ビジョン策定等調査(平成22年度)	4 (2)	4 (1)	4	我が国のトラック産業の有する可能性をもとに、将来に向けた「あるべき姿」の提示と、公平・公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するため「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」を設置、開催。平成22年7月に取りまとめられた「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を受け、最低保有車両台数のあり方及び適正運賃収受に向けた取組みについて、「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」を設置、開催。						-	「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」及び「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」の開催件数 当該検討会は現在も継続して行われており、定量的な成果実績を示すことは困難である。 ただし、当該検討会での議論を踏まえ、平成22年7月には「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を取りまとめたところである。 また、現在、当該「中間整理」に基づいて、設置された「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」においても累次、議論しており、平成24年10月には、ワーキンググループとしての報告書を取りまとめたところ。		

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-36)

施策目標		36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る						担当部局名		海事局		作成責任者名		総務課企画室長 藤原威一郎	
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済及び国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化並びに人的基盤である技能者・技術者及び船員(海技者)の確保・育成等を行う。						政策体系上の位置付け		9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度				
163	海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準	100	平成17年度	158	177	164	115	119	165	平成27年度	海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。 ①船員需給総合調査の海運業(外航及び内航)における高齢船員の退職者数見込み 3,953人(H18年度～平成27年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年間で退職が見込まれる ②海運業における採用者数(現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く) 2,920人(H18年度～平成27年度) 平成17年度実績 292人 × 10年=2,920人 ③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人 追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人② (追加需要分を段階的に増加させ、平成27年度に現状の65%増が達成できるよう目標設定を行う。)				
164	造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100%	平成21年度	-	-	100%	100%	100%	50%	平成25年度	・造船市場は世界単一市場であり、一国の支援措置が他国造船業へ影響を及ぼすことから、適正な市場環境整備を促進することは重要。 ・OECD造船部会を通じて、「各国の造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合」を既存値の半数とすることを目標値として設定。				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		22年度(百万円)	23年度(百万円)	22年度(百万円)	23年度(百万円)										
(1)	船員雇用促進対策事業費(昭和53年度)	435 (249)	189 (138)	154 -	189 -	船員の雇用の促進に関する特別措置法に基づく船員雇用促進センター((財)日本船員福利雇用促進センター)及び海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定事業者(船舶運航事業者)が行う船員雇用促進等事業に対して補助を行い、また、離職を余儀なくされた船員に対し職業転換等給付金を支給することにより、船員の雇用の促進と安定を図る。					163	- -			
(2)	船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費(平成20年度)	139 (110)	111 (89)	108 -	111 -	船員確保・育成等の促進を図るため、合同就職面接会等を行う海へのチャレンジフェア、海への関心を高めるための海洋立国推進シンポジウム及び若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員養成事業を実施する。 また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。					163	- -			
(3)	(独)航海訓練所運営費交付金(平成13年度)	5,951 (5,951)	5,608 (5,608)	5,552 -	5,608 -	商船系大学等の船員教育機関の訓練を一元化し、毎年2,000名の学生等を受け入れ、5隻の練習船により約7,000人・月相当の所定の航海訓練を実施し、国際条約で定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たす優秀な外航船員及び内航船員を養成するとともに、訓練方法の改善に資する航海訓練等に関する研究、並びに将来の海運を支える船員の後継者の確保に資するための海事思想の普及等、附帯する業務を行っている。					163	- -			
(4)	(独)航海訓練所船舶建造費補助金(平成23年度)	- -	450 (450)	450 -	450 -	内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、即戦力を備えた新人船員の効果的な養成に向けた訓練体制の拡充に必要な練習船の整備を図る。					163	- -			
(5)	(独)海技教育機構運営費交付金(平成18年度)	2,509 (2,509)	2,482 (2,482)	2,482 -	2,482 -	新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、中卒3年課程の海上技術学校の4校、高卒2年課程の海上技術短期大学の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 また、既存の船員等に対しては、海技大学校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るための多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。					163	- -			
(6)	船舶産業の競争力強化に必要な経費(平成21年度)	44 (40)	54 (54)	53 -	54 -	我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。					164	- -			
(7)	経済協力開発機構造船部会分担金(平成18年度)	16 (12)	15 (12)	11 -	15 -	世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分担金を支払う。					164	- -			

(8) シップリサイクルに関する総合対策 (平成19年度)	309 ※繰越し (308)	19 (15)	19 -	船舶の解体(シップリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシップリサイクルシステムの構築を図る。	-	本施策は条約の早期発効に向けたものであるため、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
----------------------------------	----------------------	----------------	-------------	---	---	--

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-37)

施策目標	37 総合的な国土形成を推進する						担当部局名	国土政策局 総務課		作成責任者名	総務課長 岩本 千樹		
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。						政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標等	初期値	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度							23年度
165 国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数)	11	平成22年度	-	-	-	11	調査中	現状維持又は増加	平成23年度以降毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めていることから、これらの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標に関して、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が対前年度比現状維持又は増加することを目標とするものである。			
166 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①91%(80自治体)	平成23年度	(48自治体)	(51自治体)	(60自治体)	(61自治体)	91%(80自治体)	100%(88自治体)	平成28年度	「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」については、当初検討を開始した平成18年度に参画していた延べ自治体数の2倍の自治体数。(2倍となる88自治体を100%としている)			
	②0%(36,543kg/日)	平成20年度	-	0%(36,543kg/日)	-	62%(33,075kg/日)	-	58%(33,278kg/日)	平成27年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画(平成23年～32年)において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値(平成32年に30,946 kg/日を達成)を100%として、27年度までの目標を形式的に案分した。			
17 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報のダウンロード件数)	33万件	平成18年度	34万件	81万件	50万件	52万件	82万件	現状維持又は増加	平成24年度以降毎年度	多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。本業績指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するものである。目標値は、国土情報の利用が進んでいくことが望ましいことから、各年度において前年度までの実績トレンドに比して現状維持または増加と設定している。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
	22年度(百万円)	23年度(百万円)											
(1) 国土形成計画等の主要戦略の具体化(平成18年度)	84	66	56	国土形成計画(全国計画)の新しい国土像実現を目指して掲げられた5つの戦略的目標のうち、アジアにおける公共交通施策の策定に向けた知的プラットフォームの形成、広域圏における低炭素型国土の形成のための指針策定に向けた検討及び人口減少や高齢化による管理限界を迎えた国土の持続可能な国土管理を推進していくための国土の国民的経営など、広域的な視点に立つて行わなければならない関係府省横断的な施策の具体化のための調査を実施する。				165	-				
	(62)	(58)	-										
(2) 災害に強い国土構造への再構築に関する検討(東日本大震災関連)(平成23年度)	-	76	40	国土審議会政策部会防災国土づくり委員会における「災害に強い国土づくりへの提言」では、巨大災害を想定した場合、個々の施設等の対策を超えた、より広域的、総合的な観点からの国土政策上の対応が必要とされた。その提言を受けて、東京圏の機能分散・バックアップ、広域交通基盤の代替性・多重性の確保、長期的な災害リスクの増大に対応した国土利用方策等の災害に強い国土構造への再構築に関する検討を行う。				-	調査実施件数 3件				
	-	(68)	-										
(3) 多様な主体の理解の促進(平成18年度)	12	11	11	多様な主体の理解を促進するため、①地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土形成フォーラムの開催、②ホームページによる国土計画関係情報の提供、③国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、④社会経済状況の変化等に応じた計画推進施策などの有識者との意見交換を実施する。				-	国土政策フォーラムの開催 2地域 国土計画研究交流会の開催 1回				
	(8)	(7)	-										
(4) 国土形成計画等の進捗管理(平成18年度)	45	96	90	国土形成計画(全国計画)の新しい国土像実現を目指して掲げられた5つの戦略的目標(①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり)の進捗状況等について、戦略的目標や計画に記載されている施策毎に評価指標を設定し、各種データを収集・整理して計画の進捗状況のチェック(モニタリング)を実施する。また、国土利用計画策定より概ね5年後の計画の総合的な点検のための調査を実施する。また、国土利用計画策定より概ね5年後の計画の総合的な点検のための調査を実施する。さらに、各圏域の広域地方計画に定められている計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を検討するとともに、計画推進に当たった課題とその解決方針に関する検討を行う。				-	国土形成計画(全国計画、広域地方計画)の進捗状況を管理するための指標を用いた計画のモニタリングを実施し、公表。				
	(33)	(71)	-										

(5)	国土形成計画等の基礎的・長期的検討 (平成18年度)	37 (31)	157 (142)	120 -	国土形成計画(全国計画)、国土利用計画(全国計画)が平成20年7月に閣議決定されたが、これらの計画は国土に関する総合的な計画であり、国は計画策定後も経済社会情勢の変化に的確に対応する必要がある。このため次期計画で関係府省、地方公共団体、国民一般の合意を得ることを見据えて、国土の長期展望、長期的な課題とその対策などについて調査を実施する。 また、東日本大震災のような大規模災害発生後の国土基盤の再構築は、比較的短い期間に集中して大規模に行われるため、将来の維持・更新コストを見据えた上で計画性を持って行う視点が重要である。このため大規模災害後における集中投資が国土基盤ストックの将来の維持・更新コストに与える影響を考察し、今後、防災力を高めつつ、維持更新・需要のピークに対応するために必要な工夫として、国土基盤ストックの多機能化や使徒変更を図る具体的な方策を提示することを目的として検討を行う。	-	調査実施件数 10件
(6)	首都機能の移転に関する調査等 (昭和63年度)	36 (36)	29 (29)	14 -	国会においては、平成15年6月に超党派の「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、検討がなされてきたところ、平成16年12月に「座長とりまとめ」がまとめられ、「今後は、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする」とされた。このため、座長とりまとめに従い、政府として、分散移転や防災に関する分野を中心に調査を行い、国会での議論に協力するとともに、法第3条に従い、広く国民に首都機能の移転に関する適切な情報提供を行うための調査を行う。	-	調査実施件数 2件
(7)	国の行政機関等の移転施策に関する調査(昭和63年度)	10 (10)	9 (9)	9 -	国の行政機関等移転施策が平成20年7月に閣議決定された国土形成計画の一つの目標である地方の自立的発展に資する形で行われるよう、地方部に移転・立地している国の行政機関等が地元の自治体や経済界、住民等と連携・協力して地域の発展をもたらすとともに、当該機関にとってもメリットとなっているようなwin-winの事例について調査し、その鍵となった要因を分析する。	-	調査実施件数 1件
(8)	大都市戦略検討調査経費 (平成24年度)	-	-	150 -	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都府県等の行政エリアを越えて人口や産業の集積が進んでいる地域であるが、社会経済情勢の変化とともに、国際競争力の相対的な低下、災害に対する脆弱性、都市環境の悪化、土地・空間利用の不整合など、国家的・広域的に取り組むべき課題が顕在化している。 一方、諸外国では、大都市の機能強化のため、国家的観点から大都市の戦略を策定・推進しており、我が国でも、「国としての国際的広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ少子高齢化とあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張る危険性がある」ことが新成長戦略(平成22年6月18日)等においても指摘されている。 人口減少や高齢化について今後更なる進行が見込まれ、さらに東日本大震災の影響による国際競争力の低下が危惧される中、国の成長エンジンとなる大都市の機能を強化するため、大都市で顕在化している課題に関する調査を実施し、大都市における戦略の策定に反映させる。	-	調査実績件数 6件 大都市の成長に係る戦略の推進
(9)	国土形成計画等に係る学官連携の推進(平成20年度)	41 (34)	43 (31)	33 -	国土計画の基礎となる調査・研究を充実させることにより、これを計画へ反映し、国土政策の推進を図る。	165	-
(10)	社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	1,545,613 (1,534,758)	2,074,539 (2,054,930)	1,958,695 -	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。 ＜基幹事業＞ 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、⑧ その他総合的な治水事業⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業 ＜関連社会資本整備事業＞ 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 ＜効果促進事業＞ 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)	-	社会資本総合整備計画数 各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載
(11)	社会資本整備総合交付金(全国防災)(東日本大震災関連) (平成23年度)	-	14,379 (11,864)	188,496 -	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。 ＜基幹事業＞ 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、⑧ その他総合的な治水事業⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業 ＜関連社会資本整備事業＞ 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 ＜効果促進事業＞ 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)	-	社会資本総合整備計画数 各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載

(12)	社会資本整備総合交付金(復興) (東日本大震災関連) (平成23年度)	-	757	40,459	<p>地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。</p> <p><基幹事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、⑧ その他総合的な治水事業⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業</p> <p><関連社会資本整備事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p> <p><効果促進事業> 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。) ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。</p>	-	社会資本総合整備計画数
	-	-	(727)	-	各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、成果実績を記載		
(13)	国土形成計画の推進に資する総合交通体系に関する調査 (平成19年度)	21	14	12	<p>地域のモビリティ確保(持続可能な移動手段の確保)は、地域の諸課題への対応策ともなり、地域づくりと一体となった総合的な交通施策を作成し、戦略的に推進することが必要である。また、東日本大震災を踏まえ、災害時におけるモビリティの確保に向けた平常時から災害時も考慮した取り組みを推進する事が必要である。地域における人の移動(モビリティ)の確保に関し、施策形成プロセスをサポートするためのツール、システムの作成(知恵袋や地域交通データベース)、および情報・ノウハウの提供、充実を行う。さらに、国および地方公共団体の交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報交換、意見交換等を行う。</p>	165	-
		(20)	(12)	-			-
(14)	総合交通分析システムに関する調査 (平成14年度)	25	50	28	<p>交通サービス水準を定量的に把握する「全国総合交通分析システム」を開発・運用し、全国的な交通サービス水準の現状を把握するとともに、経年変化、社会経済情勢や旅客流動量との関係、国際比較などから観点から分析を加え、総合的な交通体系の整備のあり方について検討する。また、関係行政機関等における施策の検討や施設整備の事業評価等に活用することで、総合的な交通体系の整備に係る作業の効率化・透明性の確保を支援する。当該システムの運用にあたっては、総合的な交通体系の整備に反映させるため、内蔵する交通ネットワークデータの定期的な更新を行う。</p>	165	-
(15)	全国幹線旅客純流動調査 (平成13年度)	14	45	15	<p>5年毎に各交通機関の所管部局による実態調査を組み合わせ、「全国幹線旅客純流動調査」として、旅客の流動量や属性、旅行目的等の情報を取得・整理する。結果は、幹線旅客流動の実態を網羅的に把握した唯一のデータとして、交通分野において広く活用されている。また、調査対象が社会経済情勢や交通サービス水準の影響を受けて刻々と変化するものであるところ、平成25年度は、社会的要請を踏まえて調査方法の改良を検討する。また、手法が専門的かつ高度で、関係者も多岐にわたり、事前の綿密な検討・調整が必要なため、平成27年に予定する次回調査の円滑な実施に向け、実施計画の作成に着手する。</p>	165	-
(16)	ユニバーサル社会に対応した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の推進 (平成23年度)	-	70	59	<p>①位置特定技術等を活用した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の環境整備 これまで行われてきたモビリティサポートモデル事業から得た成果に加え、民間企業等が開発・蓄積している位置特定技術等を活用することによって、高齢者・障がい者等が移動に際して必要な情報を精度良く入手できる環境整備等を実施する。</p> <p>②歩行者移動支援サービスの向上検討 民間企業や大学等が保有するICT等を活用した歩行者移動支援に関する技術やノウハウを収集・整理することにより、自治体等への技術情報の提供によるサービスの普及展開の促進、研究者間の情報共有による関連技術の向上を図る。</p> <p>③継続的な運用に向けた検討 歩行者移動支援に関連する技術の国内共通化に向けた取組を行うとともに、将来的な国際標準化に向けた取組を継続する。また、歩行者移動支援に必要な技術的課題の解決策や、制度面の検討及びサービスの普及展開等について検討を行う。行政機関、学識経験者等から成る「ICTを活用した歩行者移動支援に関する勉強会」を開催・運営し、更なる普及展開に向けた方向性等について議論を行う。</p> <p>④歩行空間ネットワークデータの整備 段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含む歩行空間ネットワークデータについては、広く一般に公開することで、本データを活用したバリアフリー経路検索や移動案内サービスの提供など、高齢者、障がい者等の移動制約者の利便性の向上が図られることから、整備推進に向けた環境整備を行う。</p>	165	-
		-	(68)	-			-
(17)	官民連携基盤整備推進調査費 (平成23年度)	-	445	727	<p>地域の経済団体等の多様な主体が自治体と連携して策定する広域的な地域戦略に資する基盤整備事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、事業化に向けた必要なデータ収集や概略設計等の検討に必要な経費を措置する。</p> <p>配分先：都道府県・市町村等(補助)、国(直轄) 補助率：補助1/2、直轄10/10</p>	-	調査実施箇所数 16箇所(平成24年度) (平成23年度：15箇所)
		-	(175)	-			-

(18)	広域地方政策の推進 (平成21年度)	47 (34)	107 (91)	62 -	<p>・各広域ブロックの国土や経済に関する状況をリアルタイムに把握し、機動的な政策立案等に反映させていくため、各地域が地域づくり施策を講ずる上で基礎となる情報の共有手段の構築等を図る。</p> <p>・都市側の自治体や民間企業等と地方側の自治体が連携した、住民等の様々な交流の支援の事例を抽出し、都市側の自治体や民間企業等のメリットについて、定量的な分析を実施し、都市側の自治体や民間企業等の観点から多様なライフスタイルを国民に提供できるような地域づくり施策の支援について検討。</p> <p>・日韓における地域間連携の促進を図るため、現状を把握・整理するとともに、有識者からなる研究会を設置し、両者にとってメリットのある連携分野、仕組み等に関して検討を実施。</p> <p>・東日本大震災によって、東北地方のみならず全国各地域、各産業の生産・雇用がどの程度の被害を受けたのかを定量的に把握するとともに、現在進められている官民で連携したプロジェクトの成功要因、課題、示唆等を整理・抽出して、具体の復興支援策を検討する際の基礎資料とする。</p> <p>・地域の官民からなる連携主体(「官民連携主体」)が、地域の特性に応じた地域戦略の策定段階(シンク)から実施(ドゥ)に至るまで一貫して担う事を目的とし、協議会での戦略策定と事業の推進課程で生じた課題抽出と対策等について検証をおこなう。</p>	-	調査実施件数 9件(予定)(平成24年度)
(19)	むつ小川原開発推進調査 (平成13年度)	8 (8)	7 (7)	6 -	<p>(1)災害に強い産業構造実現の観点から、新しい機能や新しい産業の検討 我が国のエネルギー政策、防災対策において、震災や大規模災害に対して影響を受けにくい産業構造を実現する観点から、むつ小川原開発地区に求められる新しい機能や新しい産業を検討する。</p> <p>(2)IT拠点、自然エネルギー開発拠点の機能強化策の検討 「知識や情報」の生産、流通、及び活用が経済成長の原動力となっている状況下でのIT拠点、及び自然エネルギー開発拠点としてのむつ小川原開発地区の機能強化策を検討する。 特に、IT拠点、及び自然エネルギー開発拠点の機能強化策の検討については、昨年度調査で得られた「データセンターの立地」、「スマートグリッドの展開」の課題に基づき、インターネット・プロバイダー、インターネット・エクスチェンジ、電力会社などの事業者を選定し、立地条件に関するヒアリング調査を行う。</p> <p>(3)震災復興に対する貢献策の検討 東日本大震災における、むつ小川原地域、同開発地区の被害の状況をとりまとめる。また、東日本大震災の復興に対するむつ小川原地域、同開発地区の貢献策を検討する。</p>	-	むつ小川原地域の振興方策を検討し、むつ小川原開発の円滑な推進を図ることを目的としており、検討結果である報告書を関係団体(青森県、六ヶ所村、経済産業省、文部科学省など15団体)に配布し、検討結果を周知した。
(20)	経済協力開発機構等拠出金 (平成9年度)	24 (24)	39 (39)	36 -	OECDへの拠出金は、地域開発政策委員会の作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、我が国の国土政策にとって有益となる調査研究・資料作成等に充てるため拠出するものである。具体的にはOECD諸国の地域パフォーマンス分析と競争優位診断や国別、地域別の国土政策のレビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等についてEGD/TDPCの立場から評価を行い、改善方策等を提言するもの)がOECDにおいて実施されている。また、UN-HABITATへの拠出は、アジア太平洋地域本部(福岡本部)が行うマッピング事業、パイロット事業、情報プラットフォーム構築等への充当である。	-	-
(21)	国土政策に関する国際調査 (平成23年度)	- -	31 (24)	29 -	アジア諸国のPPPといった具体的施策等を調査・分析し、アジア諸国をはじめとする国々の国土政策上の課題を収集し、多角的に比較分析し、共通の課題を抽出・整理した。これらの作業を通じて、報告書としてとりまとめることにより、わが国で国土政策を企画・立案する上で容易に参照可能な状態を維持している。さらに収集した情報を基に各国の国土政策を整理したウェブサイト「各国の国土政策の概要」の情報更新、内容の充実等を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の国土政策の概要や課題について現地調査等の情報収集を行い、報告書の作成 ・国内事例調査の情報収集を行い、報告書の作成 8件 ・諸外国の計画及び戦略等を推進するための具体的施策の調査 ・第6回世界都市フォーラムテーマについて、国内の事例調査
(22)	地域づくり・人づくり推進 (平成20年度)	222 (122)	123 (95)	107 -	「新しい公共」の担い手による地域づくり活動を推進するため、地域づくり活動の担い手の資金需要に応える地域内民間資金循環の増大に向けた施策や、地域づくり活動を支える仕組みの構築・維持の支援活動を行う中間支援組織の強化に向けた施策の検討を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> ①「新たな公」による地域づくり活動進展(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合) 現状維持または増加 ②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合) 現状維持または増加
(23)	防災国土づくりの推進(東日本大震災関連) (平成23年度)	- -	184 (168)	150 -	<p>・東北圏広域地方計画の見直しに向け、被災地の被災・復旧状況等を一体的に把握するため、公共施設や工業、農林水産業関連基盤施設等の情報のデータベース化を行うとともに、『防災国土づくり委員会』の「提言」で示された、広域ブロックにおけるネットワークの代替性・多重性の確保といった新たな政策的課題を踏まえ、現行の広域地方計画に示された防災や産業等に関連したプロジェクトの推進上の課題や、復興に取り組む担い手のあり方等について調査する。これらの結果を踏まえ、計画見直しに向けた論点整理や新たなプロジェクトの必要性等について整理し、東北圏広域地方計画の見直しに反映させる。</p> <p>・東北圏を除く7つの広域ブロックにおいて、東日本大震災により明らかとなった課題やそこから得られる教訓を念頭に、現行の広域地方計画に位置付けられた広域ブロックの将来像や主要プロジェクトについて、広域的連携や官民連携の効果的な運用や改善方策などの調査を行う。この調査結果などを踏まえ、防災等の関連する主要プロジェクトのさらなる推進を図るとともに、必要に応じ、広域ブロックの将来像や主要プロジェクトの見直し等に関する広域地方計画の強化、改定に反映する。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> ①東北圏広域地方計画の見直し・推進 ②広域地方計画の総点検 <p>上記それぞれの検討を行うための調査発注件数 15件(予定)(平成24年度)</p>

(24)	国土数値情報の仕様設計等 (平成20年度)	86 (82)	85 (79)	66 -	「国土数値情報」の整備のための前段階の工程として、情報の定義、原典資料の収集・解析、情報を整備する手法の検討、データ仕様の策定等を行う。	関17	-
(25)	国土数値情報の整備及び更新 (平成20年度)	112 (90)	211 (197)	213 -	国土政策の企画立案にあたっては、国土の現状及び将来の展望について、客観的かつ科学的な手法による分析を継続的に行う必要がある。このため、公共施設の配置、法指定区域等多様な情報を地理情報システム(GIS)を用いて重ね合わせて分析できるようにするデータである「国土数値情報」を全国にわたり統一した基準に即して整備する。	関17	-
(26)	国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充 (平成20年度)	49 (33)	49 (38)	46 -	国土情報を分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している新国土数値情報利用・管理システム(NewSLAND)について、国土情報データベースへの統計データ等の追加等を行う。また、国土情報のインターネットを通じた一般国民向けの提供のため、国土に関する情報提供の充実及び国土数値情報等を簡単に閲覧することのできる国土情報ウェブマッピングシステムの機能拡充を図る。	関17	-
(27)	災害に強い国土構造への再構築に資する情報整備(東日本大震災関連) (平成24年度)	- -	- -	119 -	東日本大震災の教訓を踏まえ、安全で安心な生活ができる災害に強い国土への再構築を図ることが国土政策上の重要な課題となっている。そのため、災害対策に必要な諸課題に的確に対応した国土情報を戦略的、体系的に収集・整備する。	関17	-

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-38)

施策目標	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する							担当部局名	国土地理院		作成責任者名	総務部政策調整室長 大塚 義則	
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土の管理、災害・危機管理対応や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化のためには、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。							政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
167 電子基準点の観測データの欠測率	0.43%	平成22年度	0.46%	0.37%	0.42%	0.43%	0.61%	0.5%未満	平成23年度以降毎年度	電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供するための指標とした。 電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GPS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGPS受信機・電源部の更新と共にGPS受信機と通信装置への無停電(24時間または72時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にし、データの欠測率を上げないように努めてきた。今後も欠測率を上げないことが重要であることから目標値を設定した。			
168 地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	0件	平成23年度	-	-	-	-	0件	24,000件/年	平成26年度	地理空間情報ライブラリーには、台帳付図、地図、空中写真等の地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることが地理空間情報ライブラリーの目的としている。また、国・地方公共団体が共用が進むことにより、重複・類似した新たな情報整備が不用となり行政コストの低減に繋がる。 国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数を見ることにより、国・地方公共団体での地理空間情報の活用状況を検証できることから利用数を目標として設定した。また、目標値は、国の機関・各地方公共団体が毎月、地理空間情報に関して利用することを目標として設定した。目標年度は、H24年度は情報の登録・蓄積、H25年度は地理空間情報ライブラリーの普及を進めることとし、3年目のH26年度とした。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	48 (40)	71 (71)	69 -	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。				168	-				
(2) 位置参照情報の整備(平成21年度)	65 (51)	50 (39)	48 -	位置参照情報とは、全国の住所とその地点の緯度経度とを対応させた、地図と住所をつなぐ基礎情報である。平成23年7月1日から平成24年6月30日までに地名の変更のあった箇所について更新作業を実施する。				168	-				
(3) GISポータルサイトの運用等(平成20年度)	56 (44)	50 (40)	45 -	地理空間情報の活用の推進に係る各種情報をワンストップで閲覧可能な、政府のGISポータルサイトである「GISポータルサイト」及び同サイトにおけるサービスを提供するシステムを運用する。				168	-				
(4) 産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	76 (66)	100 (100)	85 -	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。				168	-				
(5) 基盤地図情報整備経費(平成19年度)	1,753 (1,722)	1,735 (1,673)	1,250 -	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。				167 168	-				
(6) 基本測地基準点測量経費(明治16年度)	1,060 (1,038)	1,071 (1,017)	1,108 -	精密測地網測量、物理測地測量及び位置情報基盤整備を継続して実施することにより、我が国の位置の基準の高度化を図るとともに、地盤の変動を広域的に監視し、地殻の水平歪みの蓄積、隆起、沈降及び密度変化を定量的に把握することにより、地震調査研究に資する。				167 168	-				
(7) 基本図測量経費(昭和28年度)	676 (563)	521 (478)	417 -	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(オルソ画像)を整備するとともに、オルソ画像・基盤地図情報等を活用して基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像を利用し領土全体の基本図を整備・更新する。さらに、GIS対応として地図情報の標準化等についても検討を行う。				167 168	-				

(8)	電子国土推進経費 (平成16年度)	173 (162)	142 (127)	89 —	地理空間情報をインターネットを利用して発信し「いつでも、どこでも、だれでも」地理空間情報を利用できる環境を整え「電子国土」の安定・持続的な展開を図る。また、測量新技術に対応した公共測量行政の推進を図る。	167 168	—
(9)	基本地理調査経費 (平成20年度)	22 (20)	23 (16)	18 —	土地利用をはじめとした基礎的な基本地理情報を電子国土基本図に整合させ、全国の植生データ、都市域の土地利用データを時系列に整備する。また、湖沼湿原とその周辺域について湖沼湿原調査を実施し、湖沼湿原データを作成する。さらに、国土地理院が保有する土地条件図等の地理情報を、GISで使用可能な数値情報として整備する。	167 168	—
(10)	地球地図整備等経費 (平成20年度)	46 (46)	45 (38)	39 —	地球環境問題の解明等に資する全球的基盤地理情報としての地球地図を、我が国が中心になって各国の地図作成機関との国際協働により整備する。	167 168	—
(11)	電子政府等業務効率化推進経費 (平成16年度)	139 (122)	102 (94)	107 —	電子政府の実現に向けた取組みを推進するため導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、公共測量の指導・調整をはじめとした各種業務等の改善を実施し、業務の効率化を推進する。	167 168	—
(12)	災害復興計画基図の更新(東日本 大震災関連) (平成23年度)	— —	3,586 (2,749)	529 —	災害に強い地域づくりのための災害復旧・復興事業の企画及び計画の円滑な実施を支援する施策として、国、地方公共団体等が共通に使用できる災害復興計画基図を現況に即したものに更新し、効果的かつ効率的な復旧・復興事業の推進に寄与する。	167 168	—
(13)	地理空間情報ライブラリー推進経費 (平成24年度)	— —	— —	282 —	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的に検索・入手・利用できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。	168	—

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る					担当部局名		国土政策局		作成責任者名		離島振興課長 大野 淳	
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図る。					政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
169 離島等の総人口 ①離島地域の総人口		394千人	22年度	417,158人	409,162人	402,333人	394,653人	-	353千人以上	27年度	著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれている同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制するべく、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口を指標として用いることとし、目標値以上の人口(住民基本台帳ベースの人口)となることを目標とした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(住民基本台帳ベース)の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に乗ずることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の27年度末人口を推計。同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を定める。なお、最終目標値は、今後公表される「平成27年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。			
169 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口		122千人	20年度	123,780人	122,039人	120,869人	119,503人	118,082人	114千人以上	25年度	奄美群島振興開発特別措置法の目的である振興開発による奄美群島の自立的発展の達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとし、法期限を迎える平成25年度末を目標年度とした。目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成16～20年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。			
169 離島等の総人口 ③小笠原村の総人口		2.3千人	20年度	2,358人	2,387人	2,417人	2,397人	2,529人	2.5千人以上	25年度	地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特長事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法の期限である平成25年度末とする。法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口(短期滞在者を除く)2,500人を目標値とする。			
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		22年度(百万円)	23年度(百万円)											
(1) 離島地域の振興に必要な経費(昭和55年度)		54 (52)	50 (49)	53	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興方策のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島の創意工夫を基に、地域固有の資源を活かした島づくりへのソフト面での支援を積極的に展開し、地域内外の交流やUJターン者の増加、雇用の維持・創出も含めた離島地域の活性化に資する。				169	事業の件数(6件) -				
(2) 離島振興特別事業に必要な経費(離島振興特別事業費補助金)(昭和48年度)		1,556 (1,269)	231 (200)	178	離島地域の創意工夫を生かした自立的発展を促進するため市町村が実施する離島体験滞在交流促進事業に必要な施設整備、活用プログラム作成等、交流事業、離島振興施設の耐震化、バリアフリー化に必要な経費の補助				169	事業の実施箇所数(6箇所) -				
(3) 離島振興特別事業に必要な経費(離島流通効率化事業費補助金)(平成24年度)		-	-	500	離島の定住促進に資するため、生活物資等の移入や生産品の移出について、流通の効率化に効果のある施設の整備や機材の導入を行う。				169	事業の実施団体数(15団体) -				
(4) 離島振興事業(公共事業)(昭和28年度)		53,225 (46,611)	34,916 (41,362)	31,904	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施する。				-	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 -				
(5) 離島振興事業(東日本大震災関連)(平成23年度)		-	1,741 (32)	1,777	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等に資する施設等を整備することで、災害に強く安全・安心な離島づくりを推進し、離島の自立的発展を図る。				-	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 -				
(6) 離島振興対策実施地域に係る特例措置(所得税・法人税)(平成5年度)		-	-	-	地域の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において製造業、旅館業、及び情報サービス業等の用に供する施設を新設又は増設した場合の特別償却制度の措置 減収見込額:7.2百万円(10月末時点の平成24年度の実績見込み)				-	適用件数(1件) -				

(7)	奄美群島の振興開発に要する経費 (奄美群島振興開発調査費等補助金) (昭和49年度)	67 (67)	83 (83)	91	奄美群島の自立的発展を図るため、地方公共団体等が行うソフト事業(①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策)の実施に要する経費の一部補助を実施。	169	事業の実施箇所数(14箇所)	-
(8)	奄美群島産業振興等に必要経費 (奄美群島産業振興等補助金) (昭和49年度)	239 (243)	304 (310)	501	奄美群島の自立的発展を図るため、地方公共団体等が行うハード事業(①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策)の実施に要する経費の一部補助を実施。	169	事業の実施箇所数(15箇所)	-
(9)	奄美群島園芸振興に必要な経費 (平成16年度)	101 (98)	104 (100)	73	奄美群島の自立的発展を図るため、営農技術の普及や定着のための営農指導に要する経費の補助、複合営農支援施設(営農用ハウス)や農作物被害防止施設(平張施設)などの共同利用施設の整備を図るための条件整備に要する経費の一部補助を実施。	169	事業の実施箇所数(13箇所)	-
(10)	奄美群島の振興開発調査に要する経費 (平成16年度)	27 (26)	27 (27)	26	具体的な取り組み方策をとりまとめ、地元関係者による主体的な展開に繋げていくため、奄美群島の振興開発の推進に向け基本となる施策について調査検討を実施。	169	事業の件数(2件)	-
(11)	奄美振興事業(公共事業) (昭和29年度)	16,638 (13,275)	12,817 (14,551)	12,400	奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業(交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備)を実施。	169	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定	-
(12)	奄美振興事業(東日本震災関連) (平成23年度)	-	214 (0)	124	「東日本大震災復興基本法」に基づく、東日本大震災からの復興の基本方針における取り組みの一環として大震災の教訓を踏まえた国づくりの推進を図るため、「奄美群島振興開発特別措置法」に基づき、奄美群島において、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策を実施。	169	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定	-
(13)	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度(所得税・法人税) (平成10年度)	-	-	-	離島振興対策実施地域に類する地区として奄美群島における、製造業及び農林水産物等販売業、情報通信サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度	169	適用件数(1件)	-
(14)	小笠原諸島の調査に要する経費 (昭和55年度)	29 (28)	21 (21)	15	小笠原諸島振興開発の基本となる方向性を検討するための調査を実施。	169	事業の件数(1件)	-
(15)	小笠原諸島の振興開発に要する経費 (小笠原諸島振興開発費補助金) (昭和44年度)	117 (117)	118 (118)	111	小笠原諸島に生息する病害虫等の防除等や診療所の運営に係る経費を補助し、島民及び観光客が安心して生活・滞在できる環境を整備するとともに、観光業を中心とした島内産業の活性化を図るため、観光に携わる人材育成に努める地元主体の地域づくり等の取り組みに対する国庫補助。	169	事業の実施箇所数(8箇所)	-
(16)	小笠原諸島振興開発事業に必要な経費(小笠原諸島振興開発事業費補助) (昭和44年度)	1,253 (1,187)	1,772 (1,066)	1,542	東京都及び小笠原村が実施する産業基盤施設及び生活基盤施設等の整備に対する国庫補助。	169	事業の実施箇所数(62箇所)	-
(17)	小笠原諸島振興開発事業に必要な経費(小笠原諸島振興開発事業費補助) (東日本大震災関連)(平成23年度)	-	532 (0)	680	「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策として、小笠原諸島における東南海・南海地震等の発生に伴う津波被害を防ぐために必要な事業に対する国庫補助。	169	事業の実施箇所数(3箇所)	-

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-④)

施策目標		40 北海道総合開発を推進する						担当部局名		北海道局		作成責任者名		参事官 川合 紀章	
施策目標の概要及び達成すべき目標		北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力のある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。						政策体系上の位置付け		10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期		平成25年8月	
業績指標等		初期値		実績値					目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目標年度								
170	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	-	10.2%	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	毎年度の事業完了地区の集積率が7%以上上昇	平成27年度	北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」(平成23年3月策定)において、将来的には担い手への農地の利用集積率を平成22年3月末から約7%上回る程度の水準を目標としている。 こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。 なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率(基準値)に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値(基準値)は明示していない。				
171	北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	20%	21年度	-	-	20%	21%	23%	48%	平成28年度	漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月閣議決定、計画期間:平成24~28年度)においては、水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を、29%(平成21年度)から概ね70%に向上させることを目標としている。 北海道においては、初期値が全国29%に対し北海道が20%と差があることから、全国の伸び率(21年度→28年度:2.4倍)と同程度の伸び率を目指すこととする。 ※指標の定義(集計方法)の変更により、初期値、目標値、過去の実績値は新定義による値。 (平成23年度評価までの旧定義による実績値:平成21年度:18%、平成22年度:19%、平成23年度:22%)				
172	道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人(46.4%)	17年度	71万人(64.5%)	69万人(62.7%)	68万人(61.8%)	74万人(67.3%)	57万人(51.8%)	110万人(100%)	平成24年度	平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」(平成20年7月閣議決定)の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。 ※北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においても同様の目標が掲げられている。				
173	育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	65.3%	20年度	-	65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	73.3%	平成25年度	森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。 具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」(平成21年4月24日閣議決定、計画期間:平成21年度より5カ年)において、育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に71%から79%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保することが必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。 ※平成24年度評価から算定方法を変更。初期値、目標値、過去の実績値は変更した算定方法で換算した値。 (平成23年度評価までの旧算定方法による実績値:平成20年度:60.1%、平成21年度:59.5%、平成22年度:60.1%、平成23年度:60.8%)				
174	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人	19年度	22,867人	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,000人	平成24年度	アイヌ文化振興法に基づき、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が平成10年度から実施している、広く国民を対象とした講演会を継続的に行うことが重要であり、アイヌの伝統等の普及啓発を効果的・効率的に図る指標として、講演会の延べ参加者数を設定する。目標値は、年度当たり見込み参加者数を、過去5年間(平成15~19年度)の各会場(道内・東京・道外(東京除く)各1会場)の平均参加者数の合計により算出し、設定している。				
175	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3,102百万円/人	17年度	3,438百万円/人	3,449百万円/人	3,452百万円/人	3,418百万円/人	集計中	3,100百万円/人	平成24年度	北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図ることを目標としており、地域の振興の進捗状況を示すのに施策の対象となる主要産業の人口一人当たりの生産額を指標として設定する。目標値は、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金を創設した翌年度の平成17年度の人口一人当たりの生産額以上とした。				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号		達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 北海道特定特別総合開発事業推進費等(昭和48年度)		10,325 (10,180)	8,625 (8,537)	8,229	複数の事業分野に関わる横断的な政策課題等に対して機動的・重点的な予算措置を講じることなどにより、北海道総合開発計画の推進を図る。					203 205 206	北海道特定特別総合開発事業推進費は基幹的な事業が毎年変わるため定量的な成果目標は設定できない。なお、H24は「食」と「観光」と「物流」のテーマを設定し、事業効果の早期発現を図っている。 北海道特定地域連携事業推進費は事業を実施するうえで多数の成果目標及びアウトカムを設定している。なお事業計画では「環境」、「食」、「観光」等の5つのテーマを設定し、事業を推進している。				

(2)	北海道開発事業 (昭和26年度)	449,950 (447,973)	422,511 (417,640)	365,581	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成20年7月4日閣議決定の「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)を実施する。	203 204 205 206	各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に活動指標を設定 各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に成果目標を設定
(3)	北海道開発事業(東日本大震災関連) (昭和26年度(平成23年度))	- -	9,742 (9,481)	21,145	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成20年7月4日閣議決定の「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)のうち、東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興を推進するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために必要な事業を実施する。	203 204 205 206	各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に活動指標を設定 各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に成果目標を設定
(4)	北海道開発計画調査等経費 (昭和26年度)	251 (161)	163 (74)	161	関係行政機関による連絡会議等を開催するとともに、北海道の経済社会動向の把握、計画のフォローアップ、北方領土の現況把握及び計画の主要施策の推進に向けた基礎調査を実施する。	205	- -
(5)	北方領土隣接地域振興等経費 (北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金) (平成16年度)	100 (99)	100 (96)	100	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)が行う、北方領土問題が未解決であることに起因する地域産業の課題に対応した産業振興事業、北方領土問題の啓発又は四島交流の支援に資する交流推進事業への補助を行う。	208	- -
(6)	アイヌの伝統等普及啓発等に必要経費 (平成9年度)	118 (110)	124 (102)	125	アイヌ文化振興法に基づきアイヌ文化の振興等の業務を行う者として指定された(財)アイヌ文化振興・研究推進が実施する、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌの伝統等に関する普及啓発及びアイヌの伝統的生活空間の再生に要する経費の一部の補助等を行う。	207	- -

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-④)

施策目標	4.1 技術研究開発を推進する							担当部局名	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課		作成責任者名	課長 越智 繁雄 課長 吉田 正彦	
施策目標の概要及び達成すべき目標	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。							政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		政策評価実施予定時期	平成25年8月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
176 目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-					95.7%	80%	平成23年度以降毎年度	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発(平成21年度)	115 (108)	120 (111)	100	燃料電池等の水素利用の要素技術は開発が進んでいるものの、地域スケールでの水素利用について検討が進んでいないことから、水素及び燃料電池技術を活用した都市エネルギーシステムを確立し、都市全体として化石燃料への依存度を低下させる。				176	-				
(2) 社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発(平成22年度)	72 (67)	175 (169)	179	これまでは社会資本の損傷等に対して個別・事後的に対処してきたが、今後は老朽化に伴う事故や災害、維持管理費・更新費の急増が懸念されることから、施設の状態を定期的に点検・診断し、致命的欠陥が発現する前に対策を講じ、ライフサイクルコストの縮減を図る「予防保全」の考えに立った戦略的維持管理・更新が行えるよう、大量の点検対象構造物を効率的かつ確実に点検するための技術や目視困難な場所を点検するための技術を開発する。				176	-				
(3) 地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発(平成22年度)	18 (17)	90 (89)	97	近年の地震工学の進展により、地盤特性ごとに高い精度で地震動が把握・予測されるようになったが、それらの測定値のなかには現行の設計基準を上回るものもあることから、今後30年以内にほぼ確実に起こるとされる海溝型巨大地震(宮城県沖、南関東、東海、東南海、南海地震)に効率的に対応するため、最新の地震学的知見に基づき、地盤特性に応じた建築物の耐震性能評価技術を開発する。				176	-				
(4) 高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発(平成23年度)	- -	100 (95)	100	従来のGPSでは困難であったビル街等をでの高精度な測量等を常時実現するなど、複数の衛星測位システム(マルチGNSS)を統合的に利用して測量等を行う技術の開発及び標準化を行い、短時間で高精度の位置情報の取得を可能にする。				176	-				
(5) 中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発(平成23年度)	- -	68 (63)	72	性能が明らかでない既存住宅等について、図面等が無い場合においても構造・材料等を容易に把握し、その性能を効率的に評価する技術を開発する。研究成果を現況検査基準等の見直しに反映することにより、設計図面等の住宅情報が整備され、性能が明らかな既存住宅等のストック拡大を促し、適切な情報を備えた中古住宅として流通する市場環境を整備し、「2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させる」政策目標に資する。				176	-				
(6) 建設技術の研究開発等共通経費(平成18年度)	148 (127)	85 (80)	35	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効果的・効率的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。				-	-				
(7) 研究開発の評価等経費(平成10年度)	10 (9)	8 (5)	9	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効率的、効果的な実施を図る。				-	各年度の評価課題数:-				
(8) 建設技術の研究開発助成経費(平成13年度)	250 (250)	250 (247)	270	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効率的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。				176	-				
(9) 災害に強い国土づくりに資する技術の開発・導入の推進	- -	182 (26)	30	東日本大震災からの復旧・復興においては、既存の技術だけでなく今般の大震災の特徴を踏まえた地域に適する技術の開発・導入が必要である。本施策により、民間・大学各々の強みを活かした技術研究開発に対し助成を行い、先進的・革新的な研究開発成果を活用することによって、より効率的・効果的な震災からの復旧・復興を目指すことを目的とする。				-	-				

(10)	鉄道技術開発 (昭和62年度)	969 (967)	927 (916)	646	鉄道技術の開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行う。	176	—
(11)	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発(東日本大震災関連) (平成23年度)	0 (0)	134 (5)	47	浮体式洋上風力発電施設特有の課題である漂流、転覆、沈没等、浮体・係留設備の安全性に関する技術的検討、特に事業化展開(複数機の設置)時の係留の交錯リスク低減等安全確保のための技術的検討を実施し、それら成果等をベースとして、安全ガイドラインを作成する。	176	—
(12)	独立行政法人土木研究所(運営費交付金) (平成13年度)	9,124 (9,124)	8,540 (8,540)	8,464	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。	—	実施研究課題数:266課題 現場に適用された土木研究所研究開発技術数:—
(13)	独立行政法人土木研究所(施設整備) (平成13年度)	395 (389)	483 (455)	458	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。	—	土木研究所が整備した施設数:5件 —
(14)	独立行政法人建築研究所(運営費交付金) (平成13年度)	1,924 (1,924)	1,745 (1,745)	1,733	住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献する。	—	実施研究課題数:40課題程度 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:—
(15)	独立行政法人建築研究所(施設整備) (平成13年度)	98 (78)	43 (43)	91	『住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献することを目的としている。』という目的を達成するため、業務を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設・設備の整備及び更新を行う。	—	建築研究所が整備した施設数:2棟 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:—
(16)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度)	257 (257)	252 (252)	241	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	—	—
(17)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構基礎的研究等勘定運営費交付金 (平成15年度)	273 (273)	270 (270)	210	安全・安心対策、環境負荷低減、地域公共交通の活性化等、社会からの要請が大きい運輸分野において革新的・独創的な技術を生み出すため、競争的な研究開発環境を形成して当該分野の研究活動を活性化することにより、大学等の研究者や民間企業の研究アイデアを引き出して運輸技術に関する基礎的研究を推進する。	—	採択件数(新規及び継続):8件 ①研究成果発表会等:15以上、②特許出願:25以上、③外部への研究成果発表:370以上
(18)	(独)交通安全環境研究所運営費交付金(一般勘定) (平成13年度)	747 (747)	854 (854)	753	交通安全環境研究所に運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	—	基準の策定等に資する検討課題等の提案件数:20件 基準の策定等に資する検討会への参画、調査、研究等を実施する基準化予定項目の件数:8件
(19)	(独)交通安全環境研究所施設整備費(一般勘定) (平成13年度)	179 (104)	121 (115)	45	交通安全環境研究所に運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	—	整備実施件数:1件
(20)	(独)海上技術安全研究所運営費交付金 (平成13年度)	2,933 (2,933)	2,795 (2,795)	2,706	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発等を行う。具体的には、①総合的・合理的な安全規制構築のための研究等、海上輸送の安全の確保に係る研究開発、②環境対策の強化・高度化のための研究等、海洋環境の保全に係る研究開発、③海洋資源・空間の利活用の推進のための研究等、海洋の開発に関する研究開発、④少子高齢化の進展などの社会環境・構造の変化に対応した新たな海上交通輸送システムの構築のための研究等、海上輸送の高度化に関する研究開発等を実施。	—	事業規模(収入支出決算報告書の収入額) 国際海事機関への提案文書数:20件 所外発表の実施:312件 特許・プログラム等の知的財産所有権の出願:49件
(21)	(独)港湾空港技術研究所運営費交付金(平成13年度)	1,385 (1,385)	1,248 (1,248)	1,276	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成18年4月1日から平成23年3月31日までの第2期中期目標および平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って運営を行うために必要な経費に充当するものである。	—	港空研報告・港空研資料の刊行 4回、査読付き論文の発表数 120編
(22)	(独)港湾空港技術研究所施設整備補助金(平成13年度)	206 (206)	149 (149)	149	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成18年4月1日から平成23年3月31日までの第2期中期目標および平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って研究等を行うために必要な施設整備を行うものである。	—	—
(23)	(独)電子航法研究所(運営費交付金) (平成13年度)	1,598 (1,598)	1,499 (1,499)	1,451	航空交通の安全の確保とその円滑を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・航法・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を行うことにより、国(航空局)が実施する航空管制業務等の航空保安業務について技術的側面から支援する。	—	重点研究数:11件 —
(24)	(独)電子航法研究所(施設整備費) (平成13年度)	264 (231)	99 (92)	39	研究開発業務の確実な遂行のため、研究所の施設・設備に関して性能維持・向上等適切な整備を実施する。	—	構内道路舗装改修工事:1件 —
(25)	国土技術政策総合研究所 土木関連施設整備費、建築関連施設整備費 (平成13年度)	57 (56)	777 (776)	295	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に関係のある総合的な調査、研究開発に必用となる研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。	—	—

(26)	国土技術政策総合研究所 一般研究経費 (平成13年度)	193 (189)	191 (188)	177 —	国土交通本省が展開する政策や、技術基準の策定・改訂等に対し将来的に十分な技術支援・提言を行っていきけるよう、中長期的に対応が必要となることが予想される課題を解決するための研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	—	—
(27)	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発 (平成22年度)	13 (12)	13 (12)	12 —	気候変動下での水害に対する適応策として、水災害リスクの低減に主眼を置き、従来の河川整備にとらわれず流域に踏み出す新たな施策も視野に入れるとともに、流域ごとの実態や過去の施策の積み重ねを踏まえて、かつ所定の期間内に実践できる実現性の高い施策オプションを選定・選択するための基盤技術を開発し、気候変動への適応策の実現を強く推進することを目的とする。	176	—
(28)	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究 (平成22年度)	14 (13)	14 (14)	13 —	2007年の建築基準法改正により、構造計算書の偽装防止の徹底とともにプログラムによる構造計算の信頼性の確保が図られることとなった。しかしながら、プログラムによりモデル化の詳細が異なること等によりプログラム間で結果にばらつきが生じ、時として有意な差として現れることから、プログラムによる構造計算については、依然、建築確認の場において慎重な取り扱いが必要になっている場合が多い。そのため、標準的なモデル化方法を定めたプログラムに適した建築構造計算基準を整備することにより、プログラムによる構造計算の安定化と、建築確認等の建築実務の円滑化を図ることを目的とする。	176	—
(29)	密集市街地における協動的建て替えルールの策定支援技術の開発 (平成22年度)	19 (19)	19 (19)	19 —	密集市街地における整備・改善の加速化を目的とした協動的建て替え特例手法の活用を普及を図るため、住民合意に基づく街区特性に応じた協動的建て替えルールの策定を支援する街区性能(火災安全性や、日照・採光、換気・通風等の住環境性能)の簡易予測・評価ツールを開発するとともに、全国の類型密集市街地における街区性能の実態を定量的に把握し、確保すべき街区性能の水準の明確化と協動的建て替えルールの策定ガイドラインの検討を行うことを目的とする。	176	—
(30)	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発 (平成22年度)	13 (13)	14 (14)	13 —	今後の省エネルギー施策のさらなる推進のためには、住宅の中でも新築住宅と比較して性能が低くエネルギー消費量が多い既存住宅ストックにも対策を講じることが喫緊の課題であることから、既存住宅における多様な住宅種別(戸建て・集合)を考慮し、改修方法に対応したエネルギー消費量に基づくエネルギー消費性能評価法を作成する。研究の成果は、省エネ法に基づく住宅の省エネルギー基準等の施策に反映させる。	176	—
(31)	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究 (平成22年度)	12 (11)	11 (11)	10 —	先進的な景観創出事例の分析に基づき、これまで明らかにされてこなかった公共事業の景観創出が美しいまちづくりに及ぼす効果とその発現メカニズムを解明し、直轄等の公共事業における美しいまちづくりに向けた景観創出の取組みをより一層推進することを目的とする。	176	—
(32)	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究 (平成23年度)	— —	6 (6)	15 —	地域における資源・エネルギー循環拠点として大きなポテンシャルを有する下水処理場の循環利用技術について、地域特性や技術種類別のケーススタディを通じた評価を行うとともに、温室効果ガス排出量の削減に効果的な技術の普及を図るため、適切な技術を組み合わせ、下水処理場をエネルギー拠点として最大限活用するためのガイドラインを策定しようとするものである。	176	—
(33)	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究 (平成23年度)	— —	7 (6)	16 —	地震直後から津波の危険性がなくなるまでの間、適切なタイミングで浸水の範囲・深さを想定することで、河川、道路等の施設管理者による災害対応を支援する。	176	—
(34)	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究 (平成23年度)	— —	7 (7)	13 —	国土交通省は大規模地震の発生直後から所管施設の点検を実施しているが、被害状況の把握に数時間以上要することも多い。その間、災害対策本部等では震度分布の情報しかなく、所管施設の被災状況が把握できないため、初動対応に遅れが生じるおそれがある。本研究では、地震発生直後の情報の少ない段階において、施設管理者の意思決定をサポートすることを目的として、強震記録から所管施設の被災状況を推測する手法を開発する。	176	—
(35)	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究 (平成23年度)	— —	8 (7)	16 —	政府は温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標として、2020年までにCO2を1990年度比25%削減、一次エネルギー供給量に占める太陽光発電などの再生可能エネルギー供給量の割合10%達成を目指している。そこで、本研究では、省エネ法に基づく住宅、ビル等の技術基準や助成制度に太陽光や地中熱等の再生可能エネルギーを位置づけ、また、官公庁施設などに導入して社会への普及を図ることを目的とする。	176	—
(36)	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究 (平成23年度)	— —	10 (10)	15 —	高齢者が要介護の状態となっても安心して住み続けられる住まいの整備・普及に向けて、医療・介護・福祉サービス等と連携した多様な高齢者住宅の計画・評価手法に関する研究及び高齢者の多様な心身特性等に応じた住まいのバリアフリー化等の改修手法に関する研究を実施し、成果の普及を通じて高齢者の安心居住の実現を図る。	176	—
(37)	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究 (平成23年度)	— —	8 (8)	10 —	都市政策上の大きな方向性ある都市のコンパクト化を確実に進め、非効率な公共コストを避け、さらに成長戦略に沿ったメリハリの効いた土地利用と低炭素な都市構造の確立に資する、各土地の現況調査を潜在的利用適性の分析・評価へと高度化し、開発と保全、さらには高度利用と市街地縮退にかかるきめ細かな行政判断に明確な説明力を付与できる汎用的手法の開発を行うものである。	176	—
(38)	作用・性能の経時変化を考慮した社会資本施設の管理水準の在り方に関する研究 (平成21年度)	9 (9)	5 (5)	9 —	防波堤の変状(劣化の累積)やその進行程度、及び当該施設の大規模被災を未然に防止する耐波性能に配慮した上で、補修・補強費と被災時の復旧費の観点から合理的であると考えられる維持管理の方針を立てることができる手法の構築を目指す。	176	—
(39)	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究 (平成22年度)	4 (4)	6 (6)	6 —	アジア地域と日本の各地域を結ぶ国際フェリー輸送について、港湾施設の基準策定に関わる技術資料とりまとめ、国際フェリー航路網の予測や地域へのインパクト評価ツールの開発、それらを用いた国際フェリーのゲートウェイ港湾の比較検討、関連する施策評価を行う。	176	—

(40)	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究 (平成22年度)	3 (3)	5 (5)	5	保安対策が海事輸送分野から国際輸送分野全体へ展開する中で、貨物検査の強化に対する物流への影響緩和策を、ハード・ソフト両面から検討すると共に、テロ発生時、速やかな貿易復旧方策について研究する。	176	—
(41)	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発 (平成23年度)	— —	6 (6)	6	超大型バルクキャリア対応の港湾整備に対し、安全性を担いつつ施設規模を縮小するための新たな港湾計画手法を開発し、コストの大幅な合理化を図ることを目的とする。	176	—
(42)	地理地殻活動の研究に必要な経費 (平成10年度)	153 (143)	118 (95)	111	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行なう測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する研究開発を実施し、地理空間情報の活用を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部176に 関連	—
(43)	気象研究所 (昭和31年度)	831 (827)	832 (831)	784	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	176	—
(44)	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進 (平成24年度)	— —	— —	34	鉄道・自動車等の各輸送モードにおける制御・管理システムの技術的要件を整理・検討し、これまで開発されている技術の成果・課題を把握し、他の輸送モードへの応用の可能性を有するものを見出し、これらの輸送モード間で応用・共通化を図るための技術的検討を行う。	176	—
(45)	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究 (平成24年度)	— —	— —	26 —	地震、豪雨、火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった想定を超える超過外力と洪水などの複合的自然災害の発生とその影響を明らかにし、人命の保護を最優先としつつ、最低限必要な社会経済機能を維持できる先進国家に相応の高い災害靱性を有する国家基盤の構築を目指す。	176	—
(46)	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究 (平成24年度)	— —	— —	15 —	耐震安全性に関して法令や技術指針類では整備が不十分な外装材を対象に、①外装材の耐震安全性を考慮した剥落防止のための技術基準類の確立、及び②地震後の外装材の健全性を評価する方法の確立、を目指す。	176	—
(47)	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究 (平成24年度)	— —	— —	15 —	複雑化・詳細化した建築基準法の階層化した性能基準への移行に向けて、建築物が有する建避難安全性能の算定法を確立し、避難安全性能の目標水準を提示すること目的とする。	176	—
(48)	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究 (平成24年度)	— —	— —	15 —	沿岸都市の様々なレベルの地震被害の想定に対して、市民の生命・財産を最大限保障し、被災直後の円滑な救援活動及びその後の生活・経済・行政の円滑な復興を図る。	176	—
(49)	(独)海上技術安全研究所施設整備補助金 (平成24年度)	— —	— —	95	海上輸送の安全確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資するために、独立行政法人海上技術安全研究所における船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	—	—
(50)	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究 (平成24年度)	— —	— —	11 —	ICT(情報通信技術)により取得できる複数の人の移動情報を収集・共通化・分析できる基盤(プラットフォーム)の整備を進め、効率よく安価に時宜に合った調査を可能とすることにより、既存の統計資料を補完した行政サービスの支援に加え、民間サービスの効率化・高度化にも寄与することを目指す。	176	—

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-④)

施策目標	42 情報化を推進する						担当部局名	総合政策局		作成責任者名	情報政策課長 石澤 龍彦 行政情報化推進課長 木下 慎哉		
施策目標の概要及び達成すべき目標	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。						政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		政策評価実施予定時期	平成25年8月		
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
177 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	2件	平成19年度	2件	3件	3件	2件	2件	限りなくゼロ	平成24年度	第2次情報セキュリティ基本計画(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)における目標。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
	22年度(百万円)	23年度(百万円)											
(1) 都市・地域行政情報データベース運営経費(平成14年度)	4 (4)	4 (4)	10	経済・社会の多様なニーズに対応するため都市計画を中心とした情報を集約化及びその提供が求められており、このような中で都市・地域行政に関する各種データの収集・整理をすることで、地方公共団体等関係機関の業務の円滑な遂行を図る。					-	使途が、データベースの運営・改良及びデータを集約化し、その提供を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。			
(2) 下水道処理施設維持管理業者登録システム等運用経費(平成13年度)	3 (2)	3 (2)	2	下水道処理施設維持管理業務を民間委託する地方公共団体等に対し、下水道処理施設維持管理者に関する人的構成、財務状況、業務実績等の情報を提供するシステムを運用する。本登録システムは、地方整備局等において登録される下水道処理施設維持管理者に関する諸情報について、一元的な情報管理を行うため国土交通本省に全国の業者情報データベースを設置し、情報提供することを目的とする。					-	使途が、サーバ等、本システムを運用するために必要な機器の借り上げ及び保守等であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。			

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-④)

施策目標	43 国際協力、連携等を推進する							担当部局名	総合政策局	作成責任者名	総合政策局国際政策課(課長 松本 大樹) 総合政策局海外プロジェクト推進課(課長 石川 雄一)
施策目標の概要及び達成すべき目標	良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進し、さらに、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する。							政策体系上の位置付け	12 国際協力、連携等の推進	政策評価実施予定時期	平成25年8月
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度				
178 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	124	平成23年度	117	118	122	120	124	131	平成28年度	国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、わが国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、目標設定時における当該目標年次の国際会議等の開催見込みに基づき、目標値として設定した。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(24年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
	22年度(百万円)	23年度(百万円)									
(1) 交通関係国際会議等に必要経費(平成13年度)	53 (50)	51 (41)	48	世界のCO2排出量の約23%を占める交通セクターについては、中国、インド等新興国の急速な経済成長に伴うモータリゼーションの進展等により、CO2排出量の急増及び交通に起因する大気汚染の更なる深刻化が懸念されている。このため、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」の主催国であるわが国がアジアティップをとり、その合意事項を強力かつ着実に実施すべく、様々な枠組みを活用して交通環境分野における気候変動・大気汚染問題等に対する国際協力・連携を強化していく。					178	-	
(2) 国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援(昭和48年度)	330 (314)	734 (666)	888	2002年の「日ASEAN包括的経済連携構想」を受けて創設された日ASEAN交通連携基本枠組に基づき、「日ASEAN次官級交通政策会合」の開催を行う。また、東アジア地域との連携強化を図るため、「日中韓物流大臣会合」、中国・韓国との二国間の交通次官級会合等を開催する。その他、具体的案件の受注を目指して、官民一体となったトップセールス等の展開やプロジェクト構想段階からの官民連携による案件形成等の調査、我が国技術の海外での理解促進のための研修等を実施する。					178	-	
(3) アジアにおける環境対策等支援(昭和48年度)	54 (52)	48 (40)	47	「交通と環境・エネルギーに関する大臣会合」の合意事項及び日ASEAN交通大臣会合における環境行動計画への取り組み支援を具体化させるべく、アジア諸国の関係者を対象に、陸・海・空の交通分野における研修やセミナーを開催する。また、途上国における交通分野の安全・安心に関する諸課題を解決するため調査やセミナー等を実施する。					178	-	
(4) 建設分野における国際協力、連携の推進(平成19年度)	141 (132)	117 (114)	226	開発途上国政府等を対象に、本邦建設技術の優位性を活かした案件形成を促進するための調査団派遣による政策対話及びセミナー・シンポジウムの開催等の技術支援を実施するとともに、気候変動や大規模自然災害に脆弱な開発途上国等を対象に、政策対話及び現地調査等の実施による課題やニーズの把握と環境・防災対策の提案、セミナー等の開催を実施する。また、開発途上国の政府関係者や技術者を対象に、我が国で培われ相手国で活用可能な建設技術や制度に係る適用可能性の検討及びセミナー等の実施等を行う。					178	-	
(5) 国際港湾機関分担金(昭和30年度)	2 (2)	2 (2)	2	港湾に関して世界的に強い影響力をもつ国・地域・団体が数多く加盟するこれら国際機関に加盟することで、世界の港湾の時流・政策をいち早く把握し、国内港湾施策に取り入れるとともに、国際的協定、基準の策定への積極的な参画により我が国港湾関連技術のグローバルスタンダード化を推進し、以って我が国の国益に資するものとする。					178	-	
(6) 北東アジア港湾局長会議に必要な経費(平成12年度)	0 (0)	2 (2)	7	日本と中国・韓国との強い貿易面の結びを鑑み、お互いにそれぞれの国について情報共有するとともに、港湾政策の企画立案等の検討を行う。また、3カ国間の緊密な連携の促進するため、3カ国の港湾に関する共通課題に対する共同研究及び政策策定を行う。また、局長会議という行政分野の交流のみならず、シンポジウムや港湾協会長会議の開催が、民間同士の交流促進に寄与するなど、重層的な協力関係を保持する。					178	-	

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(国土交通省24-④)

施策目標		44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する						担当部局名		官庁営繕部		作成責任者名		計画課長 西村 好文		
施策目標の概要及び達成すべき目標		行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。						政策体系上の位置付け		13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		政策評価実施予定時期		平成25年8月		
業績指標等	初期値	実績値						目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値設定年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度									
179	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	83%	平成23年度					83%	95%	平成28年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。					
180-①	保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態の良い官庁施設の割合)	48%	平成23年度					48%	60%	平成28年度	評点の平均点が80点以上の場合とは、良好に保全された状態であり、すべての施設において80点以上を目標とする必要がある。よって、長期的には100%を目指すことを勘案して目標値を設定している。					
180-②	(②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	25事項	平成23年度	11事項	16事項	19事項	23事項	25事項	50事項	平成28年度	「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行う。					
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要						関連する業績指標等番号		達成手段の目標(24年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		22年度(百万円)	23年度(百万円)													
(1)	官庁営繕費(平成18年度)	21,548 (20,660)	23,745 (23,433)	16,841		耐震性能の不足等により、大規模地震時に来訪者等の人命に危険が及ぶ施設や災害時の活動拠点としての機能の発揮に問題がある施設に加え、外壁落下や建物内への漏水等の不具合が生じたり業務量の増大等に伴い著しく狭隘となるなど、行政サービス提供の場として重大な支障が生じている施設について、耐震性能等の必要な性能を確保できるよう、改修や建替えを実施している。建替えに当たっては改修との経済比較を行った上で事業を実施することとしている。事業の実施において、国は施設の企画や整備水準の設定、工事の発注・監督・検査等を行い、設計や工事の施工については民間事業者が行っている。						179		-		
(2)	官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費(平成18年度)	99 (90)	99 (96)	111		大臣官房官庁営繕部においては、適正な水準を有する官庁施設の整備及び適正な保全、整備プロセスにおける透明性及び効率性の確保に向けて、各種技術基準やマニュアル類を作成している。本事業では地球環境の保全や安全・安心の確保等新たな行政ニーズを的確に施策に反映するために、各種技術基準やマニュアル類の制定や改定を行う必要があることから、そのために必要な与条件整理、データの収集・分析等を随時行っている。						180		-		
(3)	官庁営繕費(東日本大震災関連)(平成23年度)	-	3,554 (3,050)	3,739		○東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧等。 ○防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保のため、以下を実施。 ・官庁施設の耐震化の推進。 ・官庁施設の防災機能の強化。 ・官庁施設の津波対策の推進。						179		-		

※達成手段の目標(24年度)は、関連する業績指標以外の目標がある場合に記載している。